

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(v)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。</p> <p>・児童福祉施設における食事の提供(同省令11条)のうち、児童発達支援センター(43条)については、児童発達支援センターにおける食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【国土交通省】</p> <p>(3)建設業法(昭24法100)</p> <p>二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30></p> <p>6【国土交通省】</p> <p>(2)建設業法(昭24法100)</p> <p>二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)については、廃止する。その際、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする。</p>	<p>「二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)については、廃止する。その際、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする。」旨を閣議決定した。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第9次地方分権一括法案)」について第198回国会に提出、令和元年5月31日に成立した。令和2年4月1日に施行した。</p>	<p>【国土交通省】国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県經由事務の廃止について(通知)(令和元年11月1日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h290_tsuchi.html#h29_5</p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局建設業課</p>
<p>6【国土交通省】</p> <p>(13)駐車場法(昭32法106)</p> <p>道路のまがひのどから5m以内の部分、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分並びに路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分における路外駐車場の出入口の設置規制(施行令7条)については、安全対策を講ずること等により、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とし、平成30年中に必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。</p> <p>・稼働後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。</p>					
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(27)介護保険法(平9法123)</p> <p>(ii)小規模多機能型居宅介護については、当該サービスの普及等を図る市町村の参考となるよう、安定的な事業の運営に向けた小規模多機能型居宅介護事業所の取組事例を、市町村に平成29年度中に周知する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H29	15	03.医療・福祉	一般市	狛江市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び運営に関する基準第5条第4項 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第3条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第5条第4項	訪問介護のサービス提供責任者について、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の訪問型サービスとの業務が可能となるよう基準を緩和する。 ※総合事業の現行の訪問介護相当のサービスと通所型サービスは同一事業所で実施する場合についても同様の支援がある。	指定訪問介護事業所が総合事業の訪問型サービスを実施する場合、訪問介護のサービス提供責任者(以下「責任者」という。)が訪問型サービスの責任者等と兼務できないため、訪問介護の責任者と訪問型サービスAの責任者として兼務する必要があるが、介護A対応として、責任者の確保に難いという事業者があるという。また市としては、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援に向け、訪問型サービスAについても推進を図っているが、人材確保の面から訪問型サービスAの実施に難色を示している事業所も多いため、対応に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	16	03.医療・福祉	一般市	狛江市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのQ&A【平成27年8月19日版】問12	通所介護のサービスと通所型サービスを同一事業所において実施する場合における定員の基準の緩和	通所介護を実施する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の通所型サービスを実施する場合における定員の要件を緩和する。 ※総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスは同一事業所で実施する場合についても同様の支援がある。	通所介護と通所型サービスを一体的に実施する場合、通所介護の利用定員と通所型サービスの利用定員は別に定めるとされている。そのため、それぞれのサービス利用者の状態が変化したことを受け、もう一つのサービスを変更しようとした際に、受け入れを拒否するケースが多い利用者が定員を満たしている場合、違う事業所の利用を促さざるを得ない。そのような場合、利用者にとっては通い慣れた事業所から違う事業所に変更せざるを得ない。そういったことを避けるため、事業所に対しては、定員に対する利用者に余裕をもたせて受け入れを行っているところもある。また、別々に定員を定めているため、サービス利用の変更の際の変更票の作成・提出・受理に係る事務が煩雑になっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	17	03.医療・福祉	施行時特例市	茅ヶ崎市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童養護手当て第4条 児童養護手当て及び特別児童養護手当て関係法令上の縦割りについて(厚生省児童福祉政策推進局長高橋英明 昭和48年 児企第28号)	児童養護手当てにおいて転出と同時に児童養護手当てが資格喪失となる場合に転出前の自治体で資格喪失手続きができるようにされたこと	児童養護手当て給付が東京都で資格喪失届を出せずに神奈川県茅ヶ崎市へ転入し、転入と同時に事実婚関係が生じたため、神奈川県茅ヶ崎市では児童養護手当ての申請は行なわなかった。その後、事実婚が解消され、再び東京都の自治体へ転入した際に児童養護手当て申請を行ったが、資格喪失届が東京都でも神奈川県でも提出されていたため、児童養護手当ての再認定を行うことができなかった。この場合、資格喪失届の提出先は事実婚状態の始期より判断すべき事例とされるが、東京都は転入後に事実婚状態となつたと転入したと考えており、神奈川県は事実婚状態となつたと転入したと考えており、いずれの解釈も成立し得る事例であることから、自治体間で意見を調整することを困難であった。自治体による事実婚認定が原則であると考えつつも、当該事例は自治体を変えた場合は転入届を提出し、事実婚関係が解消されたことにより、事実婚認定を行っていない自治体で資格喪失届を出せば対応することは不都合であり、システム処理にも多大な支障があるため、当該事例のように転入と資格喪失が同時の事例であっても、二重の解釈が可能である場合においては、一律に支給認定を行った自治体において資格喪失届を出し受理すべきものと整理していただく(一部三県のうち、東京都以外の県では同様処理している。)	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	18	12.その他	一般市	今治市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則	国民健康保険事務における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し	平成27年8月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーを記入することが定められた申請・届出等には、マイナンバーの利用が規定されないものも含まれている。そのため、情報連携によるマイナンバーの利用が見込まれる申請・届出等にはマイナンバーの記入を義務付ける部分を削除するよう求める	【支障事例】マイナンバー制度が導入されたことにより市役所窓口で住民が記入する各種申請等にマイナンバーの記入が義務付けられたが、制度の説明および記入に際し照しに際し必要な本人確認等のため、制度導入前に比べ受付にかかる時間が件当たり平均約1分程度増大し、受付事務が複雑化したことにより、市民の待ち時間が増え窓口が混雑するようになった。当市の国民健康保険窓口では月500件以上の高齢療養費の支給申請を受け付けているが、500分の業務時間増である。申請者がマイナンバーカードを所持していないなどの理由で記載できない場合は問答を待って住民基本台帳等により職員が確認・記入することも認められているが、その説明にも時間がかかる上、住民基本台帳システムの画面からマイナンバーを直接確認して手書きで記入するという余分の業務が生じる。公平な負担と給付の実現および手続の簡素化等のためマイナンバーの活用は有効なものであるが、対象となる国民健康保険の各種の給付や資格の申請・届出のみならず、被保険者証の再発行など縦割られた手続でも記入が必要とされており、住民に対し必要性を説明できない。届出としてマイナンバー導入の目的である行政の効率化・国民の利便性を高めるために、マイナンバーの活用は有効なものであるが、対象となる国民健康保険の各種の給付や資格の申請・届出のみならず、被保険者証の再発行など縦割られた手続でも記入が必要とされており、住民に対し必要性を説明できない。また記入済申請書の保存にも十分な管理体制が求められるため、必要な空間や設備の確保に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	19	03.医療・福祉	中核市	豊田市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を利用する命令第13条第2号	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において、情報連携による照会可能な特定個人情報照会追加	予防接種法第28条では実費徴収が可能であるが、実費を徴収しない場合、さらに経済的理由によりその費用を負担出来ないとする要件も市町村の裁量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担できない者(実費徴収できない者)については、市町村民税に関する情報のみならず、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報を含みながら、判断している事例が多いと考えられる。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格確認ができない、生活困窮者と考えられる者へから予防接種費用を負担することとなるため、接種率の低下が懸念されており、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果も十分に発揮できなくなる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	20	03.医療・福祉	中核市	豊田市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を利用する命令第12条の2	予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携による照会可能な特定個人情報に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を利用する命令第12条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務等について別表第2で整理されている。別表第2の項書16の2の項に係る主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するための情報連携できる特定個人情報情報は、予防接種に関する記録に関する情報がある。しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報を利用できないと緩和を要する。	予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の対象者を定めるために身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者選定を行うに当たっては適切であるとされる。政治に鑑みられている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらうことは住民にとって負担である。また、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されているにも関わらず、情報照会できないのは矛盾している。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	21	09.土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法施行規則第4条の5の5	地方自治体の数値により健全性に応じた効率的な橋梁点検を実施する方針化・事務の弾力化	初回点検を除く直接目視点検結果の健全性が1と判断された橋梁(防錆機、防錆機を除く)については、健全性に応じて地方自治体の裁量で適切なサイクルで点検し、また小型無人機の新技术を活用した近接目視以外の点検手法を導入し、効率的な安全評価・橋梁点検を可能とするよう、道路法施行規則第4条の5において一律に定められている点検手法・頻度の弾力化など事務の簡素化を求める。	点検は3年に1回の頻度で行うことを基本としているため、点検結果に關係なく恒久的に点検を実施していくことになる。点検における健全性診断の判定結果がⅢとなった場合には早期の補修が必要となるなど、点検結果に応じた補修が必要となる。また、点検にあたっては近接目視によることを基本とされているが、状況によっては点検に必要となることに加え、大寿命化・修繕計画に即して補修を実施しなければならぬため、点検だけでなく補修に人員が必要となる。また、点検にあたっては近接目視によることを基本とされているが、状況によっては点検に必要となることに加え、大寿命化・修繕計画に即して補修を実施しなければならぬため、点検だけでなく補修に人員が必要となる。また、点検にあたっては近接目視によることを基本とされているが、状況によっては点検に必要となることに加え、大寿命化・修繕計画に即して補修を実施しなければならぬため、点検だけでなく補修に人員が必要となる。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	22	12.その他	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道法	水道法に基づく給水区域の縮小に係る許可基準の明確化	水道法において、区域外から給水申請の申し込みがあった場合、施設等の備蓄水量の上水道管の断面計は施設等の増設に膨大な費用がかかることが想定されるも、拒否することができないと定められている。そこで、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化を要求する	山間部にある事業所から給水申請の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができなかったため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の費用が掛かった。更に近年、水質異常の兆候が見られるため水質浄化の簡易装置5,000万円(ランニングコスト別添)を新設する計画がある。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	23	10.運輸・交通	施行時特例市	上越市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第79条の4第1項第6号 道路運送法施行規則第51条の1	市町村運営有償運送に関する処理方針について(平成18年度自前第141号) 自家用有償客運送についてよるご質問	市町村運営有償運送に使用する車両について、運行委託先の企業等が用意する車両を使用することができるとして頂きたい。	自家用有償運送(市町村運営有償運送(交通空白域)の実施に当たって、市町村は、運送に必要な自動車等を自ら保有することができているが、保有車両では対応できない突発的な事態も想定されるほか、これに対応するための予備車両を保有することは効率的でない、また車検などにより定期的な運送に使用する自動車が増える期間もあるため、特に通常運行する車両の代替車両について、運行委託先の企業等が用意する車両を用いることが可能として頂きたい。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	24	12.その他	一般市	中津川市	総務省	B 地方に対する規制緩和	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認事項の条件緩和	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認事項において、包括承認事項「10年以上」とあるところを、「概ね10年」へ改正	当市では平成19～21年度に地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して市全域に光ファイバー網を整備し、市民に対して民間業者からインターネットアクセスサービスを提供しているが、維持管理費が使用料を上回る公共負担が大きい状況であるため、初年度受取額より10年を経過するタイミングで、引き継ぎサービス提供してもらふことを条件に、設備を現行サービス提供会社に無償譲渡する予定である。しかし、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第22(1)①において、包括承認事項「10年以上」の定めがあるため、30年間で全域に整備した設備を10年経過後に財産処分として処分し、経費削減を図りたい。このため、経費削減が図れないことから、整備施設全てが10年を経過するのを待って譲渡しきれないという。従って、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第22(1)①において、「経過年数が10年以上」とするのを、「概ね10年」とし、一括の設備については10年未満でなく包括承認事項に該当するものとしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 【27】介護保険法(平9法123) (ロ)指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)5条2項)等については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(自介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。)と介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(主に雇用されている労働者により提供される、自介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス(訪問型サービス)に限る。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事することがあることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>	-	-	-	-	-
<p>【厚生労働省】 【20】児童扶養手当法(昭36法238) (イ)児童扶養手当に係る受給資格喪失の届出については、交際相手との同居等を理由に転出し、転出と同時に事実婚関係となった場合、児童扶養手当受給者より申出のあった事実婚関係の発生日と当該者に係る住民基本台帳上の転出日及び転入日が同日であった場合、施行規則11条の規定に基づき、転出元の地方公共団体に受給資格失効を受理し、転出先の地方公共団体に受給資格失効を受理し、転出元の地方公共団体に受給資格喪失手続ができることについて、地方公共団体に平成30年中に通知する。</p>	-	-	-	-	-
<p>【内閣府(20)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ)国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事業全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体内における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【内閣府(13)(iv)】【厚生労働省(32)(iii)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の記載の有無を可能とする。 ・国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)に規定する被保険者証(同令7条1項)等</p>	<p>被保険者証等の再交付申請において、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(令和元年9月30日付け保発0930第1号、保発0930第9号厚生労働省老健局長、保険局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tuuchi.html#h29_18</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課</p>
<p>【内閣府(20)】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ)予防接種法(昭23法88)による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務(別表2の18)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支給給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支給給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	-	<p>予防接種法に基づく実費の徴収に関する事務について、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支給給付等関係情報の情報連携を可能とした。</p>	<p>【内閣府】総務省 令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月25日付け府審第182号、総参第61号内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官通知) 【厚生労働省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月25日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tuuchi.html#h29_19</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省健康局健康課</p>
<p>【内閣府】総務省(15)【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ロ)予防接種法(昭23法88)による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務(別表2の18)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支給給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支給給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	-	<p>予防接種法に基づく実費の徴収に関する事務について、障害者関係情報の情報連携を可能とした。</p>	<p>【内閣府】総務省 令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月24日付け府審第182号、総参第61号内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官通知) 【厚生労働省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月25日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tuuchi.html#h29_20</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省健康局健康課</p>
<p>【国土交通省】 【12】道路法(昭27法180) (イ)地方公共団体による橋梁等の点検については、以下のとおりとする。 ・橋梁等の点検を支援する新技術については、その開発を促進するとともに、活用可能なものから随時現場への導入を図ること、新技術を導入する際には、道路メンテナンス会議等を通じて、当該技術に関する地方公共団体への周知を図る。さらに、現在、導入を検討しているものについては、早ければ平成30年度からの現場導入を目指し、技術検証を進める。 ・橋梁等の点検に係る支援措置については、引き続き、技術面(地方公共団体等の職員に対する研修等)や財政面での支援を行うとともに、実施体制面での支援として、地域一帯単位の一画の活用促進を図る。 ・点検の頻度(施行規則4条の5の5)を含む定期点検の在り方については、平成26年度から開始した5年に1度の定期点検の一巡目の実施状況を踏まえ、平成29年中に専門家の意見の聴取を開始し、国民の安全確保を前提として、地方公共団体が持続可能で、かつ、実効性のある点検を実施することができるよう、地方の意見も聴きながら早期に結論を得べく検討を進める。</p>	<p><平30> 【国土交通省】 【13】道路法(昭27法180) (1)地方公共団体による橋梁等の定期点検の在り方については、専門家の意見を聴取した上で、地方公共団体が持続可能な実効性のある点検を実施することが可能となるよう、点検の効率化や合理化を図り、2018年度中に定期点検の見直しを行う。</p>	<p>点検要領を改正し、特定の構造の橋梁については点検手法を効率化・合理化することができることを示した。</p>	-	-	<p>国土交通省道路局路政課</p>
<p>【厚生労働省】 【6】水道法(昭32法177) 人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等の課題を踏まえた水道法の見直しに合わせて省令等を改正し、給水区域を縮小する場合の手続及び許可基準を明確化するとともに、「水道事業等の認可の手引き」を改正するなどの方法により、具体的な詳細な手続及び許可基準を地方公共団体に周知する。</p>	-	<p>水道法に基づき給水区域を縮小する場合の手続及び許可基準を明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】水道法施行規則の一部を改正する省令 【厚生労働省】水道事業等の認可等の手引き(令和元年9月) 【厚生労働省】改正水道法等の施行について(令和元年9月30日付け厚生水発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tuuchi.html#h29_22</p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局水道課</p>
<p>【国土交通省】 【8】道路運送法(昭26法183) (ウ)自家用有償旅客運送(78条)に係る運行委託先の企業等や個人からの持込み車両の使用については、市町村が主体となる自家用有償旅客運送において使用可能であることと地方公共団体に通知する。 【措置済み(平成29年8月31日付け国土交通省自動車局長通知)】 (ウ)自家用有償旅客運送に係る運行委託先の旅客自動車運送事業者の事業用車両については、本来の事業の用に供することを妨げない範囲で持ち込むことが可能であること及びその場合の留意点を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>	-	-	<p>【国土交通省】市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成30年3月30日付け国自旅第333号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tuuchi.html#h29_23</p>	-
-	-	-	-	-	-

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【文部科学省】</p> <p>(4) 児童福祉法(昭22法164)</p> <p>「放課後子ども総合プラン」(平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>6【厚生労働省】</p> <p>(3) 児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(イ) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。</p> <p>① 放課後子ども総合プラン(平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>平30> 6【厚生労働省(3) (イ)【文部科学省(2)】</p> <p>児童福祉法(昭22法164)</p> <p>放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)第59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。</p> <p>なお、施行後3年を目途として、その進捗の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和元年6月26日号外法律第46号)</p> <p>【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和元年6月7日法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2017/h29h_tsuchi.html#h29_25</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(3) 児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(イ) 保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設)の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準目を年度途中で変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。</p> <p>6【内閣府(18)【厚生労働省(29)】</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>(イ) 幼稚園認定こども園における保育教諭の配置基準(幼稚園認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)35条(3項)等)に係る子どもの年齢の基準目を年度途中で変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。</p>			<p>【厚生労働省】平成29年の地方から提案等に関する対応計」を踏まえた具体的な留置事項等について(平成30年1月19日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)</p>		<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【農林水産省】</p> <p>(4) 地方卸売市場(昭46法25)</p> <p>地方卸売市場の運用の在り方については、地方卸売市場内で小売活動を行うことを含め、都道府県知事が地域毎の実情を踏まえて判断して差し支えないことを明確化するため、都道府県に改めて周知する。</p> <p>[措置済み(平成29年9月28日付け農林水産省食料産業局食品流通課長通知)]</p>			<p>【農林水産省】小売活動等を含めた地方卸売市場の運用のあり方について(平成29年9月28日付け農林水産省食料産業局食品流通課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2017/h29h_tsuchi.html#h29_29</p>	
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(31) 子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(1) 子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)第59条2第4項)の実施については、以下のとおりとする。</p> <p>・子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを明確化し、かつ、原則として援助会員の自宅としている規定を見直すため、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成30年4月に改正する。</p>					
<p>6【農林水産省】</p> <p>(3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)</p> <p>農業振興地域整備計画の変更(13条)については、事務手続の迅速化を図るため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に平成29年度中に周知する。</p> <p>・市町村による農業振興地域整備計画の変更については、農業への新規参入の促進、後継者の確保等の農業政策上の観点から、農家住宅の確保等の個別の需要に対応するために、随時、機動的に行うことが可能であること。</p> <p>・農業振興地域整備計画の案の公告・縦覧(11条)については、その期間がおおむね30日間」と定められており、市町村の判断により30日間よりも短い期間を設定することが可能であること。</p> <p>・都道府県は、農業振興地域整備計画の変更協議等に係る標準処理期間を定め、手続の迅速化に努めることが望ましいこと。</p> <p>・農業振興地域整備計画の変更手続と農地転用許可(農地法(昭27法229)4条及び5条)の手続を並行して進めることにより、農地転用許可までの期間の短縮が可能であること。</p>			<p>【農林水産省】農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続等の迅速化について(平成30年3月30日付け29農振第2589号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2017/h29h_tsuchi.html#h29_32</p>	
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(3) 児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(イ) 児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(6条の2の2第4項)を合同で実施する場合については、多機能型事業所の特例(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平24厚生労働省令15)80条から82条)により、双方の事業の従業者が兼務可能であること、設備を共用することが可能であること等を、地方公共団体及び事業者に全国会議等を通じて平成29年度中に周知する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別 管理 番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(調整等)
H29	34	03_医療・ 福祉	一般市	雲南市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童福祉法第21条の5の18第3 号の規定に基づく指定通所 支援の事業等の人員、設備及 び運営に関する基準 第5条(従業者の員数)	サテライト事業所における 兼務可能な職員等の 明示、必要な制度の見直し	人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達 支援事業を実施できよう。サテライト事業所における 兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直しを求め る。	市内の事業者は奥出雲町、飯南町に本体事業所のサテライト事業所を設置していたが中止することとなり、雲南市付近の奥出雲町、飯南町には、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのサービス事業所がなく なっていました。児童発達支援の雇用児童数が全国的増加傾向にある中、当該地域においては、「身近な療育の場たる児童発達支援事業が行われていないため、十分な障害児発達支援が行われていない」現 状。その主たる原因としては、本体とサテライトの定員配置等の考え方が地域の実態に適合していなかったことから、事業者において効率的な運営ができなかったと聞いている。 具体的には、いかなるサテライト事業所においても、本体による支援を前提としたサテライトのサービス水準や効率的な運営のガイドラインが示されておらず、結果として本体事業所と同様の人員配置をせざるを得ず、 人材を確保することが困難であった。 また、児童発達支援事業の定員算定については、本体事業所の定員とサテライト事業所の定員の合計によることとされており、上記のように本体事業所と同様の人員配置となることで、本体事業所とサテライト事業所 はそれぞれの施設で児童発達支援事業を実施している状態であったことから、規模の利益が働かず、事業者にとっては厳しい算定となっている。 以上を踏まえ、奥出雲町、飯南町の出入り人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できよう。 ○ 本体事業所との連携により、サテライト事業において、一定の療育の質を担保しつつ、小規模な形態にあった運営が可能となるよう、兼務可能な職員等の明示 または、 ○ 本体事業所とサテライト事業所の定員を合算することは不合理であるので、必要な制度の見直し を求める。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/seianbosyu/2017/seianbosyu_jokka.html
H29	35	12_その他	中核市	松山市	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	国勢調査調査区関係書類閲覧 事務取扱要領(平成18年6月6日 総務省統計局長決定) 国勢調査調査区関係閲覧事務 取扱要領(平成18年6月6日総 務省統計局長決定) 国勢調査調査区関係閲覧事務 取扱要領(平成21年10月1日 総務省統計局長決定 最終改 正 平成25年12月17日)	国勢調査情報の利用で 調査世帯一覧の複写を 可能とする	現在、国勢調査情報の利用が可能で基幹統計調査で は、担当する調査員の大半が、国勢調査で作成した調 査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧を閲覧、転記 又は複写により調査区の確認をしている。 複写が禁止されている調査世帯一覧を、調査区地図及 び調査区要図と同様に複写可能としていただきたい。	調査世帯一覧を転記するためには、通常1時間程度の時間を要し、調査員に負担を掛けるばかりでなく、立ち会う職員も拘束される。さらに、実行時間が重なった他の調査員を待たせることを避けるためには、閲覧場 所及び職員を複数確保する必要が生じるなど効率が悪い。 また、調査区に精通した調査員の高齢化による引退や、プライバシー意識の向上による調査実施の難化により新たな調査員の確保に苦慮している中で、確保した調査員は調査区に詳しくない場合も多く、転記誤りに より訪問先を間違えるなど、トラブルが生じることがある。 現在、調査員からも、「他の書類は複写できるので、世帯一覧のみ複写できないのはなぜか」、「調査後は処分するので複写できないわ」、「調査員は処分してはいいい」などの意見が寄せられるなど、調査員の理解を得 ることが困難な場合が多いのが実情である。 世帯一覧には個人情報記載されているが、閲覧内容を記載した記録簿を作成していることや、調査員には守秘義務が課せられていることから、安全性は一定担保されていると考える。さらに、立ち会う職員による必 要最小範囲の部分の複写や、マニュアル等を作成し、複写した書類は返却を要すること、調査時には持ち出さないことなどを条件として定めることで、個人情報漏洩のリスクをより軽減できるものとする。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/seianbosyu/2017/seianbosyu_jokka.html
H29	36	03_医療・ 福祉	中核市	松山市	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	A 権限 移譲	認可保育所の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律 第5条等、第7条、第8条、第29 条、第30条	幼保連携型以外の認定 こども園の認定事務、権 限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっ ていますが、それ以外の認定こども園の認定等事務につ いて、中核市の所管とされたい。	本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全額型は、市町村による施設整備の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もことから、一体的 に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。 なお、当時の事務処理特別制度を活用することの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたところである。 これにより、意図が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市についても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。 一方で、事務処理特別制度は、市町村が事務を求める場合、県の意見を尊重する必要があるが、その協議時には事務局が筆頭に立ちやすいことから、県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されたいと限らな いため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置づけられることで、より適切に反映できるようにすることから、権限移譲を求める。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/seianbosyu/2017/seianbosyu_jokka.html
H29	37	12_その他	村	鶴牧村、 茨城町、 笠岡市、 市川三浦 町、早川 町、身延 町、南都 町、富士 川町、昭 和町、道 志村、西 桂町、忍 野村、山 中湖村、 富士河口 湖町、小 笠村、舟 渡山村	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	公職選挙法第38条第1項、40 条、第48条の第3項及び第5項	期日前投票所におい て、投票所を繰り上げて 閉じること市町村選挙 管理委員会の判断で可 能とする。	期日前投票期間の投票所の繰上げについて、市町村 選挙管理委員会の判断で可能であるよう公職選挙法 の改正を要望する。	公職選挙法第40条及び第48条の第6項に基づくと、本村は、期日前投票所が1か所であるため、回投票所を開く時刻は繰り上げることができず、閉じる時刻は繰り下げることでないことにより、投票時間を短縮 することができない。現在、仕事に遅れている方等は期立念人を確保されることも多く、各自都合から選ばれる高齢者に立念人を務めもっているが、1日11時間半の立念の負担が重くことから、その選任に苦痛 することあり、投票時間の短縮を求める声が上がっている。 一方で期日前投票開始後の数日間や夜間の時間帯については、極めて投票者が少ない状況であるため、国政選挙等の期日前投票所の設置期間が長期にわたる場合には、その設置期間の過半を越えない範囲 で投票を繰り上げて閉じることができれば、立念人の負担の軽減につながると思われる。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/seianbosyu/2017/seianbosyu_jokka.html
H29	38	03_医療・ 福祉	一般市	須賀市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	○児童福祉法第45条第2項 ○児童福祉施設の設備及び運 営に関する基準第32条 ○地域の自主性及び自立性を 高めるための改革の推進を図 るための関係法の整備に関 する法律(平成25年法律第37号) ○地域の自主性及び自立性を 高めるための改革の推進を図 るための関係法の整備に関 する法律の一部の施行に伴う 関係法令等の整備及び 経過措置に関する政令(平成 23年9月14日政令第28号) ○地域の自主性及び自立性を 高めるための改革の推進を図 るための関係法の整備に関 する法律附則第四条の基準を 定める令 ○地域の自主性及び自立性を 高めるための改革の推進を図 るための関係法の整備に関 する法律附則第四条の厚生労働 大臣が指定する地域(平成23年 9月12日厚生労働省告示第314 号)	第一次地方分権一括法等により、標準とされている保育 所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけでは なく、特機児童が発生している、または、発生の恐れのある 地方都市においても一時的に適用できるように省令の 改正を求める。	子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の入園人数が増加している。 本市では将来を見越して公私立保育園の施設整備を完了したが、新築保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、また、他の市町村の保育所の活用も検討し ているが、周辺市町村においても保育需要の増加が著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕がなく、活用は困難となっている。 仮に施設整備を進めたとしても、子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により数年後には入所児童数は減少する見込みのため、新規施設整備を進めることは困難かつ不合理であり、特機児童が今 後発生する見込みである。この特機児童の見込みに対して、保育士は十分な確保である見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に特機児童が発生せざるを得ない 状況になっている。 なお、第一次地方分権一括法及び関係法令等により、要件を満たす都市部では床面積基準が緩和されたが、当市では要件となる地価も大都市圏に及ばず、少子化により特機児童の発生数も限られているため、 緊急性が感じているにもかかわらず、活用することは困難である。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/seianbosyu/2017/seianbosyu_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(x)児童発達支援(6条の2第2項)については、利用児童が少数である地域における安定した事業運営の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【総務省】</p> <p>(14)統計法(平19法53)</p> <p>国勢調査(5条2項)の調査世帯一覧については、必要最小限の範囲で複写を可能とする方向で、地方公共団体及び調査実施者からの現状把握と意見聴取を行った上で、情報漏えいリスクなどを考慮した具体的な運用方法を検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30></p> <p>6【総務省】</p> <p>(12)統計法(平19法53)</p> <p>(1)国勢調査(5条2項)の調査世帯一覧の閲覧申請に係る取扱いについては、必要最小限の範囲で調査世帯一覧の複写が可能であること及び具体的な運用方法を、地方公共団体に2019年中に周知する。</p>	<p>国勢調査の調査世帯一覧について、複写が可能となるよう事務取扱要領を改正し、その旨を周知した。</p>	<p>【総務省】国勢調査の調査世帯一覧の閲覧に関する事務取扱要領について(令和元年12月17日付付総務勢第159号総務省統計局統計調査部長通知)</p> <p>【総務省】国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(最終改正:令和元年12月17日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/tesanbosyu/2017/h29a_tsuchi.html#h29_35</p>	<p>総務省統計局統計調査部国勢統計課</p>
<p>5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(5)】</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び8項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条3項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議(3条7項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) 					
<p>5【内閣府(2)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(6)】</p> <p>子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(i)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務(34条1項1号) ・教育・保育施設の確認の取扱い等(40条1項2号) 					
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(ii)保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域の基準(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令(平23厚生労働省令112))については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地価要件の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、本特例の適用期間(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平23政令289))の延長についても併せて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>6【内閣府(18)】【厚生労働省(29)】</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>(ii)幼保連携型認定こども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13条2項の規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
H29	39	03_医療・福祉	都道府県	栃木県	厚生労働省	A 権限移譲	毒物及び劇物取締法第18条第2項、第3条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の2、同法施行令第36条の7	原体制業者及び原体制業者の登録等に係る事務権限の移譲	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、原体制業者の登録等に係る事務権限を都道府県に移譲すること。	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出などが定められているが、申請する業務内容等により事務手続きが厚生労働大臣又は都道府県知事に区分されている。 【所管事務】 ○厚生労働省 憲法第4条第1項 ○原体制業者及び製薬業者 ○原体制の輸入を行う輸入業者 ○都道府県知事 憲法第4条第36条の7 ○製薬製造業(原体制の小分けを含む。)若しくは原体制の小分けのみを行う製造業者 ○製薬の輸入のみを行う輸入業者 一方で、厚生労働大臣が所管している事務については、都道府県が申請書受付、現地調査をするともに、登録可否に係る前申を地方厚生局に行っている。 このため、都道府県と地方厚生局間の連携が重要である。都道府県知事が所管する事務は、処理期間が1か月程度多く要している。また、これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の前申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等はなく、都道府県で処理できるものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	40	06_環境・衛生	都道府県	栃木県	環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第4条第1項	土壌汚染のおそれがない土地の改変などに関する土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止	土壌汚染対策法第4条第1項の運用において、通常、人が絡み入らない土地又は汚染のないことが明らかになっている土地における土地の形質変更など、人の健康を保護する上で影響を及ぼさないと認められる届出不要とすること。 具体的には、法施行規則で定める届出不要な行為として保樹林内で行われる山出し工事、環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地における工場の建設等に伴う土地の改変などは、届出が不要な行為として支障ないと考える。	同項の規定に基づき、3,000以上の土地の形質変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。しかし、公害負担受給者等に高所得者が多くないことから、健康保険医療に係る高所得者費の自己負担限度額(70歳未満の場合、5つの区分と同一算定式を適用した場合には公害負担を軽減することができる。なお、公害負担受給者のうち、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費については、特例的な算定式ではなく、所得区分に応じた自己負担限度額が設定されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	41	03_医療・福祉	一般市	別府市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	公費負担医療における療養費の支払いについて(昭和48年10月30日保健第42号)・保健第26号 各都道府県知事等厚生労働省保険局長・社会保険庁医療保険部長連名通知	公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+ (医療費-287,000円)×1%)が適用されている。しかし、公費負担医療受給者に高所得者が多くないことから、健康保険医療に係る高所得者費の自己負担限度額(70歳未満の場合、5つの区分と同一算定式を適用した場合には公害負担を軽減することができる。なお、公害負担受給者のうち、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費については、特例的な算定式ではなく、所得区分に応じた自己負担限度額が設定されている。	公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+ (医療費-287,000円)×1%)が適用されている。しかし、公費負担医療受給者に高所得者が多くないことから、健康保険医療に係る高所得者費の自己負担限度額(70歳未満の場合、5つの区分と同一算定式を適用した場合には公害負担を軽減することができる。なお、公害負担受給者のうち、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費については、特例的な算定式ではなく、所得区分に応じた自己負担限度額が設定されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html		
H29	42	08_消防・防災・安全	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条	大規模災害発生時において、県域を超えた迅速かつ円滑な応援が実施できるよう、災害対策基本法第74条に基づき、関係機関の派遣申請を受ける都道府県は、区域内市区町村に対し支援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。	【支援事例】 九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、震災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、被災市町村の復旧・復興に向けた支援を行った。各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。 このことに加え、九州・山口9県災害時応援協定では、一部の市町村からは派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ28,305人(うち市町村職員10,375人、39.4%)	【支援事例】 九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、震災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、被災市町村の復旧・復興に向けた支援を行った。各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。 このことに加え、九州・山口9県災害時応援協定では、一部の市町村からは派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ28,305人(うち市町村職員10,375人、39.4%)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	43	06_環境・衛生	知事会	九州地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	環境保全施設整備費補助金交付要綱(平成9年7月4日農自計第208号、環境第241号)	動物収容・譲渡対策施設の整備に係る補助金交付対象の追加	環境保全施設整備費補助金のうち、動物収容・譲渡対策施設の整備に係る補助金交付対象に、県と市町村の共同設置による整備事業を新たに追加することを求める。	【支援事例】 大分県は、大分県、大分市が各々1/2を負担 【計画概要】 ・平成29年度 設計業者選定、測量 ・平成29年度 地質調査、設計、建設 ・平成30年度 建設、供用開始 大分県及び大分市がそれぞれ独自に施設を整備することは非効率であるため、施設整備はもとより運営についても県と市が共同で行う方針である。この方針に基づき、施設については区分所有ではなく持分1/2ずつの共有とする計画であるが、環境省からは、共同設置者の双方が施設整備に係る補助を受けるためには、持分が「物理的」に区分されている必要がある。不明確な場合は一方の自治体から補助を受けられない旨の指摘を受けている。 現行制度により、取組の補助対象となる場合は、市の負担金をその収入として事業費全体から控除する必要が生じ、補助対象経費が大幅に削減されることとなる。獣医師の確保等課題となる中で、地方の創意工夫によるコスト低減を図る共同設置を案出しようにも関わらず、単独設置の場合と比べて不利を被りかねない状況となっている。	【支援事例】 大分県は、大分県、大分市が各々1/2を負担 【計画概要】 ・平成29年度 設計業者選定、測量 ・平成29年度 地質調査、設計、建設 ・平成30年度 建設、供用開始 大分県及び大分市がそれぞれ独自に施設を整備することは非効率であるため、施設整備はもとより運営についても県と市が共同で行う方針である。この方針に基づき、施設については区分所有ではなく持分1/2ずつの共有とする計画であるが、環境省からは、共同設置者の双方が施設整備に係る補助を受けるためには、持分が「物理的」に区分されている必要がある。不明確な場合は一方の自治体から補助を受けられない旨の指摘を受けている。 現行制度により、取組の補助対象となる場合は、市の負担金をその収入として事業費全体から控除する必要が生じ、補助対象経費が大幅に削減されることとなる。獣医師の確保等課題となる中で、地方の創意工夫によるコスト低減を図る共同設置を案出しようにも関わらず、単独設置の場合と比べて不利を被りかねない状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka_yosan.html
H29	44	12_その他	知事会	九州地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	情報通信基盤整備推進補助金交付要綱	情報通信基盤の整備に係る補助対象要件の緩和	情報通信基盤の整備に係る補助対象要件を緩和し、自然災害等による大規模な修繕費等も含めることを求める。	【支援事例】 情報通信基盤の整備について、国の補助事業「情報通信基盤整備推進補助金」の補助対象は施設・設備の設置に関する経費に限られ、維持管理に当たっての自然災害等による修繕費等は対象外となっている。台風常襲地帯で設備を抱える鹿児島県において、施設・設備の設置後に大規模な修繕費等の財政負担の発生が懸念されることから、結果として本補助金を活用して基盤整備した市町村は県内で1町のみであり、県内の情報通信基盤の整備が進まない状況にある。	【支援事例】 情報通信基盤の整備について、国の補助事業「情報通信基盤整備推進補助金」の補助対象は施設・設備の設置に関する経費に限られ、維持管理に当たっての自然災害等による修繕費等は対象外となっている。台風常襲地帯で設備を抱える鹿児島県において、施設・設備の設置後に大規模な修繕費等の財政負担の発生が懸念されることから、結果として本補助金を活用して基盤整備した市町村は県内で1町のみであり、県内の情報通信基盤の整備が進まない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka_yosan.html
H29	45	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保基金管理運営要綱 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条(都道府県計画)	地域医療介護総合確保基金の事業対象の要件緩和	地域医療介護総合確保基金の「介護予防の推進」に資する指導者育成に係る事業の対象となる専門職に管理栄養士及び歯科衛生士を追加することを求める。	【支援事例】 当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域民らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が中心で事業メニューに認識されることが限られているため、地域の実情を踏まえた取組に支障が生じている。市町村が実施する地域ケア会議においては、個別のケアマネジメント支援が重要であることから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、管理栄養士や歯科衛生士なども参加しており、地域課題への解決にはこれらの有資格者が不可欠である。 しかし、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職の要件として、管理栄養士、歯科衛生士は対象外となっているため、必要な人材の確保に支障が生じている。	【支援事例】 当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域民らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が中心で事業メニューに認識されることが限られているため、地域の実情を踏まえた取組に支障が生じている。市町村が実施する地域ケア会議においては、個別のケアマネジメント支援が重要であることから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、管理栄養士や歯科衛生士なども参加しており、地域課題への解決にはこれらの有資格者が不可欠である。 しかし、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職の要件として、管理栄養士、歯科衛生士は対象外となっているため、必要な人材の確保に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka_yosan.html
H29	46	02_農業・農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第5条、附則第2項第3号 農地法の運用について(平成21年12月11日21経農第4530号・21農振第1598号)	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。具体的には、農地法第5条許可を要しない場合を規定する農地法施行規則第53条にJAXAによる保安用地取得を位置付けると、手続きの簡素化を求めるもの。	【現況】 鹿児島県種子島に所在するAXAのロケット発射施設周辺の半径3キロメートル以内の土地について、ロケット発射に伴う爆風等に対応する保安用地とするため、JAXAは平成4年度から土地の買収を進めている。 ○全体の土地取得計画のうち、農地については約28.2haを取得する計画となっており、平成28年度末時点で15.6haを取得済み。 【支援事例】 ○平成17年度以降は農地の買得面積が4haを超えたことから、それ以降に農地を新たに取得する場合、その面積の多寡に関わらず、取得する毎に大臣許可(平成28年度からは大臣への協議)を得ている状況。 ○当初の計画に基づき農地取得のため、国との協議についても事実上形骸化している。 ○公共性が高く、かつ当初の保安用地取得計画に沿って土地取得を進めているにも関わらず、今後も計画区域内の全農地の取得が完了するまでの長期にわたるため、協議を断続的に行っていく必要があると予想される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	47	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	肝炎治療特別促進事業実施要綱(平成20年3月31日 健疾発第0331001号) 厚生労働省健康局長通知 肝炎治療特別促進事業の実務上の取組(平成20年3月31日 健疾発第0331003号)	肝炎治療特別促進事業における核酸アログ製剤治療の認定に係る有効期間の延長	肝炎治療特別促進事業における核酸アログ製剤治療の認定の有効期間は1年以内にとされ、当該受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間を延長することを求める。	【支援事例】 肝炎治療特別促進事業における核酸アログ製剤治療の認定については、医師が治療を継続する必要があると認めた場合に更新の申請を行うことができるとされているが、核酸アログ製剤治療は重症化予防のため、10年以上継続することが大半である。そのため、当該受給者のほとんどが毎年更新手続きを行わなければならない、受給者にとって負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>4【厚生労働省】 (2) 毒物及び劇物取締法(昭25法303) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・毒物及び劇物の原体の製造(小分けを除く。以下同じ。)を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録(4条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物製造責任者の届出(7条3項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更(9条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等(17条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消等(19条1項から4項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録に係る聴聞の期日及び場所の公示(20条2項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置(21条1項)</p>	—	毒物及び劇物の原体の製造等の事務・権限について、都道府県に移譲した。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限の委譲等について(平成30年10月17日付け厚生労働省1017第2号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について(平成30年10月17日付け厚生労働省1017第7号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_39	
<p>6【環境省】 (4) 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)については、汚染のおそれがある土地を効率的に調査する観点から、通行人が踏み入らない保安林において行われる治山工事や、環境影響調査など既存の知見より汚染のおそれがないと判断でき、一定の条件下で届出時点においても汚染のおそれがないことが担保されている土地の形質変更など、客観的に汚染のおそれがないと判断できるものを当該届出の対象外とすること、及び既存の知見より汚染のおそれがなくなっている場合など都道府県等が汚染のおそれがないと速やかに判断できるときは当該都道府県等の判断で届出後自由な作業を工事着手を認めることについて、都道府県等の実態把握や意向調査を行った上で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【環境省】 (9) 土壌汚染対策法(平14 法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、都道府県知事等が土壌汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土壌の汚染状態が全ての特定有害物の種類について土壌汚染基準及び土壌含有重金属に適合するものと認められるものとして、都道府県知事等が指定した土地において行われる土地の形質の変更については、当該届出の対象外とするよう、2018 年度中に省令を改正する。 また、土壌の汚染のおそれがないが、調査命令を發出しない都道府県知事等が判断した区域については、土地の形質の変更予定日以前に形質変更に着手しても差し支えないことを明確化するため、都道府県等に2018 年度中に周知する。</p>	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、都道府県知事等が指定した土地において行われる土地の形質の変更については、当該届出の対象外とした。また、土壌の汚染のおそれがないが、調査命令を發出しない都道府県知事等が判断した区域については、土地の形質の変更予定日以前に形質変更に着手しても差し支えないことを明確化し、都道府県等に周知した。	【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成31年環境省令第3号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_40	環境省水・大気環境局 土壌環境課
<p>6【厚生労働省】 (1) 健康保険法(大11法70) (イ) 公費負担医療における高額療養費の算定については、地方公共団体や保険者の事務負担や財政への影響を踏まえつつ、その見直しの必要性について検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—
<p>6【内閣府(12)】【総務省(11)】 (1) 都道府県と区域内の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の一体的な応援については、災害発生都道府県知事から応援を求められた都道府県知事が、区域内の市町村長に対し災害発生市町村長が行う災害応対策への応援を求めることができることを明確化することとし、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	—	都道府県と区域内の市町村の一体的な応援について、災害発生都道府県知事から応援を求められた都道府県知事が、区域内の市町村長に対し災害発生市町村長が行う災害応対策への応援を求めることができることを明確化し、地方公共団体に周知した。	【内閣府】【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害対策基本法の一部改正について(平成30年6月29日付け府政発第812号消防災第118号総行公第82号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_42	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【農林水産省】 (2) 農地法(昭27法229) 4haを超える農地転用に係る農林水産大臣との協議(附則2項)については、手続の簡素化を図るため、平成29年度中に農地法関係事務処理要項(昭29農林水産省告示第 農林務(農)第 農)を改正し、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可(4条及び5条)を行う場合には、過去の協議において既に提出した添付資料等の提出を不要とする。</p>	—	—	【農林水産省】農地法関係事務処理要項の制定について(の一部改正)について(平成30年3月30日付け29農振第2991号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_46	—
<p>6【厚生労働省】 (37) 肝炎治療特別促進事業 核酸アノログ製剤治療の助成対象者の自己負担限度額の設定に係る所得状況の確認については、個人番号の活用が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 また、核酸アノログ製剤治療の更新認定に関して、今後医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断することの必要性の有無については、肝炎治療特別促進事業の有識者の意見も踏まえて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (37) 肝炎治療特別促進事業核酸アノログ製剤の認定の更新手続については、診断書又は検査内容が分かる資料を提出し認定された者が行う、当該認定以降2回目までの更新手続において、当該資料を省略することを可能とする。また、当該資料を省略した場合には、認定協議会に意見を求めることを省略することを可能とする。 【措置済み(平成30年3月29日付け厚生労働省健康局が・疾病対策課肝炎対策推進室長通知)】</p>	—	【厚生労働省】肝炎医療費助成におけるマイナンバーの活用	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_47	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	48	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	毒物及び劇物取締法等を第1項から第9項まで、第3条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3同法施行令第36条の7	原体を製造(輸入)する毒物制御物製造(輸入)業登録等の事務の国から都道府県への移譲	原体を製造(輸入)する毒物制御物製造(輸入)業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務については以下の区分で行うこととされている。 【現況】 ・毒物及び劇物取締法及び同法施行に基づき、毒物制御物製造(輸入)業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務については以下の区分で行うこととされている。 ・(厚生労働大臣) ・原体の製造(輸入)を行う業者 ・(都道府県知事) ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)又は原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う業者 なお、厚生労働大臣が行うこととされている事務については、都道府県知事が申請書交付、現地調査及び登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。 【支障事例】 ・厚生労働大臣が行う事務については、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要するため、都道府県知事が行う事務と比べ1か月程度多くの時間がかかっている。 ・原体を製造(輸入)する毒物制御物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨の要請が寄せられている。 なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、福岡県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはない。したがって、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	49	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第113条の32、第115/933、第115の34	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	業務管理体制の整備に関する事項の届出先は都道府県(地域密着型は市町村)とされており、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業者の指定権限を一体的に運用が可能となるよう中核市への届出とする制度を求めることとされている。 【支障事例】 当県において、不正請求等による指定取消処分と相当する可能性がある事象が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日間の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による機関と県による検査の日程を合わせるため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。 また、実際に当該処分を受けた事業者については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関係があつたと認められた場合、連座制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への機関等が行われ、その結果によって処分する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	50	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡	特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【現況】 中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事象が生じた場合は、その時点で山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査が実施される。 【支障事例】 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市(管内区役所、福祉事務所等含む。)への監査指導は事務連絡において都道府県が行うこととされている。熊本県では、認定事務を行っている区役所に対し監査指導を実施しているが、同様に指定都市本庁においても管内区役所等への積極的な指導・研修をすることとされており、二重指導が懸念されている。また、道府県の場合、実際に認定業務を行う県の出先機関等に対し、道府県本庁が内部監査を行った上で、厚生労働省の指導監査を受ける取扱いであることから、同様に、指定都市においても、区役所に対し指定都市本庁が内部監査を行う方が監査手続として整合性が図れる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	51	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条、特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【現況】 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市が行った処分に対する審査請求先は事務連絡において道府県が行うこととされている。処分(区役所)と当該処分に対する審査(道府県)が異なるため、受給者にとって分かりにくく、手続きが煩雑になっている。 【支障事例】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条では、「都道府県知事」の特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当(以下「手当」という。)の支給に関する処分に限る者等は、都道府県知事に審査請求をすることができる。と規定され、処分が審査請求先とされているところであるが、指定都市については、県と同様の認定事務を行っているにも関わらず、その取扱いが異なる状況。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	52	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	総務省、厚生労働省	A 権限移譲	生活保護法第64条、65条	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 道府県内の審査行為は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。) また、指定都市の処分に対する審査行為が道府県であることは、指定都市の受給者にとって分かりにくい。(熊本市は、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。)	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	53	12.その他	知事会	九州地方知事会、九州・山各県の全市町村	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇見0526第3号厚生労働事務次官通知)	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	54	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第66条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇見0526第3号厚生労働事務次官通知)	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による養育医療の給付)	【支障事例】 児童福祉法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方関係情報を入力することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	55	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び権限を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第66条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発雇見06号厚生事務次官通知) ・障害児入所施設費用等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発雇見1218002号厚生労働事務次官通知)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステム上より地方関係情報を情報照会できる上より以下の措置を求める。 ①地方税法上の守給義務を解除した上で情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方関係情報を入力することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案単におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【4】厚生労働省】 【(2)】毒物取締法(昭25法303) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・毒物及び劇物の原体の製造(小分けを除く。以下同じ。)を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録(4条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出(7条3項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更(9条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等(11条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消等(19条1項から4項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録に係る懸隔の期日及び場所の公示(20条2項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置(21条1項)</p>	—	毒物及び劇物の原体の製造等の事務・権限について、都道府県に移譲した。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の原体の製造業者又は輸入業者の登録に係る事務・権限の変遷等について(平成30年10月17日付け厚生労働省発1017第2号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について(平成30年10月17日付け厚生労働省発1017第7号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_48	—
<p>【5】厚生労働省】 【(4)】介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)255条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえた検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【(平30)】 【5】(厚生労働省) 【(1)】介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、中核市に移譲する。</p>	指定居宅サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限を中核市へ移譲した。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について(令和元年6月14日老発0614第2号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_49	厚生労働省老健局総務課介護保険指導室
<p>【5】厚生労働省】 【(2)】特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) 道府県が指定都市の区役所等に行う特別児童扶養手当に関する監査指導等に係る事務については、道府県と監査指導等の実施を希望する指定都市の間で協議が整った場合、当該指定都市が行うこととし、その旨を平成29年度中に通知する。</p>	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>【6】内閣府(20)【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (a) 母子保健法(昭40法141)20条1項に基づく養育医療の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務(別表2の70)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。</p>	—	母子保健法に基づく養育医療の給付に係る費用徴収事務について、事務徴収基準額の認定の基礎を所得税額から地方税額に改正した。	【厚生労働省】未熟児養育医療費等の国庫負担について(令和元年12月27日付け厚生労働省発1227第1号厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】【改正後全文】未熟児養育医療費等の国庫負担について	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_53	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省自治税務局市町村税課 厚生労働省子ども家庭局母子保健課
<p>【6】内閣府(20)【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (a) 児童福祉法(昭25法164)20条1項に基づく療育の給付、同法23条1項に基づく助産の実施、同法23条1項に基づく母子保護の実施又は同法33条の6第1項に基づく児童自立生活援助事業の実施を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(別表2の16)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。</p>	—	児童福祉法に基づく療育の給付に係る事務等について、徴収基準額の認定の基礎を所得税額から地方税額に改正した。	【厚生労働省】「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」の一部改正について(令和元年10月18日付け厚生労働省発1018第2号厚生労働次官通知) 【厚生労働省】【改正後全文】児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 【厚生労働省】未熟児養育医療費等の国庫負担について(令和元年12月27日付け厚生労働省発1227第1号厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】【改正後全文】未熟児養育医療費等の国庫負担について	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_54	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省自治税務局市町村税課 厚生労働省子ども家庭局母子保健課
<p>【6】内閣府(5)【総務省(5)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法21条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項3号)を行った場合及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事項(同法66条1項及び2項)については、地方税法(昭26法22)22条の規定に基づく登録義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に賃借権者等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の1主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	—	児童福祉法に基づく児童入所措置を行った場合及び障害児入所措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	【内閣府】総務省】令和2年6月改定後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画課)通知) 【厚生労働省】障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱の一部改正について(令和元年5月31日付け厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】令和2年6月改定後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月6日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_55	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調査結果(個票等)
H29	56	12.その他	知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害児施設所支援助)を行った場合の準備等の取扱いについて(平成24年6月25日障発第0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の準備等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六)によるやむを得ない事由による措置	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定を、所得税額から市町村住民所得割額に改めると求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で、情報連携の方式について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html
H29	57	12.その他	知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第33号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第7号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の準備等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号)によるやむを得ない事由による措置	(1)身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定を、所得税額から市町村住民所得割額に改めると求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①番号法別表第二の第二十及び第五十一の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。 ②地方税法上の守秘義務を解除した上で、情報連携の方式について検討を行う。 ③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html
H29	58	12.その他	知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第33条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 ・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(老人福祉法第二十一条による措置)	(1)老人福祉法第二十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定を所得税額から市町村住民所得割額に改めると求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で、情報連携の方式について検討を行う。 ②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 老人福祉法第二十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html
H29	59	12.その他	指定都市	岡山市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条、13条、同法施行令第9条、同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条、地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金の取扱い 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の認定スケジュール及び申請手続等の見直し(簡素化)	○新規申請、継続申請問わず、年度当初から執行が可能となるよう、認定スケジュールを改めると。 ○継続事業について、実施計画中の経費の内訳の部分的な増減があるもの、新年度の総事業費が採択時の総事業費と比較して、増減なし又は、2割以内の減額など軽微な修正は、「(実施)計画の変更を伴わない継続事業」として取扱うこと。(新規事業の追加を除く) ○申請に係る取扱い、Q&A等は、可能な限り早期に通知すること。また、具体的な申請・認定スケジュールは早期に必ず通知し、申請様式の送付・送受も、先行すること。	○29年度事業を対象とする新規申請及び継続事業のうち、事業内容の変更を伴う場合の交付決定は、5月末頃の予定である。その結果、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。特に、継続事業については、①実施計画の変更を伴わない部分と②実施計画の変更を伴う部分に分類され、それぞれ別に申請を行い、交付決定が行われることから、地方にとって事務の負担が極めて大きい。 ○また、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくても、『事業費が増額する場合』と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。 ○国から具体的な申請スケジュール及び申請様式が示されない中、旧年度の様式で29年度事業に係る実施計画を作成することを余儀なくされた。3月上旬になって、ようやく国から申請スケジュール、様式等について通知があったが、事前相談の受付期限まで実費4日、正式提出期限まで2週間しか期間がなかった上、その間、申請様式の修正もあり、資料作成のやり直しの事務作業は、大きな負担となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html
H29	60	09.土木・建築	一般市	揚中市、箕井市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第47条、地方自治法第244条の2	公営住宅法第47条、地方自治法第244条の2 管理代行制度の拡充	管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第2条第2号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。 この条件について、改良住宅、従前原住者用賃貸住宅(再開発住宅・住環境整備モデル住宅等)や、自治体が独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けられることを可能とすること。	○国の条例や条例制定により、土地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしいるにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託する場合には指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なる可能性があるほか、同一管理者であっても委託の手續の違いにより委託時期にずれが生じる可能性がある。また、併用により指定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になる。 ○条例等により国等に管理している住宅の委託や、手續が異なることで遅延先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【内閣府(5)】【総務省(5)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(第22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法21条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項3号)を行った場合及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法56条1項及び2項)については、地方税法(第25法220)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に賞問検査等の規定を設け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。))に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の指定官庁で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	—	児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	【内閣府】総務省 令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【厚生労働省】やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについての一報改正について(令和元年5月31日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長通知) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月6日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyus/2017/h296_tsuchi.html#h29_56	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課
<p>【内閣府(7)】【総務省(7)】【厚生労働省(12)】 身体障害者福祉法(第25法171)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法18条1項)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法18条1項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法38条1項1)については、地方税法(第25法220)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、身体障害者福祉法に賞問検査等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」といいます。))に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	—	身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	【内閣府】総務省 令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月2日付け内閣府大臣官房参事官、総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【厚生労働省】やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについての一報改正について(令和元年5月31日付け障害発 0531第1号厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長通知) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月6日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyus/2017/h296_tsuchi.html#h29_57	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課
<p>【内閣府(11)】【総務省(10)】【厚生労働省(19)】 知的障害者福祉法(第25法171)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法15条の4)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法16条1項2号)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法27条)については、地方税法(第25法220)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、知的障害者福祉法に賞問検査等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」といいます。))に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	—	老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置(同法11条)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法28条1項)について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	【内閣府】総務省 令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月2日付け内閣府大臣官房参事官、総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【厚生労働省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日並びに同日以降情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等について (令和元年6月13日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月7日付厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyus/2017/h296_tsuchi.html#h29_58	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課
<p>【内閣府(13)】【総務省(12)】【厚生労働省(21)】 老人福祉法(第38法133)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置(同法11条)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法28条1項)については、地方税法(第25法220)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、老人福祉法に賞問検査等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の指定官庁で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	—	老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置(同法11条)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法28条1項)について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	【内閣府】総務省 令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月2日付け内閣府大臣官房参事官、総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【厚生労働省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日並びに同日以降情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等について (令和元年6月13日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について (令和2年10月7日付厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyus/2017/h296_tsuchi.html#h29_59	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課
<p>【内閣府(22)】 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ)新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ロ)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図ると、引き続き運用の改善を図る。 (ハ)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>	—	—	—	—	—
<p>【総務省(3)】【国土交通省(11)】 地方自治法(第22法67)及び公営住宅法(第26法193) (イ)地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づき設置し、公営住宅(公営住宅法2条2号)と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅(以下「独自住宅」といいます。))の管理については、指定管理者制度(地方自治法244条の2)に基づき公営住宅法38章の規定による管理業務(入居費決定(同法29条)及び入居費の徴収(同法34条)を含む。)と同様の管理業務を指定管理者が行うことが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 (ロ)独自住宅の増設については、地方公共団体における独自住宅の円滑な管理運営に資するよう、借地借家法(平31法90)の規定の適用を受ける公営住宅増設事業の施行に伴う明渡請求(公営住宅法38条)の考え方を踏まえ、地方公共団体が独自住宅に関して条例で明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の借地借家法の規定との関係及び効果について、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>	—	—	【総務省】指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることとなる業務について(通知)(総行経第116号、平成30年3月30日付け総務省自治行政局市町村課行政経務支援室長) 【国土交通省】指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者が行わせることとなる業務について(通知)(1)の通知等について(平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡) 【国土交通省】地方公共団体が独自住宅に関して条例で公営住宅増設事業の施行に伴う明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の留意点について(通知)(国住備第483号、平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyus/2017/h296_tsuchi.html#h29_60	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【総務省】 (2)地方自治法(昭22法67) (ⅱ)行政財産の管理及び処分(238条の4)については、公共施設の集約化に当たっての効率的かつ効果的な施設整備や余剰地の利活用の促進等に資するよう、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約であって、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できる限り、行政財産として供用している間に契約を締結することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>			【総務省】行政財産の用途廃止前の処分について(平成30年3月26日付け総行第67号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_61	
<p>6【農林水産省】 (13)農地集積・集約化等対策費に係る繰越手続に関する事務 農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業に係る繰越し(財政法(昭22法34)14条の3第1項及び42条ただし書)及び繰越明許費に係る翌年度における債務の負担(同法43条の3)の手続に関する事務については、当該事務の委任を国から受けることに同意した都府県においては、当該都府県が交付決定を受けたものうち、平成29年度から平成30年度に繰り越すものより、当該都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)48条1項)こととする。 [措置済み(平成29年11月9日付け農林水産大臣通知)]</p>					
<p>4【経済産業省】 (1)中小企業等経営強化法(平11法18) (ⅰ)国が行政・経営力向上計画の認定(13条)については、都道府県が行う経営革新計画の承認(8条)と一体となって、地域の事業者をより効果的に支援できるようにするため、両計画に係る事業者の情報のうち提供可能なものを国と都道府県で共有することや、両計画の要件や運用、関連する支援措置等の違いについて情報交換して相互に理解を深め、必要な連携を図りつつ事業者に対して適切に説明を行うことなど、地域の実情に応じた必要な連携施策や、管内の都道府県の意向を踏まえながら実施するよう、地方経済産業局に平成29年度中に通知する。</p>			【経済産業省】各地域における経営力向上計画及び経営革新計画の連携について(平成30年3月30日事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_66	
<p>4【金融庁(1)】【経済産業省(1)】 中小企業等経営強化法(平11法18) 認定経営革新等支援機関(21条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みの構築について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 51金融庁(2)【経済産業省(7)】 中小企業等経営強化法(平11法18) 認定経営革新等支援機関(32条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みを構築する。 [措置済み(平成31年1月18日ほか中小企業支援計画等に関する意見交換)]</p>	中小企業支援計画等に関する意見交換を実施した。			中小企業庁経営支援部経営支援課
<p>6【内閣府】 (6)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>6【文部科学省(7)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (ㄱ)禁烟以上の刑に処せられたこと等により、保育士の欠格事由(18条の5第2号及び第3号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務については、都道府県知事が当該保育士の本籍地の市町村に現居情報の照会を行うことにより、欠格事由の該当の有無の確認を行った上で、当該事務を適正に実施できるよう検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (41)保育所等施設整備交付金 保育対策総合支援事業に係る補助金の交付要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、予算成立後速やかに周知を行うこととする。</p>			【厚生労働省】保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(平成30年10月17日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_70	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【経済産業省】 (1) 自転車競技法(昭23法209) 指定市町村が競輪を開催する際の届出(2条)に係る都道府県經由事務については、廃止する。</p>					
<p>6【内閣府(4)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (4) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、「必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病欠、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下同じ。)を提供すること」(同省令68条2号)については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保できるようにするための方策を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【内閣府】 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (1) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (2) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (3) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					
<p>6【環境省】 (6) 補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 環境省所等の国庫補助事業等により取得した設備の財産処分については、当該設備を設置する者朽化した種類の種替えに伴い、当該設備と同等の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、環境大臣が国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合に含まれることを、地域グリーンニューデール基金事業等を実施した地方公共団体に平成29年度中に通知する。 あわせて、上記の解釈を明確化するため、「環境省所管の補助金等」で取得した財産の処分承認基準について(平29環境省)を改正し、地方公共団体に平成30年夏までに通知する。</p>			<p>【環境省】グリーンニューデール基金事業により取得した財産の処分に関する環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準取扱いについて(平成30年1月9日付け農政計発1801092号) 【環境省】環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成30年6月1日付け環境会発第1806015号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suisbin/eianbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_75</p>	
<p>6【内閣府】 (10) 学校給食法(昭29法160) 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【文部科学省】 (11) 学校給食法(昭29法160) 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・地方公共団体から私人への学校給食費の徴収又は収納の事務の委託については、地方公共団体が学校給食費を強制徴収できることに併せて、所要の措置を講ずる。</p>					
<p>6【国土交通省】 (8) 道路運送法(昭26法183) (v) 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送に係る許可(21条)において、当初から1年以上の実証実験を行う計画がある場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、許可期間を1年以上(3年程度)とできること、及び実証実験のデータの収集不足等を理由に許可の再申請がなされた場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、再度許可(通常3年程度)を行うことを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知する。</p>			<p>【国土交通省】一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて(平成30年3月29日付け国土旅第318号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suisbin/eianbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_77</p>	
<p>6【厚生労働省】 介護保険法(平9法123) (27) 介護支援専門員の登録を受けているものの介護支援専門員証の交付を受けていない介護支援専門員が、介護支援専門員として業務を行った場合における当該登録の削除(69条の39第3項3号)については、当該登録をしている都道府県知事に対し、登録削除の裁量権を付与する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案募集方式	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)	
H29	81	03_医療・福祉	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基幹支援障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項(平成18年10月31日陸発1031001号)	同一時間帯での複数障害者サービスを受けるための報酬の算定に関する基準の見直し	常時在宅での介護を要する障害者が在宅での就労支援サービスを利用中に重度訪問介護等を利用できることとする。また、常時在宅での介護を要する障害者が就労サービスと訪問サービスとのどちらかを選択することになり、就労支援サービスの利用を断念せざるを得ない。	常時在宅での介護を要する障害者が、在宅で就労支援サービスを利用する場合、その利用時間中に重度訪問介護等訪問サービスを利用したときには、訪問サービス事業者は通知(平成18年10月31日陸発1031001号)により報酬を請求することができない。そのため、常時在宅での介護を要する障害者は就労サービスと訪問サービスのどちらかを選択することになり、就労支援サービスの利用を断念せざるを得ない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	82	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の交付方法の明示	強い農業づくり交付金等における前々年度の交付金の配分率について②「産地・産地連携事業実施要綱第19の4	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地・産地連携事業について、交付金を配分した際に、当該配分率の算出方法を明示する。	強い農業づくり交付金等については、工場の請負契約等は原則一般競争入札に付すものとされており、一般競争入札の結果生じた差額は変更交付申請により国庫に返還しているにも関わらず、前々年度の不利用の配分率への反映に不利用額が不明であるため、前々年度の不利用額に反映する不利用額に入札差額が含まれるが、不利用額に反映しない条件(例として「産地・産地連携事業実施要綱第19の4」)の評価結果の配分率への反映について、達成率の平均値を算出する際は、100%を超える達成率の場合は、100%にすること。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	83	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の配分率について③「農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分率について」第7②	強い農業づくり交付金等における前々年度の交付金の配分率について③「農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分率について」第7②	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地・産地連携事業について、前々年度の不利用の配分率への反映に不利用額が不明であるため、前々年度の不利用額に反映する不利用額に入札差額が含まれるが、不利用額に反映しない条件(例として「産地・産地連携事業実施要綱第19の4」)の評価結果の配分率への反映について、達成率の平均値を算出する際は、100%を超える達成率の場合は、100%にすること。	強い農業づくり交付金等においては、工場の請負契約等は原則一般競争入札に付すものとされており、一般競争入札の結果生じた差額は変更交付申請により国庫に返還しているにも関わらず、前々年度の不利用の配分率への反映に不利用額が不明であるため、前々年度の不利用額に反映する不利用額に入札差額が含まれるが、不利用額に反映しない条件(例として「産地・産地連携事業実施要綱第19の4」)の評価結果の配分率への反映について、達成率の平均値を算出する際は、100%を超える達成率の場合は、100%にすること。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	84	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産省大臣官房総務課補助金等委託費交付事務の取扱いについての一の部改正について	農林水産省が所管する補助金等の申請手続きの早期開始について	交付額の円滑化を行っている事業計画の事前協議等を円滑化し、申請書提出後の事務負担を軽減する。また、申請者から国に関係書類が提出されるまでに市町村及び都道府県を経由することになり、事務スケジュールが厳格化している。	強い農業づくり交付金、産地・産地連携事業のうち整備事業、東日本大震災農畜生産対策交付金等農林水産省の補助金等については、国から県への割当円滑化は45日以内に国に対して交付申請を行わなければならないが、割当円滑化の間に国との事前協議や計画申請、承認手続きなど限られた時間で煩雑な事務を行う必要がある。また、申請者から国に関係書類が提出されるまでに市町村及び都道府県を経由することになり、事務スケジュールが厳格化している。	強い農業づくり交付金、産地・産地連携事業のうち整備事業、東日本大震災農畜生産対策交付金等農林水産省の補助金等については、国から県への割当円滑化は45日以内に国に対して交付申請を行わなければならないが、割当円滑化の間に国との事前協議や計画申請、承認手続きなど限られた時間で煩雑な事務を行う必要がある。また、申請者から国に関係書類が提出されるまでに市町村及び都道府県を経由することになり、事務スケジュールが厳格化している。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	85	09_土木・建築	都道府県	宮城県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法第99条	河川敷地占用許可制	河川敷地占用許可制第6条	河川敷地占用許可制第6条	河川敷地占用許可制第6条	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	86	09_土木・建築	都道府県	宮城県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川敷地占用許可制	河川敷地占用許可制第6条	河川敷地占用許可制第6条	河川敷地占用許可制第6条	河川敷地占用許可制第6条	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	87	02_農業・農地	都道府県	宮城県、広島県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第2項、第5条第2項	農地法の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和	農地法第4条第2項、第5条第2項	農地法の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和	農地法の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	88	10_運輸・交通	村	忍野村、市川三郷町、朝川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小笠原村、丹波山村	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	航空法第132条の2	航空法第132条の2	航空法第132条の2	航空法第132条の2	航空法第132条の2	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	89	03_医療・福祉	都道府県	高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第14条の2第4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施要綱	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施要綱	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施要綱	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施要綱	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施要綱	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	90	01_土地利用(農地除く)	都道府県	山梨県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第39条	国土利用計画法第39条	国土利用計画法第39条	国土利用計画法第39条	国土利用計画法第39条	—
H29	91	12_その他	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	公益法人認定法第13条	公益法人に係る変更届出の提出書類の削減	公益法人に係る変更届出の提出書類の削減	公益法人に係る変更届出の提出書類の削減	公益法人に係る変更届出の提出書類の削減	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】</p> <p>(26)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17法123)</p> <p>(注)同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、常時介護を必要とする障害者の在宅での就労支援の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(注)同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、就労移行支援及び就労継続支援の在宅利用を促進する観点から、やむを得ない事由により通所による支援が困難であると市町村が判断した在宅利用者に対し、就労系サービス事業所が費用を負担し、在宅利用者の生活に関する支援を提供した場合の加額を創設する。</p> <p>〔措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第82号))〕</p>			https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_81	
<p>【農林水産省】</p> <p>(15)交付金等に係る配分額の算定事務</p> <p>(イ)強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映については、事業要望を調査する段階で、3者以上の業者から見積りを徴収して交付希望額に反映させた地区は、不用ペナルティ査定の対象とならないこととし、当該交付金等の通知等を平成30年度予算配分までで改正する。</p> <p>(ロ)強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映については、不用額が生じた年度内の一定の時期までに都道府県が報告した不用額について不用ペナルティ査定の対象としないことを、都道府県に周知する。</p> <p>〔措置済み(平成29年5月10日付け農林水産省生産局総務課事務連絡及び平成29年10月2日付け農林水産省生産局総務課事務連絡)〕</p>					
<p>【農林水産省】</p> <p>(14)補助事業等の交付申請に係る事務</p> <p>強い農業づくり交付金、東日本大震災農業生産対策交付金及び産地パワーアップ事業費補助金の交付申請手続については、着工時期を急ぐ等の理由がある場合は、割当内示前に成果目標の妥当性等に係る協議又は確認を行うことが可能であることを、都道府県に平成29年中に周知する。</p> <p>〔措置済み(平成29年11月13日付け農林水産省生産局総務課事務連絡)〕</p>				https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_84	
<p>【国土交通省】</p> <p>(17)河川法(昭39法167)</p> <p>河川管理施設の操作の委託については、民間企業等に操作に係る作業をさせる方法等について、地方公共団体に平成29年中に周知する。また、河川管理施設の確実な運用体制の確保に向けて、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(平成29年1月社会資本整備審議会答申)も踏まえ、地方公共団体以外の団体への私法上の委託の在り方を含め、引き続き検討していく。</p>					
<p>【国土交通省】</p> <p>(11)土地収用法(昭26法219)</p> <p>土地を収用し、又は使用しようとする際の事業認定(16条)については、起業者の申請に係る事業について、その用地のうちに起業者の取得していない土地があつた場合、20条各号に掲げる要件を満たす場合は、事業認定を受けることが可能であることを、地方整備局及び都道府県に周知する。</p> <p>〔措置済み(平成29年10月5日付け国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室事務連絡)〕</p>				https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_87	
<p>【国土交通省】</p> <p>(13)航空法(昭和27法231)</p> <p>(イ)無人航空機の飛行については、飛行に係る国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)(以下「許可等」という。)の有無にかかわらず、地方公共団体が口頭や文書交付等の行政指導の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求めること、及び航空法とは異なる目的から無人航空機の飛行を制限する条件を制定している場合、地方公共団体が当該条件に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではないことを明確化するため、当該条件の事例を併せ、地方公共団体に平成29年度中に通知するとともに、「無人航空機(ドローン、ドジーン機等)の安全な飛行のためのガイドライン」(平成27国土交通省)等において無人航空機の利用者等に対し、周知を図る。</p> <p>(ロ)無人航空機の飛行情報については、地方公共団体が必要な情報を共有することが可能となるよう、無人航空機の飛行情報を関係者間で共有できるシステムを地方公共団体の意見を踏まえつつ構築し、関係者間において確実な共有を図る。</p>		<p>地方公共団体が口頭や文書交付等の行政指導の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求めること、及び無人航空機の飛行を制限する条件を制定している場合、地方公共団体が当該条件に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではないことを地方公共団体に周知した。</p> <p>また、無人航空機の飛行情報を共有できるシステムについては、平成31年4月から運用を開始した。</p>		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_88	国土交通省航空局安全企画課
<p>【厚生労働省】</p> <p>(31)子ども子育て支援法(平成24法68)</p> <p>(イ)子ども子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。</p> <p>〔会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〕</p>	<p><令元></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(33)子ども子育て支援法(平成24法65)</p> <p>(イ)子ども子育て支援交付金の交付対象事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の交付対象となる会員数要件については、(子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱(平成29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、会員数50人以上から20人以上とする。)</p> <p>〔措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)〕</p>	<p>実施要綱を改正し、会員数20人以上であれば交付対象となった。(会員数要件を50人から20人に緩和した。)</p>		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_89	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
<p>【内閣府】</p> <p>(16)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49)</p> <p>公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H29	92	12.その他	都道府県	鳥取県、京都府、兵庫県、徳島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	公益法人認定法第22条 同法施行規則第38条	公益法人に係る事業報告書等の提出書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書の添付書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書については、毎年度、社員名簿を添付させているが、直接の審査対象ではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html
H29	93	12.その他	都道府県	鳥取県、和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	整備法第124条 同法施行規則第34条	移行法人に係る公益目的支出の実施完了確認の提出書類の削減	実施完了年度において、実施完了確認が先に行われて、その際に実施報告書が添付書類として提出されれば、その後改めて実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。	移行法人に係る公益目的支出の実施完了確認を求める際に、提出済の実施報告書及び添付書類を求めているため、重複する書類提出の削減について、該当法人からは手続の度に見直しの声がしばしば聞かれる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html
H29	94	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、広島県、山口県、京都市、堺市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条第3号、第82条	乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和	既存の貨物自動車運送事業者だけでは当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な過疎地域等において、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと地域公共交通会議で認められ、協議が整った場合には、乗用タクシーにおいても少量貨物の有償運送を可能とする。	現在、中山間地では少子高齢化や人口減少が進んでいることが、貨物や旅客の輸送量が限られており、事業者の経営が成り立たなく、事業者の営業サービスが低下してきている。中山間地の住民が買い物をする場合、移動の困難である高齢者等が多いため自らが店舗に行くことも難しく、また注文しても配達手段がないため必要な時に必要なものが直ぐに手に入らない状況で有り、日常生活に支障をきたしている。現行、一般乗合旅客自動車運送事業者、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けた自家用有償旅客運送者及び地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送者においては、少量貨物の有償運送を行うことが可能であるが、バス路線や自家用有償運送を行う団体がなく、乗用タクシーが住民の足となっているような過疎地域など、地域によってはカバーできない場所もあり、地域の実情に応じたより弾力的な仕組みを構築する必要があると考える。また、一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者により貨物の有償輸送が行われていてもバス待合所等の荷物集積所まで荷物を取りに行き、自宅までこれを運ばなければならず、高齢者等にとっての負担の重労働になる場合もあると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html
H29	95	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、山口県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第79条	自家用有償旅客運送者の拡充	自家用有償運送の申請主体について、NPO法人等以外の一般法人等についても申請ができるよう求める。	中山間地域の過疎地域等では、公共交通がなかったり、あっても本数が少なく使えないなど、日常の移動が不便な状況。このような公共交通空白地域では、公共交通空白地域有償運送が行われているが、その運送主体は特定非常勤活動法人(NPO法人)などに限られている。しかし、人の少ない中山間地では申請主体となる組織としての団体が存在しない場合もあることから、当該運送手段を実施することができなく、地域住民の生活に支障が生じる。	—
H29	96	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県、山口県	警視庁、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第44条、第46条	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する際の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業者の車両も停車できるように、地方公共団体等に周知すること。	路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家用有償旅客運送事業者の車両が停車できないため、路線バスと、区域運行や自家用有償旅客運送事業者によるコミュニティバス等との乗り換えを行う利用者は、路線定期運行バスの停留所から区域運行バス等の停車位置まで移動する必要が生じ、再度に乗り換えを行うことができないとの解釈が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html
H29	97	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	公共交通の乗り継ぎ拠点整備の補助対象の拡大	国庫補助対象となっていない乗り継ぎ拠点施設等のハード整備に要する経費を補助対象とすること。	まちづくりとの連携や持続可能な交通ネットワークの形成を目指して地域公共交通網形成計画を各地域で策定しているところ。これに基づく公共交通機関のネットワークの再構築には、効率的なバス運行を行うために乗り継ぎ拠点施設が必要となる場合が多々あるが、当該施設の整備に要する経費が国庫補助対象となっていないため、地域公共交通網形成計画を策定してもその実効性が低くなる。	—
H29	98	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	乗合自動車の補助条件の見直し	全国で一貫している乗合バス補助条件を地域の実情に合わせて基準に緩和すること。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、バスを取り巻く環境が大きく違う地域を一層にして補助の仕組みが作られており、全国一律の基準により前年度設計がなされている。人口が少ないため利用状況が低い中山間地を含む系統では、平均乗車密度が低く全国一律の国庫補助条件を満たすことができず、バスの存続が困難になっている。バスを取り巻く環境を考慮し、地域の実情に合わせて補助条件を設定することにより地域に必要なバス路線を維持することができる。	—
H29	99	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第65条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第46条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修に規定する研修について	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)において、「指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別介護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従事者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの業務に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を終了している者」と規定されている。また、代表者交代等による事業の継承時においても、当該要件を満たす者が準備できるまでの時間を要し、「事業者の代表者」の変更手続が行えないなど、スムーズな事業継承を妨げている。当該要件は「従うべき基準」であるため、市町村等で定める事業運営基準条例等において、地域の実情を反映した独自の基準をもとに運営することができない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年(閣議決したもの))	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府】 (16)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49) 公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。</p>					
<p>6【内閣府】 (17)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平18法50) 移行の認可を受けた一般社団法人又は一般財団法人で、移行時に保有する公益の目的のために支出すべき財産の額に相当する金額を同目的のために支出することにより要するのための公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていない法人(以下この事項において「移行法人」という。))による都道府県等への公益目的支出計画実施報告書(以下この事項において「報告書」という。)の提出については、事業年度終了後30日以内に、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受け、移行法人に該当しなくなった場合には、当該法人は、当該事業年度の報告書を都道府県等に提出する必要がないことを、平成29年度中に都道府県に周知する。</p>					
<p>6【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)及び貨物自動車運送事業法(平元法83) (イ)過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業については、平成29年9月1日から許可の申請を受け付ける旨を地方公共団体に周知する。 【設置済み(平成29年8月7日付け国土交通省自動車局長通知)】 (ロ)一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとして、輸送の安全の確保や利用者利益の確保が図られることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)及び貨物自動車運送事業法(平元法83) 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域(同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域を含む。以下この事項において「過疎地域」という。)であって人口が3万人に満たないものほか、過疎地域であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とした。</p>	<p>一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域(同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域を含む。以下この事項において「過疎地域」という。)であって人口が3万人に満たないものほか、過疎地域であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とした。</p>	<p>【国土交通省】旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(令和2年9月10日付け国土交通省自動車局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_94</p>	<p>国土交通省自動車局貨物課</p>
<p>6【警視庁(1)】【国土交通省(9)】 道路運送法(昭26法183)及び道路交通法(昭35法105) 一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白輸送)及び公共交通空白有償運送に限る。)に使用される特定の車両については、都道府県警察がその構成員として加えられた地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令3)9条の2)又は運営協議会(同51条の7)で認められた一定の停留所において、道路交通の実態に応じて、停車又は駐車を禁止する場所の特例(道路交通法46条)について適切な対応がとられるよう、都道府県警察に平成29年度中に通知する。 また、当該停留所並びに地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)16条)において認められた一定の停留所における当該車両の取扱いについて、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知するとともに、「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成の手引き」に掲載する。</p>			<p>【警視庁】道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車の交通規制に係る取扱いについて(平成30年8月7日付け警視庁丁規発第5号) 【国土交通省】「道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車の交通規制に係る取扱いについて」等の周知について(平成30年5月7日付け事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_96</p>	
<p>6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (イ)指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業開設者研修については、代表者に変更がある際の当該研修を終了し、一定の経過調査を併せて実施し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (イ)指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業開設者研修(以下この事項において「研修」という。)については、代表者の変更の届出を行う場合に、研修が開催されていないことにより、当該代表者が研修を終了していない場合、代表者変更の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日まで、研修を終了することで差し支えないことを明確化するため、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準」について(平18厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課)を改正する。 【措置済み(平成30年3月22日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)】</p>		<p>【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について「等」の一部改正について(平成30年3月22日付け老健0322第2号、考発第0322第1号、老考発0322第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_99</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)
H29	100	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生会議、特定非営利活動法人	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3児童福祉施設等に関する第1条、保育所整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的区分を持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、国において一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。	幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定に当たり、施設の確保や利用定数等により事業費を振り分け、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要がある。経費の取分方法の確認や交付申請書を2機関作成するなどの事務負担が生じている。(国費を源泉に各都道府県積み立て施設整備補助金を行う「安心こども基金」を活用する場合は、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様の事業費を振り分ける必要がある。)なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が不足し、支障の抜本的解決に繋がっていないこと、猶予されている。地域等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金(厚生労働省所管)」についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku.html
H29	101	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法	准看護師試験実施方法の見直し	都道府県知事が行う准看護師試験の事務について、委託可能機関を都道府県以外にも広げて委託実施できるように実施を行う。	「准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも一回これを行う」、「准看護師試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置くこととされている。また、「准看護師免許の全国通用性を担保する観点及び関係作成事務の作業量を削減する観点から、複数の都道府県が共同で統一試験問題を作成することや、可能な限り同一日に試験を実施すること」が望ましいとされている。現在、全国7ブロックに分かれ、各ブロックごとに同一日実施試験問題で実施している。都道府県知事が行う准看護師試験の事務は、他の都道府県に事務を委託することも可能となっているが、どの都道府県も准看護師教育に精通した専門職員が配置されているわけではなく、臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況であり、8県が共同で問題作成を行っても事務負担は大きい。(当県の平成28年度の准看護師試験に係る時間外勤務実績は200時間を超えている。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku.html
H29	102	01.土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、兵庫県、徳島県、徳島県	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、26条	大臣権限に係る保安林解除の権限の都道府県知事への移譲	公益上の理由による必要が生じた時の保安林解除権限の都道府県への権限移譲	指定、解除申請の標準処理期間については、解除申請の発生、農林水産大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、農林水産大臣に精通して以降、都道府県知事に予定通知があるまでに相当な期間を要しており、道路等の線形的施設であり他に適地がなく、公益性の高い事業の着手に支障をきたしている。	
H29	103	12.その他	都道府県	鳥取県、関西広域連合、京都府、兵庫県、徳島県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	放送法施行規則第143条から第145条まで	小規模施設特定有線一般放送に係る届出の添付資料の簡素化	放送法施行規則第143条に定める都道府県知事への一般放送に係る届出の届出に必要な道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写しと再放送の同意に関する事項の記載を不要とする。	辺地非聴施設等の小規模な非聴施設(51端子～500端子)により行われている地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務及び届出については、平成28年4月1日より総務大臣から都道府県知事へ移譲されていること。この事項において、開始及び変更の届出に係るものは、放送法施行規則第143条で定める。道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し、電柱共架に係るこの点、道路法等の規定に係る部分の関係法令で規制がかけられており、また、再放送に係る部分についても、本手続きはあくまで届出であることを見れば、届出の段階で一律に関係書類を網羅的に提出させる必要性は乏しく、届出に係る必要最小限の情報把握の上で、必要に応じて放送法175条に基づく資料提出を求めて対応することにより、受信者利益の保護という目的を達成することは可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku.html
H29	104	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県、本巣市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準(平成二十四年四月三十日厚生労働省令第六十三号)」 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	放課後児童支援員の配置の緩和	中山間地域において、放課後児童支援員1人で実施可能とする。	○本市には、特定農山村法、山村振興法、家畜地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置法等に関する法律が適用される。○中山間地域には、全校児童数が半数の小中学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を求め保護者からの声があつたため、利用登録者は各のみであったが、児童福祉事業として、放課後児童クラブを必要とする子どもも利用できるよう、平成28年度に、小学校の空き教室を有して開設した。現在利用している1名は、保護者が就労しているため、平日毎日放課後児童クラブを利用している。○中山間地域は夏季地域で、冬場別の地域に移動して放課後児童クラブを利用することはできず、放課後に子どもをスクールバスで移動させ、知らない子どもと一緒に預かるのは、子どもの放課後の過ごし方として、望ましくない。また、中山間地域の子ども、その地域で幼少期を過ごしてほしいと思っているため、利用者が少くても、放課後児童クラブを継続していきたい。○しかしながら、現行制度では、1人の子どもにも放課後児童支援員2名の配置を必要とする。現在の人員配置では、人材の確保が難しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku.html
H29	105	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県、中津川市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準(平成二十四年四月三十日厚生労働省令第六十三号)」 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	放課後児童クラブの職員配置要件の緩和	併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員1人で放課後児童クラブを実施可能とする。	本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる。人口が少なく放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用希望者が多く、新設が必要な地域もある。放課後子ども総合プランでは、平成17年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約80%を小学校内で実施することとしているが、利用ニーズが少ない地域では、働き手が少なく、新設が必要な地域では、保育士不足の存在、支援費として動員する施設費(保育士、社会福祉士、学校教員等)の保有者確保は非常に難しい状況である。併行では、放課後児童クラブ1単位に対し、2名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、各々10名5時間、利用者が20名未満の際に、放課後児童支援員1名を除き、同一地域内の業務を兼務可能とされているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。また、利用者が一定数いる場合においても、学校等近接した施設との連携により、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。なお、当市では、学校内や市の出入機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku.html
H29	106	03.医療・福祉	指定都市	大阪市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第24条及び第56条第7項 FAQ(第7版)事業者向けFAQ(上くある質問)応答集第2つについて(案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども子育て支援新制度説明会 配布資料)	認定こども園等における保育料に関する取扱いの強化	認定こども園等において過年度保育料を過渡して徴収する場合は徴収方法に関する規制緩和	行政側の事務(税の更正や事務納付等)により、過年度の保育料を過渡して徴収する場合、保育所では市町村が保護者が過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障のある場合のみ代行徴収が可能)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku.html
H29	107	03.医療・福祉	指定都市	大阪市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱 私立高等学校等経費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費・通級高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱	認定こども園での障害児等支援にかかわる補助制度を一本化する。	認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の特別支援教育費補助金による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。○例えば、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助金」が適用される。また、幼稚園型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度0/5に現在在園する子どもに対して補助がなされるため、例えば、次のような支援が生じる。(例)5/9生まれの子どもは、5/2に2号認定になることから、5/1時点で私学助成の対象とならず、当該子どもほどの制度からも補助金の交付を受けることができない。○手続きの面に関しては、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならないが、施設にとって大きな事務負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【内閣府】</p> <p>(6)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【文部科学省(7)】【厚生労働省(8)】</p> <p>児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。</p>					
<p>【厚生労働省】</p> <p>(10)保健師助産師看護師法(昭23法203) 准看護師試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に事務を委託することを可能とする。</p>		都道府県が准看護師試験事務を指定試験機関に委託可能とした。	<p>【厚生労働省】保健師助産師看護師法に基づく指定試験機関に関する省令(平成31年3月3日付け厚生労働省令第25号) 【厚生労働省】保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月18日付け厚生労働省令第24号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う保健師助産師看護師法施行規則の一部改正及び保健師助産師看護師法に基づく指定試験機関に関する省令の制定について(平成31年3月29日付け医政発0329第48号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_101	厚生労働省医政局医事課
<p>【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164) (iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条1項)の員数については、登録児童数が少ない場合、総務の人口が少ない場合又は学校の連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (1)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を自途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_104	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
<p>【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164) (iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条1項)の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校の連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (1)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を自途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_105	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
<p>【内閣府(4)】【文部科学省(6)】【厚生労働省(6)】</p> <p>児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (1)市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が認定こども園において特定教育・保育(子ども・子育て支援法27条1項)を受けた乳児又は幼児の保護者が支払すべき額(子ども・子育て支援法施行規則(平26内閣府令44)2条2項1号。以下この事項において「利用者負担額」という。)の徴収事務に關与することについては、以下のとおりとする。 ・行政側の事情により過年度の利用者負担額を過し及び徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成29年度中に必要な周知を行う。 ・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務(児童福祉法56条7項及び8項並びに子ども・子育て支援法附則6条7項)の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を自途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえ検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>		行政側の事情により過年度の利用者負担額を過し及び徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務を補助できる旨明確化した。	【内閣府】自治体向けFAQ 第16版	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_106	内閣府子ども・子育て本部
<p>【内閣府(15)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(25)】</p> <p>私立学校振興助成法(昭50法61)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平と地方公共団体の事務負担を解消するため、私立高等学校等経費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)(私立学校振興助成法施行令(昭51政令289)4条1項2号)による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者が参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)(子ども・子育て支援法59条4号)や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確保方法を明確化した、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 なお、これらの補助事業の一括化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を自途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。</p>	<p><令2> 【厚生労働省】 (28)私立学校振興助成法(昭50法61)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 認定こども園における特別支援に係る補助については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中に「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱(平27内閣府、文部科学省、厚生労働省)を改訂し、学校法人立の幼稚園型認定こども園における3歳以上の児童に係る障害児等支援については、令和3年度から、私立高等学校等経費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)(私立学校振興助成法施行令(昭51政令289)4条1項2号)により元助に行う。</p>	私学助成に係る対象児童の確認・判断時期、障害の有無の確認方法を柔軟化・明確化を行った。 令和3年度から、法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立の幼稚園型認定こども園の3歳～5歳について「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ではなく一律私学助成の補助対象とするよう見直しした。	<p>【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年3月20日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、文部科学省高等教育局私学助成課、厚生労働省子ども家庭局保育課事務課) 【内閣府】子ども・子育て支援交付金の交付について(令和3年4月1日付け内閣府大臣通知) 【内閣府・文科省・厚生労働省】「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」の一部改正について(令和3年6月3日付け内閣府子ども・子育て本部統括官等通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_107	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H29	108	08.消防・防災・安全	一般市	由布市、大分県、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、杵田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、玖珠町	内閣府、金融庁、財務省	B 地方に対する規制緩和	「災害の被害認定基準」「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針(平成25年6月内閣府防災担当)」	罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し	「災害に係る住宅の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づき手続の簡便化に向けた実証可能な調査方法」被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた調査を可能とする以上を踏まえ、災害に係る住宅の被害認定基準運用指針を明確化する。また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うと、さらに官民の連携や関係機関と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では震災発生、災害に係る住宅の被害認定基準運用指針により、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ9050人余りの調査員を動員し、被害調査等の調査を行った。当初においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、(半壊に至らない(一部損壊)と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多くなされ、調査期間の長期化を招くこととなった。また、一部損壊と認定された住家においては、煙草、壁、基礎等が広範囲にわたって被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するもの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されるところである。一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、被害割合が半壊より近い15%～19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制の対象とならない住居、犠牲者も大きな差が生じている。さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声を多く寄せられ、2次調査さらにも調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html
H29	109	12.その他	一般市	伊豆市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第286条第1項、第290条	一部事務組合を構成する団体の単なる名称変更による関係地方公共団体議会の議決の廃止	一部事務組合では、構成団体の事情により単に当該構成団体の名称変更がなされた場合も他の構成団体の議会の議決を必要としている。しかし、このような場合、議会が否決することはないと考えことから、他の構成団体の議会の議決の廃止を求めらる。	伊豆市・伊豆の国廃棄物処理施設組合が加入している静岡県市町村総合事務組合という一部事務組合では、構成団体が多く、また、構成団体に一部事務組合が多い。一部事務組合の規約の変更には、構成団体全体の議会において議会の議決が必要となるため、静岡県市町村総合事務組合では構成団体の名称変更等が発生した場合、他の構成団体も議会の議決を得る必要がある。当組合のような一部事務組合では、年2回以上定例会がなく、当組合が加入する一部事務組合の他の構成団体の単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催は非常に負担である。また当組合では議会へ諮る機会が多いため、専決処分については、地方自治法第179条で運用に制限が設けられているため、その点でも対応に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html
H29	110	02.農業・農地	施行時特例市	福井市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の変更手続の簡素化について」第3号漁港施設用地等利用計画の変更	漁港施設を当初目的とは異なる目的の用に供する場合には利用計画変更を行わなければならないが、その手続の簡便化を求められる書類について、提出書類あいは記載対象と用途変更に係るものに限定するなど手続きの省力化及び簡素化を求める。	漁港施設を当初目的とは異なる目的の用に供する場合には利用計画変更説明書(別紙様式第6号) (2)漁港施設用地等利用計画変更書(別紙様式第7号) (3)変更後の漁港施設用地等利用計画平面図(別紙様式第4号) (4)漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの) (5)漁港施設用地等所要面積積算基礎(別紙様式第8号) (6)漁港施設設置資金計画書(別紙様式第9号) (7)既設漁港施設の立地面積積算表(別紙様式第10号) (8)現況写真 これら添付が求められる書類は、水城施設の増殖及び養殖施設への変更など漁港施設の一部について目的外利用に伴い計画変更を要する場合であったとしても、当初計画策定時に求められる書類とはほぼ同じであり、かつ、今回の目的外利用に係る部分のみならず漁港施設全体について現行規定等にない面積積算等すべてをやり直さなければならず、相当な手間と時間が必要とされる目的外利用による漁港施設の有効活用の多くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html	
H29	111	12.その他	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大分県、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第10条	広域地方計画協議会の事務局機能の移管	広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	広域地方計画においては、広域地方計画本文に記載されている「計画の協力の推進」に当たり、地方整備局が事務局として事業の評価方針や今後の進め方等をとりまとめているが、「本省の方針がわからなかった」として、国との協議が再三繰り送られ、地域の主体性が十分に発揮されていない現状である。協議も対応に苦慮している状況である。本省ルールによる画一的な取組をするのであれば、国土の基本構想である「対流促進型国土」の形成を進めることにならず、計画の策定権限とともに事務局機能についても移管すべきと考える。 *対流促進型国土…それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ地域が連携することによりイノベーションの創出を促す	—
H29	112	12.その他	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大分県、堺市	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第50条の4	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	関西広域連合では、大阪府港湾部等を設置し、大阪府港湾の連携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、第3期広域計画においても「機能強化の観点から連携施策の方向性の検討していく」としており、大阪府広域防災協議会の目的と広域連合の取組が重複していることから、地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	113	07.産業振興	その他	関西広域連合(共同提案)経済産業省、国土交通省	農林水産省	A 権限移譲	流通業務の総合化及び効率的化の促進に関する法律第4条第1項、第8項、第5条第1項、第2項、第7条第1項、第2項、第26条	流通業務の総合化及び効率的化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率的化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等を行う府県域を跨ぐための近畿経済産業局の権限となつては、府県域の場合は、府県知事の権限について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が現されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	114	07.産業振興	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、大分県、堺市	経済産業省	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1項、第9項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等を行う府県域を跨ぐための近畿経済産業局の権限となつては、府県域の場合は、府県知事の権限について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が現されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	115	07.産業振興	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、大分県、堺市	経済産業省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第8条第1項、第9条第1項、第2項、第46条第1項、第47条第1項	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等を行う府県域を跨ぐための近畿経済産業局の権限となつては、府県域の場合は、府県知事の権限について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が現されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府】 (12)災害対策基本法(昭36法223) (i)罹災証明制度の見直しについては、以下の措置を講ずる。 ・罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考しつつ検討を行い、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。</p> <p>・住家の被害の程度が半壊に至らない区分であっても、地方公共団体が独自に区分を設定することが可能であることを明確化するため、独自の区分を設定している地方公共団体の事例を平成29年度中に収集し、整理する。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。</p>		<p>罹災証明書の交付に係る住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定等について、住家の被害認定基準運用指針等を改正した。</p>	<p>【内閣府】【金融庁】【財務省】【住家の被害認定基準運用指針】-【実施体制の手引き】の改定の概要(平成30年3月)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbousyu/2017/h29ku_tuchih.html#h29_108</p>	
<p>6【金融庁(1)】【財務省(2)】 災害対策基本法(昭36法223) 罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考しつつ検討を行い、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体の属性	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案における最終的な調整結果(個案等)
H29	116	07_産業振興	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガス充て込み事業の登録、登録の取消、基準適合命令等により府県を跨ぐために広域地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲(取次事務)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令により府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	117	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令により府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令により府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	118	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	経済産業省	A 権限移譲	電気工事業者の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2の2、3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	電気工事業者の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事業者の登録、登録の取消、差止命令等により府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	電気工事業者の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事業者の登録、登録の取消、差止命令等により府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	119	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	高圧ガス保安法第20条第1項の2、第22条第1項第1号、第58条の22・23の第1・3項、第58条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項 等	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は一般利用施設に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定により府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は一般利用施設に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定により府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	120	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	火薬類取締法第15条第1項の4、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29の1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設火薬類に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定により府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設火薬類に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定により府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	121	09_土木・建築	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、堺市	国土交通省	A 権限移譲	建築業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条 等	建築業法に係る事務・権限の移譲	建築業法に係る事務・権限のうち、建築業の許可、営業停止、許可の取消のようにより府県を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	122	09_土木・建築	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	国土交通省	A 権限移譲	宅地建物取引業法第1条第1・3項、第2条第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4・6・7項 等	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のようにより府県を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のようにより府県を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	123	09_土木・建築	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市	国土交通省	A 権限移譲	不動産の鑑定評価に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第1項、第27条第1項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条 等	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告のようにより府県を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告のようにより府県を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	124	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市	国土交通省	A 権限移譲	土地収用法第18条第1項、第19条第1・2項、第20条、第21条第1・2項、第22条、第23条第1・2項、第24条第1・2項、第25条第2項、第25条の第1項、第26条第1～3項、第26条の2第1項、第27条第1～4・6・7項 等	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び却下のようにより府県を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	125	09_土木・建築	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第6条の2第1項、第7条第1項、第7条の18第3項、第7条の20、第77条の21第1～3項、第77条の22第1・2・4項、第77条の23第1項 等	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認(検査官による確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出の受理)のようにより府県を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	126	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、堺市	国土交通省	A 権限移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条、第11条第1項、第12条第1・3項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項 等	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度地下の公共的使用のようにより府県を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの(一の府県域の場合)は、府県の権限(取次事務)の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H29	127	06.環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、堺市	環境省	A 権限移譲	土壌汚染対策法第3条第1項、第26条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第43条、第54条第1・5項、第56条第1	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督および汚染区域の指定・解除に係る事務所の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである、国内での権限の移譲は、府県を跨ぐために地方実施事務所の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を要する。また、①住民の福祉の増進・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せべきである。	—
H29	128	12.その他	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大坂市、堺市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2、第291条の3	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの廃止	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係府庁との調整が終わっている事務の追加について、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。本年度の提案募集では、総務省から「許可は、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の第3項に規定する国の関係行政機関の長との協議が済むこと、③住民の福祉の増進・事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められることについて」に該当しないことを確認するため必要との回答があった。しかし、①について、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議が必要であるが、国に対しては報告でよいとされており①だけでも許可制とする理由とはあたらない。加えて、同法により定められた手続きにより申請されているが、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合協議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定められたこと明らかである。また、②・③については、提案募集方式や要請権により関係府庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seibunbosyu/2017/seibunbosyu/kekka.html
H29	129	12.その他	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大坂市、堺市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項第291条の2第4項	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることと要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。	地方自治法第252条の17の2(イ)「条例による事務処理特別制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事はその当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)	—
H29	130	02.農業・農地	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大坂市、堺市、神戸市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業人材強化総合支援事業実施要綱(自 平成25年度)第5 2(1)(ア)及び(4)ア	新規就農者の拡大支援(農業次世代人材投資資金(自 平成25年度)貸付)の要件の緩和)	親族から貸借した農地が、交付期間中に、所有権移転(農業次世代人材投資資金(自 平成25年度)貸付)の2分の1未満になれば、交付金の返還は不要とする。	親族から貸借した農地が、交付期間中に、所有権移転(農業次世代人材投資資金(経営開始型))の交付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は交付金の全額を返還する。」こととされ、交付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められる。本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する。」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地の所有権が全てでない場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに交付申請を断念する場合も考えられ、利用しにくい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、交付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあつた。	—
H29	131	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大坂市、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	広域地方計画本文にも記載されている「計画の効果的推進」に当たり、地方整備局が事務局として事業の評価方法や今後の進め方等をとりまとめているが、「本省の方針がわからないため未定」という説明が再三繰り返され、地域の主体性が十分に発揮されていない。協議会としての方針が不明確なため、構成機関も対応に苦慮している状況。本省ルールによる画一的な取組をするのであれば、国土の基本構想である「対流促進型国土」の形成を進めることにならないのか。 *対流促進型国土…それぞれの地域が個性を蓄き、異なる個性を持つ各地域が連携することによりイノベーションの創出を促す	—
H29	132	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大坂市、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画の決定権限の移譲	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への指定権限の移譲を求めるとし、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、政令指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機能を担い、実を積み重ねている。しかし、近畿圏の創設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定について、関係府県・関係政令指定都市等の意見を聴くことにはなっているが、平成25年3月提出期限であった近畿圏整備計画(案)に係る意見照会には意見は聞かれるのみであり、関西の地域の実情、地域特性を反映させる仕組みになっておらず、東京の視点での国土主導の計画で、東京一極集中を是正するものではない。また、関西広域連合には照会すら行われず、関西の広域行政の責任主体としての存在を考慮されていない。	—
H29	133	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大坂市、堺市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定は、地域の実情に応じ、地域の特性をいかなるため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むべきでもあることから、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっている。しかし、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については国の権限となっており、これまで府県域を超えて一体的に発展している地域があつても、府県単位で区域指定を行っている。今後は、府県を跨がる場合においても一体的に区域指定し、より一体的に調和がとれ、組織がないようなまちづくりを効率的に進める必要がある。	—
H29	134	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)兵庫県、鳥取県、徳島県、京都府、大坂市、堺市	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移転を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	現在、指定・解除申請の権限処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を変更してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に連達して、都道府県府県事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、連達から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本部で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の実況を説明するための詳細な資料が必要となっている。	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
H29	135	06.環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、徳島県、京都市、堺市	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(総合庁の山陰方面国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。	—	
H29	136	06.環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、京都市、堺市	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園は、国において公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国立公園の管理責任者は都道府県である。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズ変化は急速に進行しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のニーズとしては充実した管理運営は望めない状況にあり、国が決定した計画に基づき府県が管理するという、現行の枠組みは、地方自治体のイニシアティブを十分に発揮できず、府県の自主性・主体性を損う制度である。具体的には、兵庫県は平成18年の水ノ山(山後山)那岐山(山後山)の計画変更の例では、湿原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う軽微な計画変更を行おうとしたが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要した。また、野営場、園地、遊歩道、駐車場、宿舍等の利用促進の観点から施設配置の利用(施設)計画の機動的な見直しが必要であるが、現状状況の不明のため、詳細な資料作成、調査等が必要になると、軽微な公園計画の見直しは困難であると見られる。国から地方に権限が移譲されたとしても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することには変わりはない。地方公共団体の協議に基づき、国の関係機関と調整の上、必要な助言(同意を要しない協議)を行うことで、国の関与は一定程度減る。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで代替可能である。自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性はなく、むしろ公園計画に基づき管理する主体が責任を持って公園計画を決定することにより、適切な管理が可能となる。	—	
H29	137	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法施行令第3条	災害救助法の特別基準に定める内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救済に關し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定大臣への協議・同意の廃止に伴う財源措置を確保を行うこと。	災害救助法に基づき救済の程度、方法及び期間並びに災害準備の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、法令令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされている。	災害救助法の実務上、大規模な災害が発生するたびに特別基準が必要となっており、その協議に時間を要している。	—
H29	138	10.運輸・交通	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	国土交通省	A 権限移譲	観光光景の整備に関する法律第8条第3項(観光整備実施計画の認定)	観光光景整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	現在、「全国的見地から効率的に観光光景整備の取組を進めるため、観光光景を一元的に実施する必要があり」とされている観光光景整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光光景整備事業を除く)について、広域連合への移譲を求める。また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特別措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業(観光ブランド確立支援事業)の補助対象となることを求める。	観光光景事業を外国人観光客の誘導等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがない。国は広域観光周遊ルート形成促進事業、観光広域ブランド確立支援事業(観光圏事業)、ビジョングランピングの実施及び滞在の促進に関する法律(観光光景整備促進法)に基づき、観光光景整備事業を実施しているが、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがなければ、本来、このような会議は不要であり、国が一元的に広域圏の調整を行っていることが難しいことを示す事例といえる。(国は、各事業を予算執行上の観点で整理しよとしている。)また、現行法の規定では、観光光景整備事業を実施しようとするものは、実施計画の認定申請を関係する市町村又は都道府県を経由して行うが、その場合において市町村又は都道府県は当該計画を検討し、意見を付して国に送付することとなっている。そのため、申請者は関係自治体で検討するものではないが、この点において、国費で府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立して、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことで、権限が移譲されれば、計画の検討と審査を合わせて行うことが可能であり、認定までに要する処理期間を短縮することができると考える(国の標準処理期間は3週間)。	—	
H29	139	10.運輸・交通	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4、6、9、13、31、79、94条	一般乗合旅客自動車運送事業の許可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸切バスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への承認・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨るものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	県境を跨りて運行されているバスにおいて、他の路線バスと重複する区間に乗降制限があり、利便性の低下を招いている。今回の事業の目的は路線が重複する区間により、運輸コスト削減が図られることにあるが、それぞれの運輸局に対して申請(近畿運輸局には、休止路線の変更(復活)手続き、中国運輸局に対しては路線開設の手続き)を行うとともに、各対象地域の地域公共交通会議で個別に協議を行わなければならない。事務が繁雑となり非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisitu/taisoujisyu/2017/taisoujisyu/kekka.html	
H29	140	03.医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者医療確保法第16条(レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン)	地域医療の推進(国等が保有する医療関連データの利活用)	国が保有するNDBデータ(レセプト情報・特定健診等の情報)について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療費適正化計画を策定するに当たり、地方自治体がデータ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図ることを求める。また、同じくに基づく方針に規定する本来自体以外の利用であっても、地方自治体が健康増進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を要するなど、事務の簡素化等を行い提供の迅速化を図ることを求める。	NDBデータを本来目的(高齢者医療確保法に基づき)以外で利用する場合は、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき有識者会議による審査等を経てNDBデータが提供されている。平成27年4月のガイドラインの一部改正により、都道府県が医療法による医療計画策定に用いる際には有識者会議の審査を経ずにデータ提供が可能となり、利便性が一部向上した。しかし、健康増進計画等にNDBデータを活用する際には、国が保有するNDBデータ(レセプト情報・特定健診等の情報)について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療費適正化計画を策定するに当たり、地方自治体がデータ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図ることを求める。また、同じくに基づく方針に規定する本来自体以外の利用であっても、地方自治体が健康増進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を要するなど、事務の簡素化等を行い提供の迅速化を図ることを求める。	—	
H29	141	12.その他	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第11条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	国土形成計画法に基づき近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与を求める。	【現状】平成26年3月に決定された「関西広域地方計画」の策定において、関西広域連合が実施した関西圏西の展望研究の成果を計画に反映させるべく近畿地方整備局に働きかけたが、近畿地方整備局からは、意見を述べなければ構成府県市を通して述べよう求められた。関西広域連合は、関西の広域行政の責任主体として設立された特別地方自治体であるにもかかわらず、現行計画の策定に当たって開催された近畿広域地方計画協議会への正式な参加が認められなかった。現行法において協議会メンバーでない計画区域内の市町村には認められていた提案権を関西広域連合にも付与すべきである。(次期計画の策定に当たっては、協議会への正式な参加を別途要請している。)【支障事例】関西広域連合の構成団体である府県市においては、通常、他の府県市に関する事項に意見を述べることは困難である。その一方で関西広域連合は広域事務を処理するために設立された特別地方自治体であり、関西全域を対象とした意見を出すことが可能である。しかしながら、現行法の規定では、関西広域連合としての意見を計画に反映させる方法がないため、提案権がないこと自体が支障事例であると考える。※ 内閣府からは、協議会に連合の構成団体全ての連名で意見書を出せば足りるのではないかとの指摘があったが、個別の自治体名を出す発言が難しい案件も存在しており、関西広域連合を名義である方が、提案できる内容に幅が出るとともに、関西圏の合形成り易いと考えた。	—	
H29	142	12.その他	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	近畿圏整備法第9条、第10条	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会付与	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会付与を求める。	【現状】近畿圏整備法では、近畿圏整備計画の策定、変更に当たっては、関係府県・関係指定都市の意見を聴くこととされている。関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を平成22年12月に設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことで、近畿圏整備計画に地域の実情をより的確に反映させるため関西広域連合に関係府県・関係指定都市と同等に意見聴取の機会を付与すべきである。【支障事例】現行法の規定では、計画の策定、変更時の意見聴取の対象に関西広域連合が含まれておらず、広域行政の責任主体たる関西広域連合としての意見を計画に反映させる方法がない状態であり、関西広域連合としては、意見聴取の対象でないこと自体が支障事例であると考える。	—	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (8)道路運送法(第26条183) (x)一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に係る申請書又は届出書については、路線が県境をまたぐこと等により、事件が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、その事件の主として関する土地を管轄する地方運輸局長に提出すれば足りる(施行規則2条2項)ことを明確化するため、地方運輸局に平成29年度中に通知する。</p>				https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2017/h29h_tsuchi.html#h29_139	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H29	143	12.その他	町	川崎町	総務省	B 地方に対する規制緩和		行政不服審査法	審査請求の対象外となる下処分手続の簡略化	電話応対、面談での説明内容や通知した内容の疑義事項を行政庁の処分ないし申立てに審査請求の対象外であるものについては請求に対する却下処分手続の簡略化(裁決書の記載事項の省略など)を求めるとともに、また、こうした請求が長期継続していることに対応する関係部署の職員も視察しており、町の本来業務にも支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html	
H29	144	12.その他	都道府県	岩手県、秋田県、奥州市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第13条 司法施行令第9条 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	○事業計画変更を求められる範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を強化する。 ○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示後の事業着手を認める。	承認された事業計画から変更のある事業について、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手と、年度当初から事業を実施する際は、別途予算措置を必要があり、事業推進上の支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html	
H29	145	02.農業・農地	都道府県	岩手県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条	被害が甚大な災害が発生した場合は、農林水産施設災害復旧事業の補助率増高申請手続に係る規制緩和	被害が甚大な災害が発生した場合は、農林水産施設災害復旧事業の補助率増高申請書提出期限(災害発生年の翌年1月31日)の延長を可能とすること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html	
H29	146	12.その他	都道府県	徳島県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、奈良県、京都府、神戸市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和		特定非営利活動促進法	特例認定NPO法人制度の見直し	特例認定NPO法人制度において、設立後5年以内の制限をなくし、全てのNPO法人に適用されるようにする。(参考)平成27年3月31日までは、時限措置として、設立から5年を超えるNPO法人も特例認定NPO法人になることができた。	—	
H29	147	05.教育・文化	都道府県	徳島県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年8月10日文部省、厚生省令第1号)「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」(医政0331第21号平成27年3月31日厚生労働省医政局長)	看護師養成所におけるICTを活用した看護教育の推進	看護師養成所については、「同時に授業を行う学生数は原則40名以下であること」と規定され、「基礎分野」に限り、例外が認められているが、「専門基礎分野」も例外の対象とすることを求める。	看護師養成所においては、専任教員(看護師)の確保が困難な状況にある。その対策の一環として、ICTを活用した遠隔授業により同時に40名以上の学生に授業を提供したいが、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」(医政0331第21号平成27年3月31日厚生労働省医政局長)で、基礎分野以外の授業は同時に授業を行う学生数は原則40名以下であることの例外が認められておらず、遠隔授業により同時に40名以上の学生に授業を提供することができない。	—
H29	148	04.雇用・労働	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		障害者の雇用の促進等に関する法律	精神障がい者の雇用促進に向けた法定雇用率の見直し(人数)	精神障がい者の雇用促進と手帳取得促進のため、手帳を所持する精神障がい者は他の重度障害者と同等に、1人の雇用者を2人分の雇用とカウントする。	精神障がい者は、他の障がい区分と比べると、平均勤続年数が短く、雇用割合も低くなっている。平成30年度から、精神障がい者が法定雇用率に算入されることとなり、企業の採用意欲・障がい者の就業意欲を高める取組みが必要である。	—
H29	149	04.雇用・労働	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		障害者の雇用の促進等に関する法律	精神障がい者の雇用促進に向けた法定雇用率の見直し(就労時間)	精神障がい者の就労時間について、短時間労働の下限である週20時間を緩和する。	精神障がい者は、他の障がい区分と比べると、平均勤続年数が短く、雇用割合も低くなっている。平成30年度から、精神障がい者が法定雇用率に算入されることとなり、企業の採用意欲・障がい者の就業意欲を高める取組みが必要である。	—
H29	150	02.農業・農地	都道府県	徳島県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、京都府、堺市、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		土地改良法	農業基盤整備促進事業における前提要件の見直し	小規模経営であっても、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備が実施できると、「農業基盤整備促進事業」の前提要件にため池整備事業と同様に2ha以上の特例を設ける見直しを行う。	本県の1経営体当たりの経営耕地面積は約1haであり、全国平均の2.5haと比較し規模が小さいことから、事業採択要件に必要なhaの受益面積の確保ができず、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備に限りぬれない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka_yosan.html
H29	151	02.農業・農地	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		農家の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	中山間地域等直接支払制度の協定期間の見直し	中山間地域等直接支払制度の協定期間について、「3年目」を見直しポイントとして、一定要件の下、高齢農家等の協定参加者が残り期間の継続の参加を選択できる弾力的な運用を図る。	高齢農家にとっては、「5年間」の協定期間における営農継続に強い不安があり、第4期対策においては、協定から離脱するケースが目立っている。	—
H29	152	09.土木・建築	都道府県	徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和		道路法施行規則第4条の5の5	新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法の緩和	近接目視が基本とされている橋梁点検について、高解像度カメラや赤外線センサー等を搭載した車載カメラを用いた点検手法、IoT、UAV、次世代赤外線画像判定支援システム等の新技術を活用した点検手法など、安全かつ円滑な手法で効率的な点検が可能になる。近接目視と同様の点検精度を持った、新技術による点検を可能とするなど要件を緩和すること。	トラス橋などの桁下については、部材が支障となり橋梁点検車のブームが入らないため不可視箇所が存在する。そのため、見場設置・撤去には時間を要し、ロープアクセスによる点検を実施することとなるが、ロープアクセスは、安全性が橋梁点検車よりも低いことから、安全かつ円滑な点検に支障を来すとともに、多大な費用を要する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html
H29	153	05.教育・文化	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和		学校教育法第19条 学校給食法第11条 要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要綱について(文部財第一号昭和三十九年二月三日文部省初申局長・体育局長通達)	学校給食費に係る既存の支援制度の見直し	学校給食を安定的に実施するため、経済的に困難している世帯に実施している各県支援制度による就学援助費のうち学校給食費相当額について、保護者の委任状なしに直接学校等へ交付できるよう制度の見直しをする。	保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の費用に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html
H29	154	03.医療・福祉	中核市	金沢市	厚生労働省	A 権限移譲		介護保険法第115条の32、115条の33、115条の34	介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市に移譲する。	全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市に移譲する。	中核市では、介護サービス事業者の指定・取消に係る権限を有しておき、また介護サービス事業者への実施指導及び、地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者で、指定に係る全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合(地域密着型(介護予防型)サービス事業者を除く)の業務管理体制の監督権限については、都道府県が有していることから、市内の介護サービス事業者の包括的な管理ができていない状況にある。 ※現在、政令指定都市は全ての事業所が1つの区域に所在する場合の業務管理体制の監督権限を有している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府】 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ) 新規事業及び継続事業については、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ロ) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ハ) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					
<p>6【農林水産省】 (1) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 補助率増高申請書の提出(施行令4条)に係る手続については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、平成29年中に発生した災害に係る申請から、農林水産省における申請内容に係るアライングの実施時期を見直しとともに、申請内容の審査を一部省略可能とする等の措置を講ずる。</p>					
<p>6【国土交通省】 (12) 道路法(昭27法180) (イ) 地方公共団体による橋梁等の点検については、以下のとおりとする。 ・橋梁等の点検を支援する新技術については、その開発を促進するとともに、活用可能なから随時現場への導入を図ることとし、新技術を導入する際には、道路メンテナンス会議等を通じて、当該技術に関する地方公共団体への周知を図る。さらに、現在、導入を検討しているものについては、早ければ平成30年度からの現場導入を目指し、技術検証を進める。 ・橋梁等の点検に係る支援措置については、引き続き、技術面(地方公共団体等の職員に対する研修等)や財政面での支援を行うとともに、実施体制面での支援として、地域一帯発注の一層の活用促進を図る。 ・点検の頻度(施行規則4条の5の5)を含む定期点検の在り方については、平成26年度から開始した5年に1度の定期点検の一巡目の実施状況を踏まえ、平成29年中に専門家の意見の聴取を開始し、国民の安全確保を前提としつつ、地方公共団体が持続可能で、かつ、実効性ある点検を実施することができるよう、地方の意見も聴きながら早期に結論を得るべく検討を進める。</p>	<p><平30> 6【国土交通省】 (13) 道路法(昭27法180) (1) 地方公共団体による橋梁等の定期点検の在り方については、専門家の意見を聴取した上で、地方公共団体が持続可能な点検を実施することが可能となるよう、点検の効率化や合理化を図り、2018年度中に定期点検の見直しを行う。</p>	<p>点検要領を改正し、特定の構造の橋梁については点検手法を効率化・合理化することができること等を示した。</p>			<p>国土交通省道路局路政課</p>
<p>6【文部科学省】 (18) 学校給食費に係る就学援助費に関する事務 学校給食費に係る就学援助費については、学校給食そのものを現物給付として提供する場合は保護者の委任状を要しないことを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 [措置済み(平成29年10月19日付文部科学省初等中等教育局通知)]</p>				<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_153</p>	
<p>5【厚生労働省】 (4) 介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 5【厚生労働省】 (1) 介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、中核市に移譲する。</p>	<p>指定居宅サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限を中核市へ移譲した。</p>	<p>【厚生労働省】地域の実効性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【厚生労働省】地域の実効性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【厚生労働省】「地域の実効性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正について(令和元年6月14日老発0614第2号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_154</p>	<p>厚生労働省老健局総務課介護保険指導室</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別 管理 番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 調整結果(個案等)
H29	155	05.教育・文化	都道府県	奈良県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和		指定文化財管理費国庫補助要項 コミュニティ形成による無住社宅の活用促進、補助対象外設備の保守・修繕費削減(防火・地震対策含む)、地域活性化を図るための柔軟な取組	無住社宅確保・活用のため、現行の「指定文化財管理費国庫補助要項」を、補助対象外設備の保守・修繕費に限定されているが、無住社宅を中心とした地域安全計画の策定費用、警備会社による機械整備、美術工芸品及び民俗文化財の保護、小修繕、小修理、小規模調査、展示設備、解説パネル等、既設・後設設備の取組に活用に関与すること、地方が地方の実情に応じて柔軟に活用できるよう、補助先において経費配分の自由度を高めること。	【改正の必要性】 既存の指定文化財管理費補助制度では、無住社宅の確保・管理及び活用に使える補助制度がないため、無住社宅の荒廃を防ぐことができない。 【支援事例】 既存の指定文化財管理費補助制度の対象は防火設備の保守点検、建物の小修理・防虫・除菌、庭園や民家の環境保全など、主にハード対策、保存に偏っている。木造の重要文化財等については、無住社宅等が増えているが、これら防火・防虫防菌機器を必要とするなど支える体制が脆弱であり、例えば警備が働いても駆け付けられないため、警備会社等に委託するなど対応が必要。現行ではこれに対応する十分な補助制度はなく、対策の遅れや被害の拡大が懸念。 (参考)県内の無住社宅の状況 181カ所・詳細は別添の2とあり また、公園・活用環境を整備するための費用が非課税であり、文化財を核とした地域の活性化を促進している。このような背景から、文化財の維持管理が所有者にとって負担となり、売却するという事案も生じている。 【本県における文化財売却の実態(過去10年間)】 ・熊取安(大和郡山田) 仏像(H21・H25・H27) ・園遊寺(生駒市) 仏像(H26)	—
H29	156	05.教育・文化	都道府県	奈良県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和 和	公立高等学校施設の老朽化対策及び安全対策のための財政支援について 高等学校設置基準 学校施設環境改善交付金交付要綱 地震防災対策特別措置法	公立高等学校施設の老朽化対策である大規模改修事業、長寿命化改修事業及び建替事業並びに非構造部材の耐震化事業等について、学校施設環境改善交付金の補助対象とするよう補助制度を拡大すること。	【改正の必要性】 公立学校施設の整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等により、義務教育である小中学校の整備は、文部科学省の学校施設環境改善交付金等の交付対象となるが、公立高等学校施設においては、一部を除く国庫補助金(補助対象外)となっており、地方費を利用し整備事業も一部を除き年度毎の元金償還金の交付付増額等が必要となる。地方財政措置が講じられていない。就学支援金等高等学校校費に支えられるが、高等学校の進学率が79%を超えている(文部科学省調査)とあり、ほぼ全ての国民が関係している中で、生徒が生活の大部分を過ごす高等学校施設の整備の必要性がこれまで以上に高まっている。 【支援事例】 本県における、昭和44年度以前に竣工した高等学校の校舎等施設は、文部科学省の前掲化調査対象ベースで24%であり、うち昭和39年度以前に竣工したものが10%のため、今後老朽化対策として多くの施設の長寿命化改修及び建替が必要となる。 前掲化した高等学校施設は、平成29年4月1日現在87.2%であるが、今後前掲化のため10棟以上の建替が必要を見込んでいる。前掲化が同時進行で進められていない施設を前掲化を実施しているが、国庫補助金の補助対象外であり、臨時事業学校改修等事業を充当し実施しているが、起債償還時の地方財政措置は講じられていない(前掲化強は、地域防災計画に避難所として位置づけられている学校は緊急防災・減災対策事業を充当し実施)ため、財政負担が大きく、前掲化の進捗も遅れた結果となった。 現在布設している900mm未満の小口径鋼管は、継ぎ目を除く部分で確定であるため腐食・漏水事故が頻発するともに経年劣化に伴い耐震性は実態として無い状態になっている。 旧設のクワイク鉄管を使用している場合は、制度上耐震性が無いものとして、更新する際は補助対象となっており、このダクトクワイク鉄管が布設されている補助対象外の小口径鋼管の方が漏水等の事故が頻発している。 本県では、奈良盆地全域に給水しているが、水源を盆地の外から引き込み、浄水場を高地に設置すること、この位置エネルギーを有効に活用するために送水管の水圧が高圧になる。そのため、高圧に対応出来る補給管の網管の使用割合が高く、この管の耐震化整備を行う現行交付金制度を活用できない。 (網管使用比率:本県58%、全国平均8%)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka_yosun.html	
H29	157	06.環境・衛生	都道府県	奈良県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和 和		生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱・要綱 補助対象管種に劣化して耐震性が低い小口径鋼管を追加 補助対象は現在使用中の管種を限定したもの	水道管路緊急改修事業の拡充 補助対象管種に劣化して耐震性が低い小口径鋼管を追加 (参考) 補助対象は現在使用中の管種を限定したもの	厚生労働省所管の生活基盤施設耐震化等交付金(水道管路緊急改修事業)において、現在布設している900mm未満の小口径鋼管は補助対象であるが、継ぎ目腐食・漏水、経年劣化により耐震性が低下しているため、耐震性のある管種に交換する際は補助対象に加えられたい。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka_yosun.html
H29	158	12.その他	都道府県	奈良県	総務省	B 地方 に対する 規制緩和 和		地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	地方独立行政法人による文化施設等の設置・管理が可能となるよう、地方独立行政法人法施行令に規定する公共的な施設等の範囲に文化施設等を追加すること。	本県では市町村合併あり進捗が遅かった結果、小規模な自治体が多く財政基盤が弱いため、民間のノウハウ等を活用した施設の有効的な運用が大きな課題となっているが、山間や過疎地域においては、そもそもhttps://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html	
H29	159	05.教育・文化	都道府県	奈良県	総務省、文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和 和		学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園については、既存の私立幼稚園等管理業務の委託を可能とするともに、地方独立行政法人・管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の検討を行う。	人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、保育サービスの質的提供を行うことが課題となっている。 本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域性の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模な自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっている。民間のノウハウ等を活用した施設の有効的な運営が必要となっている。 公立幼稚園の園児数が比較的多く、都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと考えられ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難になる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら積極的に活動することができ、山間や民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い規模自治体から切り離した上で、経営の視点を入れた独立採算による、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し、効率的な運営が可能となる。 一方、民間委託による地方独立行政法人等といった施設運営の選択幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考慮している。 本県は若狭・紀伊半島の両側にあり、森林の有する機能や地域の実情を踏まえた森林管理制度と実施を実施する場が必要である。 現在、林野庁が「森林環境税(仮)」の使途として具休案(案)で示している市町村主体の森林整備を本県で実施した場合、十分な数の専門職員が配置できない等、森林管理制度と実施体制の不備により、効果的な森林整備が行われない恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html
H29	160	02.農業・農地	都道府県	奈良県	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和 和		森林法改正 「森林環境税(仮)」を財源とした市町村主体の森林整備の導入に向け制度改正した場合は、都府県が森林整備の制度設計について	「森林環境税(仮)」を財源とした市町村主体の森林整備の導入に向け制度改正した場合は、都府県が森林整備の制度設計について	森林環境税(仮)の導入に向け制度改正した場合は、都府県が森林整備の制度設計について	—
H29	161	03.児童・福祉	全国知事会・全国市長会・全国町村会	全国知事会・全国市長会・全国町村会	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和 和		児童福祉法第34条の8第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第69号)、放課後児童支援員等研修事業実施要綱	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその職数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。 地域放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその職数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。	1. 資格 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要の高まりを受けて、政府は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、平成31年度末までに30万人分の追加的な受け皿整備を進め、処遇改善を進めることとしている。また、平成29年4月に発表された働き方改革実行計画においても、「子育てと仕事の両立支援策として、放課後児童クラブの受け皿整備を行うこととしている。しかしながら、地方における放課後児童クラブの運営は地域・業種に依り、その主たる要因は、放課後児童支援員がクラブに従事する者について、厚生労働省が人員資格基準や人員配置基準の義務付けを行ったことにより、従事する人材不足が生じていることである。 放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員)の資格や配置については、平成27年度から「従うべき基準」とされているが、厚生労働省の実態調査によると、放課後児童支援員は、非常勤職員やパート・アルバイト等の職員が約7割を占め、保育士に比べ知識が低い状況である。 このように状況にもかかわらず、国が一律の基準を義務付けを行ったことにより、全国的に人材不足が深刻化している。実際に、地方6団体地方分権改革推進本部が昨年12月に実施した調査によると、「従うべき基準」により支障が生じているという事例が、200以上の地方公共団体から挙げられている。 2. 人員資格基準 人員資格基準については、従事者の豊富な経験や他の種別の資格の適性を否定し、「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として従事することができない。しかしながら、研修の機会が少ない上、人材不足から現場の勤務シフトを優先せざるを得ないため、研修受講率は低減であり、人材不足が深刻な地域では、受講を進められず今後の継続的なクラブ運営に不安を助長させている。 また、経験豊富で保護者や児童から信頼の厚い補助員が、高要件を満たしていないこと、放課後児童支援員と兼任できることができず、現場での意欲を無視しているような事例も見られる。平成31年度末までに13万人分の放課後児童クラブを増設し、放課後児童支援員の必要が増えることと鑑み、人材確保は更に厳しくなることが予想される。放課後児童支援員に十分な資質や研修が必要なのは認めるが、必ずしも当該研修を受講しなくても、経験豊富で優秀な人材の活用や現行研修による資質の向上は十分可能であり、このように資質の担保について、地方に大幅な裁量認めらるべきである。 3. 人員配置基準 人員配置基準についても、少人数クラブやクラブの運営実態を無視し、配置数が義務付けられたため、人員の確保が困難となり、受け皿整備が進まない要因となっている。小学校設置基準では、1学級の児童数は40人以下とされている。クラブについて同様に、1学級の児童数を構成する児童の数は、おおむね40人以下とされている。教育の現場では、1学級につき1名の教職員が配置されていることが一般的であるが、放課後児童クラブで保護者や児童から信頼の厚い補助員が、高要件を満たしていないこと、放課後児童支援員と兼任できることができず、現場での意欲を無視しているような事例も見られる。平成31年度末までに13万人分の放課後児童クラブを増設し、放課後児童支援員の必要が増えることと鑑み、人材確保は更に厳しくなることが予想される。放課後児童支援員に十分な資質や研修が必要なのは認めるが、必ずしも当該研修を受講しなくても、経験豊富で優秀な人材の活用や現行研修による資質の向上は十分可能であり、このように資質の担保について、地方に大幅な裁量認めらるべきである。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html
H29	162	10.運輸・交通	全国知事会・全国市長会・全国町村会	警察庁、国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和 和		道路交通法第44条、第46条	コミュニティバス等が路線バス停留所を兼ねる場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家有用旅客運送事業等の車両・停車できないため、路線定期運行バスの停留所から区域運行バスの停車位置まで移動する必要が生じ、円滑に乗り換えを行うことができないとの課題が生じている。 【実例】 現在バス路線が廃止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している、乗合タクシーは市街地に入り乗り入れられる路線定期運行バスのバス路線に結線しているが、路線定期運行のバス時に乗合タクシーが停車できないため、路線定期運行バスの停留所から区域運行バスの停車位置まで移動する必要が生じ、円滑に乗り換えを行うことができないとの課題が生じている。 これにより、利用者はバスの乗り継ぎのため乗合タクシーに移動する必要があり、住から乗る乗り継ぎの不便を訴える意見が寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案中におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) 地方独立行政法人の業務の範囲(21条)については、地方公共団体からの要望の具体的な内容が確認された場合に、文化施設等を地方独立行政法人による設置及び管理の対象とすることについて検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					総務省自治行政局市町村課行政経営支援室
<p>6【総務省(1)】【文部科学省(1)】 学校教育法(昭22法26)及び地方独立行政法人法(平15法118) 公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実態、公立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託を含めた問題解決の方向について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (三)放課後児童健全育成事業(子ども子育て支援法(平24法65)59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の確保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、柔軟化することについて、地方分権の議論において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22 法164) (1)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども子育て支援法(平24 法65)59 条5号)に従事する者及びその員数(34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_161	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
<p>6【警察庁(1)】【国土交通省(9)】 道路運送法(昭20法183)及び道路交通法(昭35法105) 一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白輸送)及び公共交通空白地有償運送に限る。)に使用される特定の車両については、都道府県警察がその構成員として加えられた地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令5)9条の2)又は運営協議会(同令51条の7)で認められた一定の停留所において、道路交通の実態に応じて、停車又は駐車禁止する場所の特例(道路交通法46条)について適切な対応がなされるよう、都道府県警察に平成29年度中に通知する。 また、当該停留所並びに地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)6条)において認められた一定の停留所における当該車両の取扱いについて、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知するとともに、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成の手引き)に掲載する。</p>					【警察庁】道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて(平成30年5月7日付け警察庁丁見発第5号) 【国土交通省】「道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて」等の周知について(平成30年5月7日付け事務連絡)

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
H29	163	03.医療・福祉	都道府県	山形県、青森県、宮城県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第七条	感染症病床と結核病床の区分解除による結核入院体制の見直し	結核は、平成19年に感染症法に組み込まれ、二種感染症として整理されているが、医療法においては、結核病床及び感染症病床に区分されたままである。近年、結核及び感染症病床の利用率が低下していることに加え、両病床を一体として運営することができるよう制度や取扱いを見直しを待たない。	全国的に結核の低蔓延化が実現しており、結核病床の利用率が減少していることから、病院が経済的に結核病床を維持できず、減床している傾向にある。また、結核の低蔓延化が実現していることから、全国的に結核の低蔓延化が実現していることから、病院が経済的に結核病床を維持できず、減床している傾向にある。両病室が100km以上離れた地域に患者も多く、特に高齢患者では転院・移送等にかかる本人及び家族の身体的・精神的負担は大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	164	08.消防・防災・安全	指定都市	熊本県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第6-1-(2)ウ	災害救助法における情報提供手段の適用拡大	大規模災害発生時において、被災者に救助に係る正確な情報を提供するため、コールセンター設置等の情報提供の手段を災害救助法に含めていただきたい。	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、広範囲で断水、停電、ガスの供給が止まり、被災者の生活に多大なる支障があった。また、様々な情報が断片的に拡散され、極端な例では「動物園からライオンが逃げた」というデマまで流布する等、被災者に混乱が生じた。 また、熊本では、飲料水の供給時間や場所、水道を含むライフラインの復旧状況等、正確な情報を必要とする被災者へ提供するため、コールセンターを設置した。また、限られた人材で災害対応を行う中、コールセンターを設置したことにより、それまで電話対応を行っていた職員が、他の優先すべき災害業務に対応することが可能となった。 【現在の制度】 災害救助法により、救助の種類(第4条)が定められ、災害救助事務取扱要領により、応急救助に当たったの留意事項として、情報提供について、各地方公共団体における事情に応じた創意工夫を図り、被災者等の住民に対して十分な情報提供が行われるよう配慮することされている。(第6-1-(2)ウ) 【支障事例】 現在の制度では、コールセンターの設置は災害救助法の適用外となっており、正確な情報を必要とする被災者へ提供することに苦慮した。また、職員が電話対応に追われ、他の優先すべき災害業務に直ちに従事することができなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka_yosana.html	
H29	165	08.消防・防災・安全	指定都市	熊本県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第4-1-(1)ウ(イ)～(エ)	災害救助法における避難所設置要件の適用拡大	大規模災害発生時における避難所の設置要件に、野外の応急仮設建築物の設置やアプト等の設備だけでなく、車中泊も含めていただきたい。	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、震度7の地震が立て続けに2回発生し、その後も余震が半月の間で、3千回以上続いた。そのような中、多くの被災者が、余震不安からグラウンドで車中泊を行い、実質、グラウンドが避難所となった。 【現在の制度】 災害救助法により、救助の種類(第4条第1項)が定められ、災害救助事務取扱要領において、避難所の設置について「既存の建物が得られないときには、野外に応急仮設建築物を設置し、あるいはテント等を設置して実施することもやむを得ない」とされている。(第4-1-(1)ウ(イ)～(エ)) 【支障事例】 現在の制度では、車中泊の場合は、避難所とみなされず、災害救助法の適用外となっている。そのため、食品の供与や飲料水の供給、医療の提供に苦慮した。また、多数の車両の乗り入れにより、地下の配水管が破損する等グラウンドが浸漬し、学校再開の際、整地や改修等の復旧が必要となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka_yosana.html	
H29	166	08.消防・防災・安全	指定都市	熊本県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法における現物給付の原則	災害救助法における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約及び生活必需品の支給について、現物給付を原則としつつも金銭支給や引換券の支給を選択できるようにしてほしい。	大規模災害発生における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約及び生活必需品の支給について、現物給付を原則としつつも金銭支給や引換券の支給を選択できるようにしてほしい。	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、提供した民間賃貸住宅借上(みなし)の入居戸数が、8,099戸であり、この数は、被災者への住宅提供戸数の総数9,376戸の約86%を占めている。この契約において、通常であれば、入居者と貸主(不動産業者)の2者間で契約となるが、災害救助法における民間賃貸住宅借上の場合、入居者は被災者、借主は市(市長)、入居者(被災者)の3者の意思表示(印鑑)が必要となることから、契約事務が非常に煩雑となり、多くの労力を要した。また、貸主(不動産業者)が通常使用している契約書と異なるため、不備も多々、さらに多くの時間を要した。 生活必需品の支給についても、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配達したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。さらに配達については、配達業界の人手不足に加え、地震による通行止め等の交通規制や、被災者が住家を解体したり転売したりしたことによる配達先の変更等配達トラブルが相次ぎ、結果、予定している以上に上回る時間を要した。 【現在の制度】 災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。 【支障事例】 現在の制度では、金銭支給が認められておらず、民間賃貸住宅借上(みなし)については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間で契約の後、行政が貸主(不動産業者)に費用を支給するという契約手続を選択することができない。 また、生活必需品の支給についても、金銭支給に限らず、引換券等の金券に際しても支給の手段としては考えにくいとされていることから、例えば、熊本市から被災者に引換券を配布し、被災者はその引換券を持って、店舗(多くは日用品の集積基地等)で必需品と交換し、その費用を量販店が熊本市に請求するという手段をとることができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	167	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	大気汚染防止法 第18条の15(特定じん粉じん排出等)の排出物の排出)・第28条(資材の排出の要求等) 建設リサイクル法 第10条(対象建設工事の届出等)	大気汚染防止法による届出の届出要件の緩和の拡大	大気汚染防止法、都道府県法についても国と同様に届出の届出要件の緩和の拡大	【現行制度】 大気汚染防止法では石綿排出等作業の発注者に対し、都道府県知事への届出を義務付けている。また、同法では、国や都道府県は法律の目的を達成するため必要があると認めるとき、必要な資料や説明を関係自治体に求めることができるとしている。しかし、国は求められる資料等に制限がないが、都道府県は限定列举したのみに限定されている。 【支障事例】 自治体は定める個人情報保護条例の中には、法令に定めのない場合について個人情報の目的外利用を制限している場合がある。本県では大気汚染防止法の石綿の届出を防止するための独自の取組として、石綿含有建材の有無について記載のある建設リサイクル法の届出情報の提供を年間1,200件程度、一部の特定行政庁(建設リサイクル法の届出が権限移譲されている市)の一例、詳細は別紙参照)に求めている。しかし、個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと判断され情報提供を拒否される可能性がある。情報提供を拒否されると届出の届出に支障が生じる。 また、国は特に制限なく情報提供依頼の権限があるにもかかわらず、都道府県の権限は制限されており地方に対する過度な規制であると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	168	12.その他	都道府県	埼玉県	財務省	A 権限移譲	会計法第48条補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条	国の会計事務に関する委任権限の指定都市へ適正化に関する法律第26条	指定都市が国の会計事務(以下、国費事務という)について、委任を受けることが可能とし、指定都市に係る国費事務は都道府県を介さないで実行できるようにする。	【現行制度】 国費事務は、会計法により、知事又は知事の指する職員が行うことができるとされている。この規定に基づき、都道府県は国の会計機関として、支出行為及び支出の決定、繰越承認申請などの国費事務を執行している。しかし、市町村は国のみの委任を受けられないことから、都道府県は国庫補助金(交付金を含む)に係る会計処理等の国費事務について、指定都市を含め市町村を行っていた。 一方、国庫補助金に係る申請や変更申請手続、繰越承認申請等の調整等について、指定都市は県を介さず国と直接行っており、これらの国費事務は、県が実質的な調整過程に関与しないまま、形式的な手続(官庁会計システムの打込み作業等)のみを担っている。 【支障事例】 指定都市は、申請手続等を国と直接行っているにもかかわらず、最終的な会計処理は県に依頼することになるため、県への説明等に時間を要すだけでなく、短期間で必要資料作成等の事務処理を行わなければならない。また、県では詳細なチェックができないため、事務が形骸化してしまい、責任ある処理が困難である。さらに、付帯する各種照会(示添額照会、国費進捗など)等についても県が相当の事務を担っている。例えば、社会資本整備総合交付金関係では、H28年度、35件約66億円の支出事務を行った。指定都市は他の市町村よりも国費金額やその利用も多かったため、国費の動きを県で把握することが困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	169	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	土地区画整理法第55条第2項、第3項	市町村土地区画整理事業に係る意見書提出先の市町村長への変更	市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画を縦断した際、利害関係者から意見書が提出された場合は、都道府県都市計画審議会に付議し、当該審議会が審議することとしている。また、市町村長は提出された意見書を市町村都市計画審議会に付議し、当該審議会が審議することとする。	【現行制度】 市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画を縦断した際、利害関係者から意見書が提出された場合は、都道府県都市計画審議会に付議し、当該審議会が審議することとしている。 【支障事例】 都道府県都市計画審議会が県が説明するに当たって、事前に市町村への聞き取りをすることがあり、2週間程度要している。また、都道府県都市計画審議会は実務上、最大で年4回の開催が限界と考えられており、市町村の実情を踏まえた柔軟な開催が困難である。理由としては、都道府県都市計画審議会は規模が大きく(埼玉県都市計画審議会委員数26名、平成29年度月現在)、学識者及び協議会委員の日程調整や議案の事前説明、会場の手配にかか程度準備期間を要すること、都市計画審議会の委員である県議会議員の出席のためには、県議会の開催時期(6月、9月、12月、3月)を除いて開催する必要があること等挙げられる。こうしたことから、意見書が提出されたからの審議や事業計画の決定に時間を要している。さらに、審議会において県は施行者の意見と併せて意見を述べ、施行者自ら審議会委員からの質問に責任ある立場で答えることができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html	
H29	170	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱	浄化槽市町村整備型型の交付要件の弾力化	合併処理浄化槽への転換に効果的な浄化槽市町村整備型型の交付要件の弾力化	合併処理浄化槽への転換に効果的な浄化槽市町村整備型型の交付要件の弾力化	【現行制度】 本県では、国の水質改善のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しており、平成37年度までに生活排水処理人口普及率100%を目標としている。浄化槽市町村整備型型は、交付金の交付要件が実施要綱で定められており、①事業が3年以上継続した場合、②原簿50戸以上整備した場合、③過疎地域自立促進特別措置法等に定める地域のいずれかの条件を満たす場合にあつては、事業年度内に整備する戸数を10戸以上としている。本県の東秩父村は上記3つの条件いずれにも該当していることから、交付を受けるためには事業年度内に10戸以上の整備が必要である。なお、例外規定として、事業が7年以上継続した場合でかつ事業整備区域における浄化槽処理人口普及率70%以上である場合には、10戸以上の整備がなくても交付を受けることができる。 【支障事例】 本県の東秩父村における平成28年度の整備戸数は16戸で、10戸の戸数を満たすことができず国の交付を受けることができなかった。全国一律の基準では、人口規模の小さい市町村には達成が困難である。また、東秩父村は県の計画と同様に平成37年度までに人口普及率100%を目標としており、例外規定について生活排水処理基本計画の経整定に反しなければ達成できるとはならない。	—
H29	171	10.運輸・交通	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	旅行業法 第3条、第4条、第5条、第24条	全国际旅行社登録業者の情報一括公開	旅行業法に基づき、観光庁や都道府県に登録している旅行業者の登録情報を、一括して観光庁のホームページ等で公開すること。	【現行制度】 旅行業法第3条、第4条、第5条、第24条に基づき、旅行業者の登録情報は各登録先で管理している(第1種は観光庁、第2種・3種・地域限定・旅行業代理業者は本社が所在する都道府県)。また、平成26年7月25日付観旅第300号「登録旅行業者の登録情報の公開について」に基づき、観光庁や都道府県は各ホームページ(以下、HP)等で登録旅行業者の登録情報を公開している。 【支障事例】 住民が旅行商品購入前後に業者の情報を知るために登録状況を確認したい場合や、民間事業者等が旅行業務に係る取引を検討する際に信用情報として相手方となる事業者の登録状況を確認したい場合に、登録先ごとにHPで掲載している情報を見なければならず、旅行業者の会社所在地が異なる場合、HPを1つずつ見る必要があるが、手間がかかる。また、そのような住民や民間事業者等から都道府県に問い合わせがあった場合に、都道府県側も他自治体の登録状況を一括して見られないため、迅速な回答が難しい。 【制改正の必要性】 住民が信用情報を確認するのは、旅行商品購入に関するトラブル発生時が多い(例:代金戻送後に航空券が届かない)。その状況で、相手方業者本社の所在地が分からず、かつ、別々に掲載されている登録情報を1つずつ確認することは、トラブル解決にさらなる時間を要することに繋がる。観光庁と都道府県が公開する登録情報(登録番号、業者名、登録年月日)等を一本化し、定期的に更新すること、住民等が情報検索における手間が軽減され、トラブルの迅速な解決に資する。	—	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (1)医療法(昭23法295) (イ)結核患者については、同室に入院させることにより病感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと(施行規則10条5項)を遵守できている場合において、感染症病床に入院させることが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>			<p>【厚生労働省】平成29年の地方からの感染症に関する対応方針に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づく事務の対応について(平成30年3月1日付け健康発0301第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_163</p>	
<p>6【内閣府】 (2)災害救助法(昭22法118) 借上型応急仮設住宅の供与については、契約手続が円滑に行われるよう、契約書の様式等を、関係団体等に平成30年度中に周知する。</p>		<p>借上型応急仮設住宅の供与について、契約手続が円滑に行われるよう、契約書の様式等を関係団体等に周知した。</p>	<p>【内閣府】令和元年度災害救助法等担当者全国会議資料4-1(令和元年5月14日災害救助法等担当者全国会議)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_166</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)</p>
<p>6【環境省】 (1)大気汚染防止法(昭43法97) 都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等(28条2項)については、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平12法104)に基づく解体等工事の届出の情報についても、同項に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>			<p>【環境省】大気汚染防止法第28条第2項に基づく資料の提出の要求等について(平成30年3月15日付け環次大発第1800131号-1)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_167</p>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府】 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ロ) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ハ) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					
<p>6【国土交通省】 (1) 地方自治法(昭29法67)及び公営住宅法(昭26法193) (イ) 地方公共団体が法律又はこれに基づき命令に基づき設置し、公営住宅(公営住宅法2条2号)と同様の機能、目的において管理を行う住宅(以下「独自住宅」という。)の管理については、指定管理者制度(地方自治法244条の2)に基づき公営住宅法3章の規定による管理業務(入居者決定(同法25条)、明渡請求(同法29条及び32条)及び収入状況の調査(同法34条)を含む。)と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 (ロ) 独自住宅の増替えについては、地方公共団体における独自住宅の円滑な管理運営に資するよう、借地借家法(平3法90)の規定の適用を受けない公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求(公営住宅法38条)の考え方を踏まえ、地方公共団体が独自住宅に関して条例(国住備第483号、平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長)</p>			<p>【国土交通省】指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について(通知)の通知等について(平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡) 【国土交通省】地方公共団体が独自住宅に関して条例に公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の留意事項について(通知)(国住備第483号、平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_173	
<p>6【内閣府】 (21) 地域少子化対策重点推進交付金 地域少子化対策重点推進交付金に係る申請・審査手続については、地方公共団体の申請と国の審査が円滑に行われるよう、引き続き審査の観点や計画書の記載例、コストの目安等の明示、優良事例の公表、有識者審査の効率化等の充実を図ることとし、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じ平成29年度中に周知する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (4) 介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえた検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>平30 5【厚生労働省】 (1) 介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、中核市に移譲する。</p>	<p>指定居宅サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限を中核市へ移譲した。</p>	<p>【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_175	<p>厚生労働省老健局総務課介護保険指導室</p>
<p>6【厚生労働省】 (23) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)及び生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業(生活困窮者自立支援法6条1項4号。以下この事項において同じ。)及びひとり親家庭等生活向上事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法31条の6に規定する母子家庭生活向上事業及び同法31条の11に規定する父子家庭生活向上事業並びに同法35条の2に規定する寡婦生活向上事業をいう。以下この事項において同じ。)のうち子どもの生活・学習支援事業を一体的に実施する場合については、効果的・効率的に事業を実施するため、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業とひとり親家庭等生活向上事業の実施主体が異なる場合等の事例把握を行った上で、効果的・効率的な事業の実施に参考となる情報を、地方公共団体に平成30年度中に周知する。</p>		<p>生活困窮世帯の子どもに対する学習の援助を行う「子どもの学習支援事業」とひとり親家庭の子どもに対する学習支援等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を一体的に実施している事例の把握を行い、具体的な取組内容や事業の実施にあたり工夫している内容等の参考情報を事例集としてまとめ、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【厚生労働省】ひとり親家庭及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_178	<p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 厚生労働省社会・援護局地域福祉課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H29	181	09.土木・建築	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築士法第28条	二級建築士試験及び木造建築士試験の事務手続きの簡素化	二級建築士試験及び木造建築士試験の合格基準等について、都道府県建築士審査会における検討等の義務付けを廃止する。	〇 二級建築士試験及び木造建築士試験は都道府県知事が行うことと規定されているが、実際の事務は、全都道府県が都道府県指定試験機関である、「公益財団法人 建築技術教育普及センター」に委託している。 ※ 他に委任できるような機能はなく、事実上独占状態となっている。 〇 試験問題については、全都道府県が同じ指定試験機関(公益財団法人 建築技術教育普及センター)に委託していることから、全国同じものとなっており、試験の合格基準についても、実態として全国一律となっている。 〇 都道府県建築士審査会は、二級建築士及び木造建築士試験に関する事務(都道府県指定試験機関が行う事務を除く。)をつかさどると法第28条に規定されていることから、試験の合格基準を建築士審査会に諮ることとしている。 ① 全国一律となっている合格基準については、建築士審査会も承認するだけの状況となっており、同意を得る審議自体が形骸化している。 ※ 審査会に輸入しているのは、審査会に年2回送附しており事務が重複している。 ※ 審査自体が形骸化していることについては、建築士試験全国連絡会議においても議論されており、他の団体からも同様の意見が挙がっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	182	03.医療・福祉	都道府県	長野県	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉士及び介護福祉士法第40条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	福祉系の学科・コースを持つ高等学校で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を法算することで、必要な指定科目を終了したのみで、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。	【提案の背景】 長野県では長野県高齢者プラン(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定により、定めたもの)に基づき、平成27～29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目標に定め、人材確保施策を推進しているが、県内の介護人材不足は大きな課題となっている。 現在、介護福祉士の養成ルートは、①実務ルート、②福祉系高等学校ルート、③養成施設ルートの3つがある。 ②については、指定科目53単位(1,855時間)以上のカリキュラムを整備し、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福祉系高等学校」(以下、指定校)を修了する必要がある。 【支援事例】 平成19年の法改正により、介護福祉士国家試験の受験資格を得るための指定科目単位数が1.5倍に増加し、普通科単位数を圧迫することで幅広い知識・教養の習得が難しくなり、7時間目や長期休業中等の授業・実習の実施により、生徒に負担がのかかっていた課題が生じている。 このため、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が受験資格を得るには、③のルートである養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。 【提案事項】 地域の介護福祉士養成施設と福祉系の学科・コースを持つ高等学校が連携し、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が、卒業後に養成施設で不足科目を履修する(養成施設の卒業は要件しない)ことで、合計1,850時間以上履修すれば受験資格が得られるよう求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	183	05.教育・文化	都道府県	鳥取県、山口県、徳島県	内閣官房、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 文化財保護法	文化財保護法の所管組織の選択制	現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」により教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択制に、貴重な遺構等が発見された場合、ルートや工法の変更、遺構見学等のための駐車場整備など迅速に対応が可能となる。文化財の学術的価値を十分に踏まえた上で、首長部局の複数部局が横断的に連携することにより、観光、商工、地域振興など視点から、新たな地域資源として活用することについてスムーズな検討が可能となる。 例) 〇テーマ性をった観光ルートの設定(点としての文化財の指定から面としての活用へ) 〇文化財を核としたまちづくりの推進 〇伝統工芸品などの振興による産業の活性化 など	平成19年の地組行政の改正によりスポーツに関することが首長部局でも実施可能となった。鳥取県においては競技スポーツ等に関する事務について首長部局で実施することにより、観光振興、地域活性化と一体とした取組が可能となり、シャヤマカの陸上チームの合宿地に選ばれたなど、首長部局で実施することによる効果があった。 また、建設設計と行われる環境文化財の地組調査については、工事計画により首長部局から教育委員会に委託することにより実施されているが、文化財に関する事務を首長部局で実施することにより、調査手続を簡素化できるとともに、貴重な遺構等が発見された場合、ルートや工法の変更、遺構見学等のための駐車場の整備など迅速に対応が可能となる。文化財の学術的価値を十分に踏まえた上で、首長部局の複数部局が横断的に連携することにより、観光、商工、地域振興など視点から、新たな地域資源として活用することについてスムーズな検討が可能となる。 例) 〇テーマ性をった観光ルートの設定(点としての文化財の指定から面としての活用へ) 〇文化財を核としたまちづくりの推進 〇伝統工芸品などの振興による産業の活性化 など	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	184	06.環境・衛生	都道府県	福島県、栃木県、群馬県、新潟県	環境省	B 地方に対する規制緩和	国立公園等整備事業実施要綱(施行委任) 及び自然環境整備交付金制度の運用改善	国立公園等整備事業実施要綱(施行委任) 及び自然環境整備交付金制度の運用改善	都道府県が実施する国立公園内の施行委任等において、年度をまたいだ事業執行が可能となるよう、国庫債務負担行為の設定や事業の事前着工を認めるなどの運用の改善を求める。	【現状】 本県では、国立公園等整備事業の施行委任は自然環境整備交付金事業の活用により、尾根国立公園内の施設整備等を実施している。 【支援事例】 豪雪地域の山岳地帯である尾根国立公園の公園施設整備工事については、積雪による作業期間の制限、ヘリコプターでの資機材の運搬による作業効率の低下が生じるため、事業完了までに複数年必要となる場合があるが、その場合でも現状では、積雪の基礎や土層をそれぞれ分別発注せざるを得ないため、毎年度入札公募契約の事務を実施する必要があり、契約事務が複雑化している。 また、毎年度の契約事務により、受注業者の作業期間が短縮されない場合と比べ一ヶ月以上ずれ込み、工事の遅延の原因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka_yoson.html
H29	185	03.医療・福祉	一般市	半田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	放課後児童健全育成事業における、職員資格制限に関する規定の緩和	中学校卒業業者において、放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする	放課後児童健全育成事業においては、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修を受講を修了したければならない。 現状では、放課後児童支援員認定資格研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ②高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ③高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ④高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑤高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑥高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑦高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑧高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑨高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑩高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑪高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑫高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑬高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑭高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑮高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑯高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑰高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑱高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑲高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ⑳高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉑高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉒高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉓高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉔高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉕高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉖高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉗高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉘高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉙高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉚高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉛高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉜高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉝高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉞高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㉟高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊱高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊲高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊳高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊴高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊵高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊶高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊷高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊸高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊹高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊺高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊻高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊼高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊽高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊾高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者 ㊿高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に就任した者	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	186	03.医療・福祉	一般市	奥州市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第3条及び第13条の2 児童扶養手当法施行令第6条の4及び4	児童扶養手当受給者が公的年金給付金を受け、公的年金給付額が児童扶養手当額を上回った場合、児童扶養手当と公的年金給付の重複期間については、差つて手当を返還する必要があるため、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにされた。	児童扶養手当受給者が公的年金給付を受け、公的年金給付額が児童扶養手当額を上回った場合、児童扶養手当と公的年金給付の重複期間については、差つて手当を返還する必要があるため、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにされた。	〇公的年金給付を受け、児童扶養手当の返還額が数万円～百万円と異なる場合があり、本県では世帯、手当返還額約300万円が未納のままとなっている。また、公的年金給付が支給されても返済等により児童扶養手当の返還に応じることができないケースも受け付け、分割納付により返還完了まで数年に及ぶ場合がある。 〇定期的な児童扶養手当受給者への聞き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多いため、毎年数人程度の未納者が発生している。 〇児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の返還の発生そのものが受給者の心理的負担となっている。 〇年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止となることへのプレッシャーも多く寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	187	03.医療・福祉	一般市	奥州市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施要件の緩和及び家庭生活支援員の登録要件の弾力化	「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の「家庭生活支援員」について、ファミリーサポートセンター事業における補助員を「家庭生活支援員」としてみなすことが可能とする等、登録要件を緩和するとともに、「子育て支援」以外の場所でも実施ができるよう要件を緩和する。	「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、ひとり親家庭等を対象として、家事、介護その他の日常生活の便宜とする「生活援助」や、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする「子育て支援」を行う事業である。「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の主な実施要件として、「一定の研修」を修了した「家庭生活支援員」が「生活援助」及び「子育て支援」を行うこと、「子育て支援」は「家庭生活支援員の居宅」等にて行うことなどが定められている。 これに類似し、次のような支援事例がある。 ＜支援事例＞ 現在登録されている「家庭生活支援員」は高齢化が進んでおり、サービス希望内容に対応できる支援員が見つかりにくい状況である。「家庭生活支援員」になるには、事業実施主体が実施する「一定の研修」を受講しなければならないが、実施要綱に定められる研修が約27時間となっており、働きながら要件を取得しようとする者にとっては受講しにくい環境となっている。 また、「子育て支援」の実施場所については、「家庭生活支援員の居宅」等にて行うこととなっているが、現状では、遠方の家庭生活支援員宅まで依頼者が子どもを連れて行かなければならない状況にある。「家庭生活支援員の居宅」での指がに抵抗があるという依頼者側の声もあり、利用を断念する要因になっている。 本県では、ファミリーサポートセンター事業(以下、ファミサポ)を単独に用いており、援助会も多く登録されていること。ファミサポ補助員が受講する研修と、家庭生活支援員が受講する研修の内容は類似しており、ファミサポの補助員を家庭生活支援員と同等と扱ってよいのではないかと考えられる。また、「家庭生活支援員の居宅」でない、家庭生活支援員と依頼者の合意があれば、子どもの状況に併せて別の場所で実施してもよいのではないかと考えられる。 以上のような状況であるため、制度改正をお願いしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	188	12.その他	町	矢巾町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条、第7条、第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金 〇事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する 〇内示時期を可能な限り早めるとともに、内示後の事業着手を認める 〇計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す	交付決定前の事業着手は原則として認められていないが公益上又はやむを得ない場合に限り、その場合であっても、事業着手を先立、内閣府との協議を要する。 このため、平成26年度に承認された事業計画が変更のある事業及び平成29年度事業は、6月までの交付決定前の事業着手となる。 また、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額の場合、事業計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組みする事業計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、本年度以降の国の交付金予算の変動によって事業計画を変更した場合など、そのために事業計画変更の認定を申請する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【6】文部科学省【厚生労働省】 (14) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め、必要な介護人材を地域で育成・養成していただけるよう、介護福祉士を確保する方策について地方公共団体の意見も踏まえつつ検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【文部科学省(8)】【厚生労働省(29)】 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め、必要な介護人材を地域で育成・養成していただけるよう、介護福祉士修学資金貸付等の活用促進について、全国会議を通じ、都道府県に周知する。 〔措置済み(令和元年9月18日介護人材確保地域戦略会議)〕</p>	<p>介護福祉士修学資金貸付等の活用促進について周知</p>	<p>【厚生労働省】介護人材確保地域戦略会議(令和元年9月18日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_182</p>	<p>文部科学省高等教育局医学教育課 厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室</p>
<p>【6】文部科学省 (8) 文化財保護法(昭25法214)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 地方の文化財保護に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)については、文化財保護に関して優れた識見を有する者により構成される審議会を置くものとす。文化財保護に知見を有する職員を配置することなど、専門的・技術的判断の確保等の措置を講ずるにため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が管理し、執行することを可能とする。</p>					
<p>【6】厚生労働省 (3) 児童福祉法(昭22法164) (4) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 * 教員後援児童委員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認められた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。</p>					
<p>【6】厚生労働省 (20) 児童扶養手当法(昭36法238) (1) 児童扶養手当の受給者が漏れて年金を受給した場合における当該受給者が受けた児童扶養手当の返還(13条の2第2項)については、児童扶養手当の支給機関が、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に請求することができるよう、児童扶養手当の支給機関及び日本年金機構の事務負担を担い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27)に基づき情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有の方策や、日本年金機構から年金受給権者にに対し児童扶養手当を受給している場合は児童扶養手当の返還が生じる可能性があることを周知することを含め、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【厚生労働省(21)】児童扶養手当法(昭36法238) (1) 児童扶養手当の受給者が漏れて年金を受給した場合における当該受給者が受けた児童扶養手当の返還(13条の2第2項)については、以下のとおりとする。 * 年金受給権者が児童扶養手当を受給している場合には児童扶養手当の返還が生じる可能性がある旨を、年金受給権者に周知するための資料を作成し、日本年金機構及び地方公共団体に通知する。 〔措置済み(平成31年1月11日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡等)〕 * 児童扶養手当の支給機関が、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に返還を請求することができるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27)に基づき情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有を可能とし、地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和元年10月28日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)〕</p>	<p>年金受給権者が児童扶養手当を受給している場合には児童扶養手当の返還が生じる可能性がある旨を周知するためのチラシを年金事務所及び自治体の窓口を設置した。日本年金機構等とマイナンバーを活用した情報連携を行うことにより、新規申請等審査業務において、即座に公的年金等の情報が取得でき、正確な手当額の算定が可能となった。</p>	<p>【厚生労働省】児童扶養手当受給者に対する公的年金等を受給する際に必要な手続の説明について(平成31年1月11日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡) 【厚生労働省】児童扶養手当と公的年金等との併給調整に関するチラシの設置(平成31年2月22日事務連絡) 【厚生労働省】児童扶養手当の支給に関する事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等について(令和元年10月28日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_186</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 厚生労働省年金局事業管理課</p>
<p>【6】厚生労働省 (22) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) (1) 児童福祉法等日常生活支援事業(17条に規定する母子家庭日常生活支援事業及び31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業並びに33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。)については、以下のとおりとする。 * 子育て支援の便宜を実施する家庭生活支援員については、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(子ども子育て支援法(昭24法55)59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)における援助を行う員のうち講習が終了した員を全て受講した者又は当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、子育て支援の便宜を実施する家庭生活支援員に選定することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 * 子育て支援の便宜を実施する場所については、子育て支援の便宜を依頼した者の居宅中での実施も可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>					
<p>【6】内閣府 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (1) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (2) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (3) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府】 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ロ) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ニ) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					
<p>6【法務省(1)】【厚生労働省(15)】 生活保護法(昭25法144) 保護の実施機関が行う職権による保護の開始(25条1項)については、資産がないなど要保護の状態にある成年被後見人が適切に保護されるよう、保護を要するにもかかわらず意思を表示できない場合は、職権をもって保護を開始しなければならないとされている「急迫の場合」に該当することについて、平成29年度中に地方公共団体に通知する。 あわせて、要保護者の発見、連絡に関し、保護の実施機関と連携する関係機関として成年後見人が含まれることを明確化するため、平成29年度中に地方公共団体に通知するとともに、その旨を成年後見制度に関係する機関に情報提供する。</p>			<p>【法務省】【厚生労働省】生活保護問答集について(一部改正について(平成30年3月30日事務連絡)) 【法務省】【厚生労働省】生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について(一部改正について(通知)(平成30年3月30日付け社援保発0330第3号)) 【厚生労働省】障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成31年3月7日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_190</p>	
<p>6【農林水産省】 (6) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平元法58) 特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認(3条)申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行うとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>			<p>【農林水産省】法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について(平成30年3月27日付け29農振第2990号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_191</p>	
<p>6【総務省】 (2) 地方自治法(昭22法67) (イ) 住民監査請求に係る職員措置請求書(施行規則13条)については、平成29年度中に省令を改正し、施行規則別記様式における職名の記載を削除する。</p>			<p>【総務省】地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(平成30年3月29日付け総行第72号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_193</p>	
<p>6【厚生労働省】 (13) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神医療審査会の開催・議決については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、テレビ会議等の活用を可能とすること等について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (15) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神医療審査会の開催・議決については、手帳委員の確保等に関する取組事例を、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	<p>精神医療審査会に係る手帳委員の確保等に関する取組事例を通知した。</p>	<p>【厚生労働省】障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成31年3月7日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_195</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>
<p>6【厚生労働省】 (26) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (ニ) 喀痰吸引等研修の受講環境の整備については、研修の実施状況に係る調査を行った上で、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (25) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (1) 喀痰吸引等研修のうち、基本研修については、介護職員等がより受講しやすい環境を整えるため、当該基本研修の実施主体の事業所以外の場所への講師の派遣等により実施可能であることを地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	<p>喀痰吸引等研修の基本研修について、研修実施主体の事業所以外の場所への講師派遣等が可能である旨を通知した。</p>	<p>【厚生労働省】喀痰吸引等業務に関するQ&Aについて(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_196</p>	<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室</p>
<p>6【厚生労働省】 (3) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、都道府県に平成29年度中に通知する。 また、上記の通知による措置の状況を踏まえ、喀痰吸引等業務に係る事務・権限については、必要に応じて、当該権限を指定都府に移譲することの進めを含め、更なる事務の円滑化に向けた検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】指導監督上における登録喀痰吸引等事業者等に係る情報の連携について(平成30年2月8日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知) 【厚生労働省】登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者の登録事務等に係るアンケート調査について(令和2年2月13日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室、内閣府地方分権改革推進室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_197</p>	
<p>6【厚生労働省】 (30) 統計法(平19法30) 介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 【措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)】</p>			<p>【厚生労働省】平成28年介護サービス施設・事業所調査の概況について(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室介護統計第一係長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_198</p>	
<p>6【厚生労働省】 (27) 介護保険法(平9法123) (イ) 市町村介護保険事業計画の変更(117条9項、117条10項)に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が機動的かつ柔軟に対応するよう、都道府県に平成29年度中に通知する。 また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していることを踏まえ、当該手続の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H29	200	03.医療・福祉	指定都市	広島市、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成28年度全国ひとり親世帯等調査の実施について(厚労省労働用均等児童家庭長通知)統計法第2条第7項、第19条、第20条	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳等を利用した対象世帯の絞り込みを可能としたい。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実施を把握して福祉対策の充実を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。しかし、調査対象となる世帯は、母子世帯等であること確認した上で調査を実施している。しかし、①調査地域内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大半を占めていることに加え、②不在のため訪問が必要なケースや、③アンケートのマンシで管理人に協力をお願いしなければならないケースなどもあり、調査員の負担が大きく、広島市では調査会社に業務を委託し委託費を支払った委託費を超える結果となった。そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞り込みを可能としたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	201	09.土木・建築	指定都市	広島市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第33条第1項	道路法第33条第1項	道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切に認める場合には、都市再生特別措置法によることなく、無条件の原則が緩和できると、道路法第33条第1項の弾力化を求める。	副道法を活用したものにきついでくが各地で進められているが、道路の占用許可は、原則として、道路の敷地外に余地がなくやむを得ない場合にのみ行なうことができることとされている。しかしながら、道路の中には、歩行空間に余裕のある歩道や緑地帯など、一定空間の占有を認めても機能に支障が生じないケースもある。実際、広島市では、副道や副道の歩道も含めて幅員が100mに及ぶ道路(平和通り)があり、この道路の緑地帯等の占有を許可しても交通に支障は生じないが、前記の基準があるため道路法第33条第1項の弾力化を許可することはできない。都市再生特別措置法において、都市再生整備計画の作成等前記の基準は緩和されるが、道路管理者が一定の区域で占有を認めても支障がないと判断し、それを市町村や警察も同意しているような場合には、都市再生整備計画の作成等は必要ないものとする。そこで、道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切であると認めるものについては、都市再生特別措置法によることなく、無条件の原則が緩和できると、許可基準の弾力化を求める。なお、都市再生特別措置法の特別措置を活用する場合、前述の地域は既に都市機能などが集積している市街地であるため、都市再生整備計画に適合しない異様な状況が懸念されることがあるため、公安委員会などの同意を得るための社会実験等が求められるなど、事業者の負担が大きくなること懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	202	10.運輸・交通	指定都市	新潟市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第21条	道路運送法21条に基づく実証実験の1年要件の緩和	社会実験による一般乗合旅客自動車運送については、道路運送法第21条第2号に基づき、「一時的な需要のため」に国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行われるとして、平成18年9月15日付通達「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」(平成18年9月15日付 国土交通省告示第40号) 自動車交通局長通達)により、実証実験等に限定して原則として1年以内の期間を付して許容されているが、地方自治体から地域公共交通の維持・再編を目的として実施する実証運行路線として位置付けられる場合は、実証実験としての許可期間が年以下に緩和することを求める。	【制度改正の経緯】 当市が主催する地域公共交通会議では、利用者の意見を踏まえ、運行ルートやダイヤの変更等を行いつつ、最長3年間の利用状況や収支を検証し、本格運行への移行の可否を判断している。また、利用管理者や利用者の定着には長期間を要し、持続可能なバス路線として社会実験の効果を確認するために1年間の期間限定では不十分であり、3年間は必要と考えている。【支障事例】 現状では、第21条の一時的な需要への対応として1年間の許可を得るが、第4条に抵触せず社会実験として、平成27年度の江南区内における住民バス社会実験において、第21条第4条への切り替えが年度途中で、年度末までの期間中バスは確保されているが、年度途中で確保されていない継続的な運行が困難な状況となっており、地方自治体から地域公共交通の維持・再編を目的として実施する実証運行路線として位置付けられる場合は、実証実験としての許可期間が年以下に緩和することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	203	10.運輸・交通	指定都市	新潟市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第9条第4項 道路運送法施行規則第9条第2項 道路運送法第15条第1項	地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和	地域公共交通会議で協議がまとまった一般乗合旅客自動車運送については、運賃や路線等を変更しよとすると、地域公共交通会議での協議を運賃調整局へ届け、すでに協議がまとまっている路線の軽微な変更については、基準を明確にした上で地域公共交通会議において同意を得るとなると運輸局へ届けられるようにすることを求める。	【制度改正の経緯】 当市が主催する地域公共交通会議では、いゆる協議路線に係る運賃、路線、ダイヤの変更等について、地域などの関係者間で協議、合意をした案件に同意し、その後運行事業者が運輸局へ許可申請や変更申請等を出している。しかし、短区間の経路変更や道路工事に伴う一定期間の経路変更(迂回)、過去において既に同意されているものを繰り直し実施する夏休みの子ども運賃割引等、地域との関係者間で合意されている範囲内の運賃のみ変更等が望まれる案件についても、運輸局への申請前に地域公共交通会議での同意がとられることと、これらについては、法令上同意を必要とする旨の具体的な事例の追加が必要で、運輸局より地域公共交通会議での同意が必要事項であることを、確認し、会議等の開催を行っている。【支障事例】 当市においては、地域での協議、区役所での地域公共交通部会等の合意を経て、地域公共交通会議で同意を得ているにもかかわらず、運輸支局の申請までに約2ヶ月間必要とされる。そのため、許可までに約3ヶ月有し、一定期間の経路変更が必要となる水道工事などの工事に支障をきたす事例や、地域のイベント時に子どもや高齢者の運賃を割引促進を受けたが、申請までの期間が足りずに断念する事例があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	204	12.その他	指定都市	新潟市	総務省	B 地方に対する規制緩和	法第252条の20第8項の規定により適用する法第202条の5第2項	区地域協議会構成員要件の規制緩和	地方自治法第252条の20第8項の規定により適用する法第202条の5第2項により定められている区地域協議会の構成員要件について、各市町村の条件に区構成員要件と見直しを求めたい。	【制度改正の経緯】 区地域協議会の構成員については、地方自治法(以下「法」といふ。)第252条の20第8項の規定により適用する法第202条の5第2項により、「区の区域内に住所を有する者」とされている。【支障事例】 「住所」とは、自然については住所の本拠をその住所とし、法人については主たる事務所の所在地又は本店の所在地をその住所とするものと解釈される。この取扱いによると、自然人については区内への通勤・通学者、法人については、区内の支店等について構成員となることができない。本所としては、区内内に住所を有する住民のほか、必要に応じて、区内で様々な公益的活動等を行っている者の意見も区に反映させたいと考えている。【支障事例】 目的としては、区内に通勤する学生、区内の公共性や公益性が高い団体支部等について、場合によっては構成員として位置付けることができない事例が生じている状況である。指定都市が設置する区地域協議会と同じく、市町村が設置する地域協議会も同様の支障事例が生じ得ると考えられるため、準用元である法第202条の5第2項の規定を見直すことで、地域協議会及び区地域協議会へ効果が生じると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	205	05.教育・文化	施行時特例市	長岡市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律、学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(6)、(22)、(23)、平成29年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(平成29年4月3日28施設助第40号)	学校給食施設整備に係る補助の見直し	学校給食施設整備事業について、施設を改修する整備に際しては補助対象とすることを求める。	施設費、多くの給食室について老朽化が進んでおり、衛生面や調理員の安全面から給食室のドライ化など改修が進められているが、制度外の学校施設環境改善交付金の学校給食施設整備事業では、新増築や改修・増築に際しては、事業を実施できる状態にない状況にある。【支障事例】 (なお、学校施設環境改善交付金の大規模改修とは、校舎の外部及び内部の両方を全面的に改修する工事であること、給食室が校舎と同様であることを満たさなければ補助対象にならない。また、補助対象事業費の上限は2億円であるが、校舎の大規模改修工事の事業費は通常2億円を大幅に上回るため、実際に活用することが難しい。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka_yosana.html	
H29	206	03.医療・福祉	一般市	榑木市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第3項、児童福祉法施行規則第1条の4、子育て短期支援事業実施要綱、子ども子育て支援交付金交付要綱	子育て短期支援事業の介護施設等での実施に関する見直し又は明確化	子育て短期支援事業実施要綱上、市町村は、①児童養護施設、②母子生活支援施設、③児童院、④保育所、⑤ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で、子育て短期支援事業を実施することとしている。しかしながら、榑木市内には①～③及び⑤の施設がなく、④には、事業実施可能な宿泊スペースがなく、また、宿泊に対応できる人員が確保できないため、榑木市内で本事業を実施できず、近隣市町の乳児院・児童養護施設等に委託して、本事業を実施できる状態にある。【支障事例】 近年、育児疲れや精神的苦痛を訴える保護者が増加しているが、子育て短期支援事業では、児童相談所が行う一時保護等と違い、強制的に保護者と児童を引き離す効力はないため、それらの方々が利用する際の精神的なハードルも低く、虐待防止の効果も期待されている。しかしながら、榑木市内では、見知らぬ市外の不慣れた施設での預かりになるため、保護者や子どもの抵抗感が強く、年間で数件の利用に留まっている。【支障事例】 榑木市内には、子どもの居場所の提供(子ども食堂)を積極的に行っている介護老人保健施設等の介護施設があり、施設内には地域交流室等の空き部屋があり、夜間勤務も確保している。介護施設等既存の施設で、子育て短期支援事業を実施できるようにすると、より身近な場所で本事業が実施でき、さらに虐待予防にも有効に活用することができるため、介護施設等での子育て短期支援事業を実施できるように見直し又は明確化することを求める。	子育て短期支援事業実施要綱上、市町村は、①児童養護施設、②母子生活支援施設、③児童院、④保育所、⑤ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で、子育て短期支援事業を実施することとしている。しかしながら、榑木市内には①～③及び⑤の施設がなく、④には、事業実施可能な宿泊スペースがなく、また、宿泊に対応できる人員が確保できないため、榑木市内で本事業を実施できず、近隣市町の乳児院・児童養護施設等に委託して、本事業を実施できる状態にある。【支障事例】 近年、育児疲れや精神的苦痛を訴える保護者が増加しているが、子育て短期支援事業では、児童相談所が行う一時保護等と違い、強制的に保護者と児童を引き離す効力はないため、それらの方々が利用する際の精神的なハードルも低く、虐待防止の効果も期待されている。しかしながら、榑木市内では、見知らぬ市外の不慣れた施設での預かりになるため、保護者や子どもの抵抗感が強く、年間で数件の利用に留まっている。【支障事例】 榑木市内には、子どもの居場所の提供(子ども食堂)を積極的に行っている介護老人保健施設等の介護施設があり、施設内には地域交流室等の空き部屋があり、夜間勤務も確保している。介護施設等既存の施設で、子育て短期支援事業を実施できるようにすると、より身近な場所で本事業が実施でき、さらに虐待予防にも有効に活用することができるため、介護施設等での子育て短期支援事業を実施できるように見直し又は明確化することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	207	03.医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第5条第4項	訪問介護におけるサービス提供責任者の業務対象事業について規制緩和	訪問介護におけるサービス提供責任者の業務対象事業について規制緩和を求める。	【提案の背景】 指定訪問介護事業者は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第5条第4項(「従って」基準)により、常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置することとしている。このサービス提供責任者は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所に限り業務が認められている。事業所が訪問介護事業と第一号訪問事業の指定を受けて、一体的に運営している場合は、いずれかの人員基準を満たせば、もう一方の事業も基準を満たしたものとされるが、ここの第一号訪問事業は、予防訪問介護担当のサービスのみを指し、訪問型サービスは含まれない。【支障事例】 指定訪問介護事業者は、訪問型サービスの実施にあたり、別のサービス提供責任者を確保しなければならず、現場では機動的な有資格者の人材不足が生じている中で、事業所の負担感が極めて大きく、介護士や子育て生活支援センターを運営する上で支障となっている。訪問介護事業におけるサービス提供責任者と、訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の業務不要要件が支障となり、訪問型サービスAを実施する介護事業所のなり手が少ない現状があり、ひいては訪問型サービスの対象となる利用者がサービスを受けられなくなっている。【支障事例】 本市における状況(平成29年4月1日現在) 訪問型サービスAの事業所/指定訪問介護事業所=39/130	【提案の背景】 指定訪問介護事業者は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第5条第4項(「従って」基準)により、常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置することとしている。このサービス提供責任者は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所に限り業務が認められている。事業所が訪問介護事業と第一号訪問事業の指定を受けて、一体的に運営している場合は、いずれかの人員基準を満たせば、もう一方の事業も基準を満たしたものとされるが、ここの第一号訪問事業は、予防訪問介護担当のサービスのみを指し、訪問型サービスは含まれない。【支障事例】 指定訪問介護事業者は、訪問型サービスの実施にあたり、別のサービス提供責任者を確保しなければならず、現場では機動的な有資格者の人材不足が生じている中で、事業所の負担感が極めて大きく、介護士や子育て生活支援センターを運営する上で支障となっている。訪問介護事業におけるサービス提供責任者と、訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の業務不要要件が支障となり、訪問型サービスAを実施する介護事業所のなり手が少ない現状があり、ひいては訪問型サービスの対象となる利用者がサービスを受けられなくなっている。【支障事例】 本市における状況(平成29年4月1日現在) 訪問型サービスAの事業所/指定訪問介護事業所=39/130	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	208	03.医療・福祉	一般市	高岡市	内閣府、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法第19条、学校教育法第26条	子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもについて、子ども子育て支援法に基づく支給認定の対象とすることを求める。	<現状> ・幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども子育て支援法第19条で定める支給認定を受ける必要があり、認定を受けた者は、認定区分に基づき、施設型給付を受けることができる。・幼稚園及び認定子ども園の幼稚園部(以下幼稚園部)については満3歳以上から入園(認定)となっているが、本市内の幼稚園等では、満3歳到達前の子どもであっても、施設付随事業として受け入れられている。<支障事例(結論)> 幼稚園等では、少子化により同世代の児童と交流する機会が少なくなってきた児童のためのフィールドとなり、児童の健やかな成長を促す場としての役割を果たしている。また、自我が芽生えはじめ、イヤイヤ期の児童(認定年齢前)については、教育や同年代の児童と交流する機会が減少し、集団生活への適応が難しくなっている。集団生活への適応が難しくなると、保育士や教員による対応が難しくなる。また、金銭的負担が大きい。○市:認定を受けていない児童は正式な入所扱いとなっていないため、真に施設を利用している児童数の把握、職員の配置基準、施設の種類基準などの充足状況の確認が困難。	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもについて、子ども子育て支援法に基づく支給認定の対象とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】 (40)全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータの補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 (57)全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和3年度の調査から、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出して実施することとし、その旨を地方公共団体に文書で周知する。 【措置済み(令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査の手引き(厚生労働省子ども家庭局))】</p>	<p>令和3年度全国ひとり親世帯等調査の実施に当たり、各地方公共団体において世帯名簿を作成する際に、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出することとした。</p>	<p>【厚生労働省】令和3年度全国ひとり親世帯等調査の手引き</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_200</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>
<p>6【国土交通省】 (12)道路法(昭27法180) (i)道路の占用の許可(32条1項)については、同許可に係る無条件性の基準(33条1項)の充足について道路管理者が判断するに当たり、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できること及び都市再生特別措置法(平14法22)に基づく道路の占用の許可基準の特別を要するに当たり、公共施設等の整備に関する事業等を該事業に含まない都市再生整備計画を策定することが可能であることについて、平成29年度中に、これらの取扱いに係る活用事例集を作成するとともに、地方公共団体に改めて周知する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【国土交通省】道路の占用に係る無条件性の基準等の取扱いについて(平成30年3月26日付け国土交通省都市局まわづくり推進企画専門官・道路局路政課道路利用調整室課長補佐事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_201</p>	<p>—</p>
<p>6【国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183) (vi)一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送に係る許可(21条)において、当初から1年以上の実証実験を行う計画がある場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、許可期間を1年以上(3年程度)とできると、及び実証実験のデータの収集不足等を理由に許可の再申請がなされた場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、再度許可(通常3年程度)を行うことを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【国土交通省】一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて(平成30年3月29日付け国自第第318号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_202</p>	<p>—</p>
<p>6【国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183) (i)地域公共交通会議(施行規則9条の2、運賃等の合意(9条4項)等に係る協議を行う協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)6条、施行規則9条の3第1項2号から5号に掲げる者を構成員に含むものに限る。)を含む。以下この事項において同じ。)の協議事項については、道路運送法上合意する必要がある事項と同法上必ずしも合意する必要はないが合意することが望ましい事項について整理し、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 (ii)地域公共交通会議等の協議事項については、一度地域公共交通会議等において合意した事項を内容の変更なく反復継続して行う場合には、更なる協議は不要であることを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 なお、地域公共交通会議等において協議が完了した事項に係る軽微な変更に伴う協議については、地域公共交通会議等と幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任すること、書面による協議を行うこと、協議が不要な報告事項にすると等により手続の簡素化が可能であることを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。あわせて、軽微な変更の例についても周知する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国自第第212号) 【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国自第第212号) 【国土交通省】運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国自第第212号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_203</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>6【厚生労働省】 (6)児童福祉法(昭22法164)及び子ども、子育て支援法(平24法65) (i)子育て短期支援事業(子ども、子育て支援法59条6号)及び児童福祉法6条の3第3項)については、住民に身近であって、適切に児童等を保護することができる場合、介護施設等を実施施設とすることが可能であることを、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年度中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (ii)指定訪問介護事業者のサービス提供責任者(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)5条2項)等については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に関するサービスに限る)と介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス(訪問型サービスA)に限る。)が同一の事業内容において一体的に運営されている場合は、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【厚生労働省】指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の兼務について(平成30年3月30日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_207</p>	<p>—</p>
<p>6【内閣府(19)】【文部科学省(17)】 子ども、子育て支援法(平24法65) (i)幼稚園における2歳児の受け入れに対する支援の在り方については、平成30年度に2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>内閣府子ども、子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】</p> <p>(6) 建築基準法(昭25法201)及び都市計画法(昭43法100)立体道路制度については、道路の上下空間を立体的に活用する事業のニーズに関する調査の結果を踏まえ、都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平14法22)2条3項)の指定を受けていない地域の一般道路においても立体道路制度の活用が可能となる方向で検討し、平成30年までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30></p> <p>【国土交通省】</p> <p>(6) 建築基準法(昭25法201)及び都市計画法(昭43法100)立体道路制度については、市街地の環境を確保しつつ、適正かつ合理的な土地利用の促進と都市機能の増進を図るため、道路の上空又は路肩下において建築物等の構築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平14法22)2条3項)の指定を受けていない地域の一般道路においても立体道路制度の活用が可能とする。</p> <p>〔措置済み(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号))〕</p>		<p>【国土交通省】【官報】都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)(平成30年4月25日公布、7月15日施行)</p>	-	-
<p>【厚生労働省】</p> <p>(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(i) 自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害者がコースを踏まえ、利用できる者の要件を含めたサービスの在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬定向けに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(i) 自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害種別にかかわらず利用可能とするよう、省令を改正する。</p> <p>〔措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第31号))〕</p>		<p>【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第31号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_210</p>	-
-	-	-	-	-	-
<p>【厚生労働省】</p> <p>(17) 社会福祉法(昭26法45)</p> <p>国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業(2条3項8号)については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質の確保を図るため、設備、運営に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対して都道府県等が改善命令等を行うことを可能とする。また、新規参入する事業者が当該基準を満たしていることをあらかじめ確認できるようにするため、都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行うこととしている届出を事業開始前の届出に改めることについて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(17) 社会福祉法(昭26法45)</p> <p>国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業(2条3項8号)については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質の確保を図るため、設備、運営に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対し、都道府県等が改善命令等を行うことを可能とする。また、国、都道府県、市町村、特別区及び社会福祉法人以外の者が当該基準を満たしていることをあらかじめ確認することを可能とするため、都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行う届出を事業開始前の届出に改める。</p> <p>〔措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))〕</p>		<p>【厚生労働省】「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(平成30年6月8日付け子第96068第1号、社援発30068第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_212</p>	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>【内閣府(19)】【文部科学省(17)】【厚生労働省(31)】</p> <p>子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(vi) 施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。</p> <p>・処遇改善加算1(特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する取組等(平27内閣府告示第49)1条21号)における資金改善経費等については、基準年度における資金水準を適用した場合の資金総額の簡便な算定方法(平成28年度における処遇改善等加算の取扱い)について(平28内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)に対応した様式への見直し等を行い、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p> <p>・職員1人当たりの平均経験年数の算定に当たっては、派遣労働者の取扱い及び育児休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成30年度中に通知する。</p> <p>・施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。</p> <p>・国家公務員の給与改定に係る公定価格(国告示1条12号)の改定については、関連予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法を周知する。</p>	-		<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき処遇改善等加算1に係る様式の記載方法の取扱いについて(平成30年3月30日付通知)</p> <p>【内閣府】平成29年度子どものための教育・保育給付費負担金の取扱いについて(平成30年2月9日付け事務連絡)</p> <p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】公定価格に関するFAQ(よくある質問)Ver.12(平成30年9月27日)</p>	-	-
<p>【内閣府】</p> <p>(18) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>(vi) 施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。</p> <p>・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実施調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元></p> <p>5【内閣府(11)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(33)】</p> <p>子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(i) 施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。</p> <p>・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、保育所に係る請求書の標準様式を新たに定め、地方公共団体に通知する。</p> <p>〔措置済み(平成31年3月29日付付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付第一係・第二係、システム運用担当事務連絡)〕</p>	<p>保育所に係る請求書の標準様式を新たに定めた。</p>	<p>【内閣府】給付事務に係る請求書の標準様式について(平成31年3月29日付付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付第一係・第二係、システム運用担当事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyuu/2017/h296_tsuchi.html#h29_216</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>【文部科学省(17)】【厚生労働省(31)】</p> <p>子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(iii) 施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。</p> <p>・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実施調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	-			-	-
<p>【内閣府】</p> <p>(19) 子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(v) 子ども・子育て支援交付金については、地方公共団体の円滑な申請手続が可能となるよう、平成30年度から、当該交付金要綱の速やかな発出を行うとともに、交付申請等の年間スケジュールを明確化する。</p>	-			<p>【内閣府】子ども・子育て支援交付金の交付についての一部改正について(府子本第769号平成30年8月10日付け通知)</p>	-
<p>【法務省(33)】【厚生労働省(34)】【農林水産省(8)】</p> <p>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平28法89)</p> <p>農業分野における団体型型技能実習(2条4項)については、都道府県の関与等による十分な管理体制が確保されることを前提に、実習実施者となる農業協同組合等が個人農業者との間で農産物の生産に関する請負契約を締結し、当該農業協同組合等の指揮命令の下、個人農業者の雇働等で農産物生産等の実習を行い、農業協同組合等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることによって、年間を通じたより効果的な技能実習が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>	-			-	-

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H29	219	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成28年度全国ひとり親世帯等調査の法則について(厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知)統計法第2条第7項、第19条、第20条	全国ひとり親世帯等調査	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データベース等を利用した対象世帯の絞り込みを可能としたい。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。この調査では、調査対象世帯の全世帯(全国、母子世帯等)全てを調査した上で調査結果を報告することになっている。しかし、①調査地域内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大半を占めていることに加え、②不在のため訪問が可能なケースや、③ネットロックのマンションで管理人に協力をお願いしなければならないケースなどもあり、調査員の負担が大きくなり、広島市では調査会社に業務を委託したが厚生労働省から支払われた委託費を超える結果となった。そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞り込みを可能としてもらいたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html	
H29	220	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		介護サービス施設・事業所調査	介護保険事業に係る調査結果の提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。計画の策定に当たり、地方公共団体の事業所にアンケート調査を行うが、国で行っているアンケート調査と質問等が重複するため、事業所からは「同じ質問に何度も回答しなくてはならず、手間がかかる」等の不満の声が出ている。そこで、調査の実際項目の重複を避けるため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体別の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html
H29	221	03.医療・福祉	一般市	松江市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第46条・学校教育法第2条第2項(子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)「子ども・子育て支援法」第14条、第38条「子ども・子育て支援法に基づく認定子ども園施設整備等の推進」について(平成27年12月7日(平成28年6月20日一部改正)府令第390号・文部科学省令第113号・雇保第1207第2号)「子ども・子育て支援新制度」における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府令第391号・雇保第1207第1号)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の指導監査項目が重複する場合において、重複項目については、施設監査実施者と確認監査実施者間で協議の上、一元化できるよう明確化を求める	〇国の通知(子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府令第391号・27幼幼第28号・雇保第1207第1号))により基本的考え方、主眼事項及び着重点が示されたが、特定教育・保育施設等に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の内容に重複事項が多く(千葉県及び本市が定める項目では半数程度)、同じ監査項目において監査の準備、実施指導、結果の取り纏め等を一連で行うことが、書類作成や実施対応において事業者及び監査主体に多大な負担を生じている。また、同通知により、施設監査、確認監査及び業務管理体制の施設監査を複数実施する場合は、同時実施が求められており、同一監査項目に対して都道府県と市町村で異なる見解を示す状況にもないことから、検査内容の重複の多い部分で都道府県と調整せざるを得ない、一層負担が増している。〇結果、それらに係る負担のために、監査を行うことに対して慎重にならざるを得ず、結果として、特定教育・保育施設等に対する違反状態が長期化する要因となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html		
H29	222	03.医療・福祉	一般市	宇治市	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育所等整備交付金交付要綱認定子ども園施設整備交付金交付要綱平成28年度保育所等整備交付金に係る協議について(平成29年度認定子ども園施設整備交付金に係る協議について)	保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金において、市町村が事業者を公募により決定する場合、市町村で事業計画の実施に当たり、「法人が確定していることと準ずることとを条件に、事業者未定であっても、当該事業者を仮事業者として事業実施について事前協議を可能とする。	事業者を公募を行う際、公募前に国庫補助金の内示が必要だが、現在の交付金の事前協議のルールでは、協議段階で「法人が確定していることが求められているため、協議参加に支障が生じている。また、認定子ども園施設整備交付金交付要綱については、要綱上、事前協議における整備計画の策定基準の中で、法人の適格性について、「役員構成や資金計画等が適正であり、健全で安定した運営が図られている」法人であることと記載されているが、事業者が決定していることが求められているのか不明確であるため、上記で定める保育所等整備交付金交付要綱の協議通知と同様の制度として頂きたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html		
H29	223	03.医療・福祉	一般市	宇治市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条幼保連携型認定子ども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条	保育所・認定子ども園における代替職員の特別配置	保育所・認定子ども園において、突発的な正規職員等の退職や長期休業等により、急ぎ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村が認める保育補助経験者等を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。	年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中に正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html	
H29	224	05.教育・文化	都道府県	大分県	内閣府、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項第2号	文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直し	文化財の保護に関する事務を都道府県知事の直接実施できると、地教法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の改正を求める。具体的には、条項の定めるところにより、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理・執行できるようにする。	【支障事例】 国はもと、地方を挙げて文化財を活用した観光振興や地域振興が進められている中、文化財の保護に関する事務は、地教法第23条の規定により、教育委員会から都道府県知事に移管できないこととなっている。 大分県では、平成30年度開予定の「第33回国民文化祭おきた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おきた大会」をはじめとして、同年の「国東半島宇佐地域・六磨嶺山開山1300年誘客キャンペーン」や「世界遺産地ササミ」など、文化財を活用した地域振興を図る絶好の機会が押えているが、現行法では、文化財関係の重要な意思決定は教育委員会が行うことから、機動性に欠けるとともに、観光・地域振興部門との連携が図れないとされている。 【具体的な支障事例】 掲げたい景観保存事業(所管:文化庁)とまちづくりの連携について 平成27年大分県府内の明神・輪船地区が重要文化財(別府の湯けむり景観)に選定された。所管は別府市教育庁と大分県教育庁が担う(いずれも文化財所管課)。一方で、同地区内でまちづくり交付金事業(所管:国土交通省)による温泉を活用した地獄蒸し工務建設が進行。所管は別府市市長部局と大分県市長部局が担当。(いずれも観光振興所管課)文化庁からは、「工務建設については、市が策定した掲げたい景観保存事業計画に記載がなく、そもそも文化的景観にもとまじない。」とする指摘があった。景観や文化財関係に係る事業(文化財保護)とまちづくり事業(観光・地域振興)の執行管理を一体的・一元的に実施する体制ができていれば、こうした問題は未然に防ぐことができたと考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html	
H29	225	03.医療・福祉	一般市	箕面市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		特定教育施設・保育施設に関する認定	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第15条第6項で規定される特定教育・保育施設の設定者が定員を減少しうるとともに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第15条第6項で規定される特定教育・保育施設の設定者が定員を減少しうるとともに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。	〇認定子ども園(特)に、保育所が保育所型認定子ども園に移した施設で、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの準備認定が高額になっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設整備給付金を支払うことになる場合と捉えている。そのため、保育所の認定子ども園に移した2号認定の定員の一部を1号認定の枠で算入する施設があり、枠割り超過を確保している自治体によって枠割り超過の制度設計になっている。また、特設児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていくと、3歳児以降の接続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、特設児童の多数を占める幼児の受け皿である小規模保育所の設営を進める上で困難となっている。 〇市町村においては、子ども支援法(旧)で市町村の義務として、子ども・子育て支援給付金等の総合的な計画の作成を行うこと、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供施設を確保するが求められているが、現状では特定教育・保育施設が設置者が設置者の定員を下げるとは、3ヶ月前までに市町村長に届出するだけで、市町村の義務を果たすことができない状況となっている。 〇また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、届出後に禁止できない状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html
H29	226	05.教育・文化	指定都市	横浜市	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校給食法	学校給食費における私人への徴収委託の実現	学校給食費における私人への徴収委託を行えるよう、次のいずれかの対応を行うことが要です。 ① 地方自治法施行令を改正し、第158条第1項の限定利率(債権率)を追加する ② 学校給食法を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける	コンプレックス給付は私人への徴収委託であるため、地方自治法第243条により制限されます。ただし、次の2通りの場合は、認められています。 ① 地方自治法施行令第158条第1項に限定利率された以下の債権の場合 使用料、手数料、賃貸料、物品先払代金、寄附金、貸付金の元利償還金 ② 個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html	
H29	227	05.教育・文化	指定都市	横浜市	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第3項、私立学校法第9条、私立学校援助助成法第9条	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会」の設置運営、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲	学校給食費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンプレックス給付ができない状況です。 認可及び認可に準ずる指導者と、給付対象施設としての確認及び給付費支給や確認監査による指導等を行うことが一元化していないと煩雑さや重複感があり、設置者にとって事務負担増と捉えられ、子ども・子育て支援新制度への移行が進まない要因になっている。 幼・小・接続や教育・保育の質の向上に向け、近隣施設間の連携や研究・研修に取り組むに当たり、現在の市との関係性の弱さから個別園との信頼関係構築に時間を要する場合がある。 認可決定認定は、幼保連携型、保育所型、地方裁量型の認定子ども園は市が、幼稚園型認定子ども園は幼稚園が認可決定を行うことが、子ども・子育て支援事業計画における1号認定の量の見込みと確保方の進行管理を行っている。幼稚園型から、教育ニーズに応じた教育的・施設型や宅間型認定を行う必要がある。 27年度策定の回答では、「私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的な見地から配慮が必要」とのことであったが、指定都市のような大きな基礎自治体の私立幼稚園については市内域からの通園がほとんどである。当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も把握している指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者のニーズに迅速かつ的確に対応できるものと考ええる。また、市域外から通園する幼児児童についても、幼稚園の職員が必要に応じて近隣市町村との調整を行うことが可能であることから、認可判断に支障はなく、認可権限を委譲することが、広域的に見ても必要としないと考ええる。 また、認可権限のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、学校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。さらに、事務処理特例により対応可能であったが、私学助成補助金の交付は事務処理特例で対応できず、本市が要望する包括的な財源・情報の移譲は実現しない。補助金交付が行われない認可・指導権限の移譲では、実質的に行使できる権限の範囲は限られ、実効性の担保がない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】 (40)全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。</p>	<p><令3> 3【厚生労働省】 (57)全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和3年度の調査から、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出して実施することとし、その旨を地方公共団体に文書で周知する。 【措置済み(令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査の手引き(厚生労働省子ども家庭局))】</p>	<p>令和3年度全国ひとり親世帯等調査の実施に当たり、各地方公共団体において世帯名簿を作成する際、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出することとした。</p>	<p>【厚生労働省】令和3年度全国ひとり親世帯等調査調査の手引き</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_219</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>
<p>6【厚生労働省】 (30)統計法(平19法53) 介護サービス施設・事業所調査の調査要情報については、所定の要件を満たした申出があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年中に周知する。 【措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)】</p>			<p>【厚生労働省】平成28年介護サービス施設・事業所調査の概況について(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_220</p>	
<p>6【内閣府(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(2)】 学校教育法(昭22法26)、児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども子育て支援法(平24法65) 特定教育・保育施設の施設監査(学校教育法、児童福祉法46条1項及び59条1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律19条に基づく監査等をいう。)及び確認監査(子ども子育て支援法14条及び38条に基づく監査等をいう。)については、実施主体間で協議の上、効率的・効果的な指導監査となるよう重複する監査事項を一元化できることとし、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>					
<p>6【文部科学省(7)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図ると、幼児連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭33厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準日を毎年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への対応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。</p>			<p>【厚生労働省】「平成29年の地方から提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成30年1月19日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)</p>		<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【内閣府(18)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (イ)幼児連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼児連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への対応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。</p>					
<p>6【文部科学省】 (8)文化財保護法(昭25法214)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 地方の文化財保護に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条14号)については、文化財保護に関して優れた識見を有する者により構成される審議会を置くものとする。文化財保護に知見を有する職員を配置することなど、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が管理し、執行することを可能とする。</p>					
<p>6【内閣府(19)】【文部科学省(17)】【厚生労働省(31)】 子ども子育て支援法(平24法65) (イ)特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少させる場合の手続(35条2項)については、市町村の関与を強化することとし、所要の措置を講ずる。</p>		<p>市町村は事業者の届出を受理せず、利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできないこと、事業者は利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当であること等を地方公共団体へ周知した。</p>	<p>【内閣府】自治体向けFAQ 第17版</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_225</p>	<p>内閣府子ども子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【総務省(4)】【文部科学省(3)】 地方自治法(昭22法67)及び学校給食法(昭29法160) 学校給食費(学校給食法11条2項)の徴収又は取納の事務については、学校給食費が物品売払代金(地方自治法施行令(昭22政令16)158条1項4号)に該当するため、私人に委託することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 【措置済み(平成29年11月30日付け総務省自治行政局行政課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知)】</p>			<p>【総務省】【文部科学省】学校給食費の徴収等の事務の私人への委託について(平成29年11月30日付け総務省自治行政局行政課長、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_226</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H29	228	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条の4	医療計画の策定等に係る事務・権限の一部を、都道府県から希望する指定都市へ移譲する。	医療計画の策定等に係る事務・権限について、都道府県から希望する指定都市へ移譲する。	横浜市は人口が約370万人で都道府県別人口第10位の静岡県とほぼ同じであり、神奈川県全体の人口の約4割を占めている。病院数や診療所数についても同様である。これだけ規模の大きな市について、県が地域の実情を把握して、きめ細やかな政策を考慮することは困難である。昨年10月に策定された地域医療構想では、急速に進む高齢化により、2025年には本市全体で7千床の病床が不足の見込みであり、在宅医療等の対象患者数については約1.8倍に増加する。また、横浜市では3つの二次医療圏を1つの構想区域にまとめ、医療と介護の総合的な確保に向けた環境を整えたいところである。医療圏は2025年以降も増加を続け、少なくとも2040年までは増え続ける見込みであり、地域における医療提供体制の整備が急務である。なお、医療圏では、病院の開設に関する権限が指定都市に移譲され、基幹病院等と病院区分に関する権限も指定都市に移譲されている。医療計画に関する業務がねじれた状況になっている。	—
H29	229	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条、第5条	地域医療介護総合確保基金の指定都市への設置	今も各都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金について、希望する指定都市は別に設置できるようにする。	横浜市は行政コストによって人口規模や高齢化のペースが異なり、医療・介護資源の充足状況もさまざまである。地域特有の医療課題を解決するためには、きめ細かな事業展開が必要であり、県が他の圏域と合わせて対応するのは難しい。また、基金は県が1/3を負担することから、事業化にあたっては県の財政事情の影響を受けてしまう。	—
H29	230	05_教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化芸術振興補助金(日本遣産力発信推進事業)交付要綱	文化庁「文化芸術振興補助金」に係る補助対象等の緩和	文化庁「文化芸術振興補助金(日本遣産力発信推進事業)」において、講師謝金や翻訳料等各自費目別に詳細な単価上限を設定されるなどにより、補助金要望の時点で業者や招聘予定の講師に対して設定単価に沿った見積書を作成した上で申請書類をまとめる必要があり、申請事務が煩雑で、柔軟に活用することが困難な状況となっている。また、補助期間も最大3年間とされていることにより、3年を超える継続的な取り組み(情報発信、普及啓発等)ができなかったため、せめて地方創生交付金の交付期間である5年と同期間に延長するなど、補助対象の緩和や補助期間等の柔軟な運用を求める。	文化芸術振興補助金(日本遣産力発信推進事業)」において、講師謝金や翻訳料等各自費目別に詳細な単価上限を設定されるなどにより、補助金要望の時点で業者や招聘予定の講師に対して設定単価に沿った見積書を作成した上で申請書類をまとめる必要があり、申請事務が煩雑で、柔軟に活用することが困難な状況となっている。また、補助期間も最大3年間とされていることにより、3年を超える継続的な取り組み(情報発信、普及啓発等)ができなかったため、せめて地方創生交付金の交付期間である5年と同期間に延長するなど、補助対象の緩和や補助期間等の柔軟な運用を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu/jeikka_yosan.html
H29	231	05_教育・文化	都道府県	京都府、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	指定文化財管理費国庫補助要綱	指定文化財管理費国庫補助要綱	指定文化財管理費国庫補助要綱における補助対象に「危険木伐採その他必要な業務」を加える	指定文化財管理費国庫補助要綱では、補助対象事業が「見廻り看視及び評価」に限定されているが、史跡・名勝地内において、老木の枯死に伴う落木、土砂の流失など、見学者の安全を脅かす状況が確認されているため、「危険木伐採その他必要な業務」を補助対象事業とするよう、要項を改正していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu/jeikka_yosan.html
H29	232	03_医療・福祉	都道府県	京都府、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉士及び介護福祉士法第40条	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間を短縮する。	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間を短縮する。	介護福祉士は介護職の中核的な役割を担うことが期待されているところであるが、平成28年度から実務経験者の受験資格に実務者研修450時間の受講が課せられた。平成27年度までは18年以上の介護職としての実務経験のみで受験可能であったが、国は介護職の質向上を打ち出し、平成28年度から3年以上の実務経験に加え、「実務者研修」の受講が必須化された。入職引込と医療的ケアも含めた研修の受講が義務付けられた。さらに、受講料も自己負担となっている。そういったこともあり、全国で平成27年度は受験者が16万919人であったが、平成28年度は7万9113人と半減した。京都府としては、第7次京都府高齢者健康福祉計画(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定等)に基づき、平成27～29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目標と定め、人材の育成と働き方を含めた総合的な取組を進めているが、介護職の人材は、量的に不足している。その解消のため、研修における受講時間の短縮化や実務経験での単位の見直し等、受験者への配慮が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu/jeikka.html
H29	233	03_医療・福祉	都道府県	京都府、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱	介護福祉士修学資金等貸付制度の見直し	介護福祉士修学資金等貸付制度の各事業区分の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする	介護福祉士修学資金等貸付制度については、4つの事業区分に分けて配分されるため、特に推進を図っていた事業に対して重点的に配分する等の裁量がない。京都府としては、継続的に介護福祉士を輩出していただくために、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の地域に特に重点を置きたいと考えている。地域ごとの事業のニーズを踏まえ、より必要度の高い事業を実施するため、都道府県の裁量により、各事業区分間の配分額を調整できるようにしてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu/jeikka.html
H29	234	10_運輸・交通	都道府県	京都府、和歌山県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第2条第6項	港湾法第2条第6項に規定する国の施設認定の弾力的な運用について	既設港湾施設のうち、港湾法上、港湾施設とみなされていない施設に対する国の施設認定の弾力的な運用を求めている。	港湾法では、港湾区域又は臨港地区内における施設を「港湾施設」と位置づけ、港湾区域又は臨港地区内に設置が困難な施設については、国が港湾法第2条第6項の規定による施設認定を行うことで「港湾施設」とみなされるものである。国土交通省の見解として、認定制度の運用は、限定的又は臨港地区指定までの暫定的な措置であり、未認定施設の設置場所が都市計画区域である場合については、臨港地区の指定を行うべきとされている(平成22年6月10日付事務連絡「港湾法に基づく適正な事務処理について」)。国の官庁滞において、昭和42年から49年にかけ設置した港湾施設(船揚場)の設置場所が臨港地区外で、国の認定も受けていないものがあったため、当該施設を港湾法に基づき適正管理するため、本年2月に国に対し、施設認定を申請したが、設置場所が都市計画区域であることから、臨港地区の指定を行うべきものとして認定が認められなかった。しかし、当該未認定施設は、施設の設置から長期間が経過し、周辺も住宅が密集し、都市計画上の第一種住居地域に指定されており、こうした地域の都市計画の変更は、区画整理や施設の大規模な改装等が必要とする積極的な理由がなければ難しいのが実情である。また、都市計画の変更は、公聴会の開催による住民の意見調整や都道府県都市計画審議会の開催等、時間や事務手続の負担が生じることとなるため、現実的には数年に一度の大規模な見直し時に併せて臨港地区の手続き(都市計画の変更)を併せて進めたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu/jeikka.html
H29	235	09_土木・建築	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	(平成4年4月30日 建設省道路第192号、建設省道発第12号、建設省道発第17号)道路局所管補助事業等における現場技術業務委託について	道路局所管補助事業等における現場技術業務委託について、実施(継続を含む。)にあたって事前に地方整備局等担当課との包括協議を行うこととされているため、当該包括協議を廃止するなどの事務の簡素化を促すこと	道路局所管補助事業等における現場技術業務委託について、実施(継続を含む。)にあたって事前に地方整備局等担当課との包括協議を行うこととされているため、当該包括協議を廃止するなどの事務の簡素化を促すこと	道路局所管補助事業等における現場技術業務委託について、約2、3か月程度の期間を要している。また、京都府では、最長約6か月程度の期間を要しており、遅やかに交付申請や委託発注の手続きを執行することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu/jeikka.html
H29	236	06_環境・衛生	都道府県	京都府、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法	地方公共団体が食品ロスの削減を推進する環境の整備	食糧輸入国である我が国にとって、食品ロスの削減は喫緊の課題であり、これを円滑に進める法制を整備したい。	食品ロス削減の方策の一つに、フードバンク等の福祉団体に対する寄付があり、諸外国では、次のような例がある。①フランスの例：売切場面400㎡以上の食品小売店の福祉団体に対する食品寄贈の義務化	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu/jeikka.html
H29	237	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	地域の魅力再発見食育推進事業実施要綱	農林水産省所管の補助金(地域の魅力再発見食育推進事業)の見直し	地域の魅力再発見食育推進事業に係る実績報告手続の簡素化	食育に類似し、平成27年度までは、農林水産省所管の「消費安全対策交付金」のメニューの一つであったが、農林水産省の食育部局の変更により、「消費安全対策交付金」から、平成28年度に補助金「(食)と健康文化(食)推進事業」へ、平成29年度に補助金「地域の魅力再発見食育推進補助事業」へと移行された。本事業については、必須7カ年単位の集約であるが、事業の実績報告については、各都道府県に異なっており、書類の枚数もさまざま。支払1件ごとに、見積合せの複数の見積書、負担行為に係る書類1式、納品書、請求書、支出命令に係る書類一式を全てコピーして提出する必要がある。これが数百件分にあたり、段ボール単位で確認資料として提出しており、交付金だった頃と比較して、事務的負担が格段に多くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu/jeikka.html
H29	238	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	米穀等の取引等に関する情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	米の産地伝達状況監視に係る事務の見直し	SBS方式等で輸入される米の流通経路等について、都道府県に情報提供されない。	各都道府県においては、「米穀等の取引等に関する情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米の産地伝達状況を監視しているところである。国内産米の選別・事業が発覚した場合は、現状ではSBS方式で輸入される米の流通経路等を把握していないため、指図対象者に対する速やかな検査等の実施に支障をきたしている。同法に基づく流通経路が速やかに把握できないよう、SBS米の落札業者や流通経路等が都道府県に情報提供していただきたい。	—
H29	239	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	家畜伝染病予防法第60条	家畜伝染病予防法に基づいて、国の認定がなければ、都道府県が必要と認めるものについても対象を拡大したい。	家畜伝染病予防法第60条に基づいて、国の認定がなければ、都道府県が必要と認めるものについても対象を拡大したい。	家畜伝染病予防法第60条に掲げる経費の負担は、家畜の伝染病の発生を予防し、又は蔓延を防止するために都道府県が行う経費の一部又は全部を負担するものであるが、対象となるのは国が定める検査費や本法の目的を達成するために都道府県が必要と判断し実施に要した防疫服等の消耗品についても、本法において国の負担を定める必要がある。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】 (26) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (1) 介護福祉士試験の実務経験ルートについては、平成28年度介護福祉士試験受験者数が減少した要因を分析した上で介護福祉士の量を確保する方策について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。</p>	<p><平成30> 6【厚生労働省】 (25) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (1) 介護福祉士試験の実務経験ルートについては、介護福祉士実務者研修受講者にとって受講費用が負担であること及び介護施設・事業所から職員へ介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の更なる周知が必要であることを踏まえ、当該制度について地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	<p>介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度を地方公共団体に周知した。</p>	<p>【厚生労働省】社会・援護局関係主管課長会議資料(平成31年3月5日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/relambosyu/2017/h2960_tsuchi.html#h29_232</p>	<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室</p>
<p>6【厚生労働省】 (36) 介護福祉士等修学資金貸付制度 介護福祉士等修学資金貸付制度については、都道府県等が各貸付事業間の配分額を調整可能であることを、都道府県に平成29年度中に周知する。</p>			<p>【厚生労働省】社会・援護局関係主管課長会議資料(平成30年3月1日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/relambosyu/2017/h2960_tsuchi.html#h29_233</p>	
<p>6【国土交通省】 (7) 港湾法(昭25法218) 都市計画区域内の臨港地区の指定に係る手続については、計画的かつ確実な港湾施設の位置付けの促進を図るため、港湾管理者が都市計画部局との調整等に当たり留意すべき事項について、港湾管理者に平成30年中に周知する。</p>			<p>【国土交通省】都市計画区域内における臨港地区の指定等に係る手続きについて(平成30年2月15日付国土交通省港湾局総務課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/relambosyu/2017/h2960_tsuchi.html#h29_234</p>	
<p>6【農林水産省】 (12) 国産農産物消費拡大対策事業補助金 国産農産物消費拡大対策事業補助金のうち、地域の魅力再発見食育推進事業については、平成30年度から交付金による措置とすることを検討する。また、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、交付申請及び実績報告等における提出書類を必要最小限のものとするよう、地方農政局に平成29年度中に周知する。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H29	240	03.医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第210条第4項(標準)及び同法に基づく障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第210条第4項第5項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第1206001号)	共同生活援助事業所の共同生活起居に関する基準の参酌基準化	共同生活援助事業所の共同生活起居に関する基準の参酌基準化	共同生活起居の人居定員数については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第210条第4項(標準)により、新築の場合12人以上10人以下、既設の建物を共同生活起居とする場合においては入居定員を2人以上20人以下、都道府県知事が特に必要があるとするときは10人以上とされており、第5項(標準とすべき基準)により、既存の建物を共同生活起居とした共同生活起居を改築する場合は30人以下とされている。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年12月6日障害発第1206001号)により都道府県知事が特に必要があるとするには、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であることが必要とされている。しかし、上記の規模より、大規模な20人以上が入居できる物件が見つかる場合、使用できないケースがある。そのため、上記規模を参酌すべき基準として、通知の「都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であることを廃止して、20人以上の大規模の共同生活起居を都道府県の裁量により、より簡易に設置を認めるようにすれば、共同生活援助の利用者の増加が期待できる。	—
H29	241	06.環境・衛生	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高松市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活衛生施設前備化等交付金における水道施設等前備化事業	水道施設整備に係る補助対象の見直し(資本準備要件の撤廃又は緩和)	現在、水道施設の耐震化(管路更新等)に係る整備補助について、資本準備要件(=水道用木1m当たりの資本費(減価償却費+支払利息費))が設定されている。 ・水道事業≧90円 ・水道用水供給事業≧70円	上記資本準備要件はハードルが高く、この要件に合致しない水道事業等の耐震化が実施できない自治体が府内南部に多い(京都府の用水供給事業も含む(府営水道の資本費:61円))。しかしながら、当該自治体においても水道事業等の耐震化に係る予算捻出が難しく事業実施が困難であるが、管路の前備化更新は、各自自治体においても喫緊の課題であるため、上記資本準備要件の撤廃又は緩和を求める。	—
H29	242	07.産業振興	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	大規模小売店舗立地法第8条	大規模小売店舗に係る変更に関する届出時の市町村への意見聴取手続の廃止	大規模小売店舗に係る変更に関する届出時の市町村への意見聴取手続の廃止	大規模小売店舗立地法第6条第1項に基づく届出時に、都道府県はその内容を公告等することになっており、都道府県が公告をしたときは、遅やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四日以内に、市町村が当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の見地から意見を表明しなければならぬ。例えば、小売業者の住所や代表者が変更になった場合、そのことに対して住所を変更していただきたい、代表者を誰にするにしたいという意見を出すことは考えられず、市町村が、6条1項の変更届出に対し、意見を述べた余地はまずないと考えられ、当該意見聴取に関しては形式的で実態として意味がないものとなっていることから、手続を廃止し事務負担の軽減を図ることを求める。	—
H29	243	03.医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医師法第2条、医師法施行令第33条、医師法施行規則第1条の2等	医療従事者免許に係る各種申請(新規申請、締訂正・書換交付申請、再交付申請、未届申請)に係る申請書の宛先がある厚生労働大臣名の記載を廃止する	医療従事者(※)免許の各種申請(新規申請、締訂正・書換交付申請、再交付申請、未届申請)は、住所地の都道府県知事を経由し、厚生労働大臣に提出することとされている。申請に使用する申請書様式は厚生労働省令で定められており、その宛先が厚生労働大臣 〇〇〇〇 殿と規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならない。申請書交付機関である県保健福祉事務所では、厚生労働大臣名の記載がない、または記載を妨げるため、交付窓口には大臣名を大きく記載した紙を掲示するなどして対応しているが、実際に厚生労働大臣名が空欄または誤記がある場合には、厚生労働省へ進達する際に正しし、厚生労働大臣名を記載した付箋等を申請書に貼付するなどして対応している。申請書の受付数は年間約2,800件にのぼり、県保健福祉事務所と申請の取りまとめ機関である県医師会(東邦医師会)との間で厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認しており、事務負担が生じている。 ※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyuu/2017/ceianbosyuu_jekka.html	
H29	244	03.医療・福祉	都道府県	香川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅介護支援に関する費用の額の算定に関する基準別表(注)が厚生労働大臣が定める基準第3	特定事業所集中減算の制度の見直し	居宅介護支援事業に係る特定事業所集中減算の制度について、平成27年度の介護報酬改定前制度に戻すことを求める。	特定事業所集中減算については、平成27年度の介護報酬の改定において、減算対象となる集中割合が90%超から80%超に引き下げられたことと、対象サービスについても3サービスから17のサービスに拡大されたことにより、本県では、減算対象の対象事業所が約6割と大幅に増えたことにより、地域の実情等も踏まえて正当な理由を総合的に判定するためのヒアリングをはじめ、事務処理に多大な努力を要しているが、結果的に減算相当と判定した事業所数は、制度改正前後で大差があった。 また、県内居宅介護支援事業所からも、判定に必要な資料作成や指定権者のヒアリングへの対応などの事務負担が大きくなり、介護サービス事業所と医療機関との連携が必要であることや利用者から高いことを理由に特定の事業所を希望する場合には、一定、利用者の希望を察知しなければならないことがあるなど、地域の実情からサービスが特定の事業所に集中することもあり、制度見直しの要望も寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyuu/2017/ceianbosyuu_jekka.html
H29	245	05.教育・文化	都道府県	香川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)」及び「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)」及び「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進について(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)」の推進については、日本学生支援機構の(在学採用)について、	「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)」及び「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進について(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)」の推進については、日本学生支援機構の(在学採用)について、	【経緯】 本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、適格者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、平成23年度に県単独の奨学金制度(香川県大学生等奨学金制度)を創設し貸付を実施するとともに、地元定着奨学金を行っている。 また、平成27年度からは、高要綱等に基き、日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」として、理工系学部等へ進学し、卒業後に、県が算定した「香川県産業成長戦略」における県政成長を促す分野に就業することを条件に、奨学金の返還支援を行う制度も導入し、平成28年度の大学進学等から実施している。 「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けることができ、学生にとって、通常の無利子奨学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、通常の無利子奨学金の「予約採用(申込期限は7月中旬)の前に、県単独の奨学金制度の対象者の選考と併せて、地方創生枠の推薦者を仮認定し、この仮認定から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようにしている。 【支障事例】 ただし、県の仮選考時点(6月下旬)では、「在学採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時)の確認ができなかったため、「予約採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時)で仮選考をせざるを得ず、本人の大学入学直前まで成績要件や所得要件(3年卒業時)の最終確認を待たなければならぬ状況が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。また、県が仮推薦を決定したにもかかわらず、大学入学直前(在学採用)の成績要件や所得要件を満たさなかったため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。 【制度改正の必要】 現行の地方創生関係交付金制度は、交付決定スケジュールにより、前年度からの継続事業以外には年度当初からの事業着手ができないことや、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されないこと、理由の詳細が明示されないまま採択されない場合があること、現行制度・運用が廃止された場合は、地方の自主的な取組や工夫が制限されてしまう可能性がある。 【支障事例】 平成29年度における新規事業は5月31日が交付決定となっている。 政府関係機関移行基本方針(注2.3.22まち・ひと・しごと創生本部決定)1-2(1)による事業を申請したが不採択になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyuu/2017/ceianbosyuu_jekka.html	
H29	246	12.その他	都道府県	新潟県、茨城県、群馬県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第10条 地方創生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生関係交付金の運用の見直し	地方創生関係交付金の現行交付決定スケジュールは、継続事業以外には年度当初から事業着手できない、交付決定の前倒しや、交付決定前に事業着手を柔軟に認めるなど、年度当初から事業着手できるようにすること。 また、理由が明示されないまま事業が採択されない場合があるため、不採択の理由の詳細を明示するよう運用を改善すること。	【経緯】 地方創生関係交付金制度は、交付決定スケジュールにより、前年度からの継続事業以外には年度当初からの事業着手ができないことや、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されないこと、理由の詳細が明示されないまま採択されない場合があること、現行制度・運用が廃止された場合は、地方の自主的な取組や工夫が制限されてしまう可能性がある。 【支障事例】 平成29年度における新規事業は5月31日が交付決定となっている。 政府関係機関移行基本方針(注2.3.22まち・ひと・しごと創生本部決定)1-2(1)による事業を申請したが不採択になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyuu/2017/ceianbosyuu_jekka.html
H29	247	06.環境・衛生	都道府県	静岡県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律2条4第1号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について 第4	浄水場発生土のうすり処理前の発生する土砂の廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外を求める	静岡県企業局富士川浄水場では、河川から取水を行い、浄水処理後に工業用水として配水している。 現在、浄水場で発生する土砂は、「廃棄物」として処理しているが、河川からの取水後、着水井に自然沈下する浄水処理(薬品投入)前の土砂も含めて「廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。 【経緯】 浄水場の沈殿池より発生する汚泥は、全て「産業廃棄物」として処理することとされているが、沈砂池や着水井などで発生する浄水処理(薬品投入)前の土砂(汚泥)については、廃掃法上の「産業廃棄物」の対象からの除外を求める。 このため、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyuu/2017/ceianbosyuu_jekka.html	
H29	248	10.運輸・交通	都道府県	静岡県	警察庁、国土交通省	A 権限移譲	自動車運転代行業の適正化に関する法律第11条	自動車運転代行業に係る指導・監督を円滑に行うための制度の見直し	自動車運転代行業について、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、条例等で積荷運搬責任の保険料の支払い状況の報告の義務化や、事故発生時の賠償責任の軽減を図る等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みの見直し。	【経緯】 第4次一括法において、自動車運転代行業に関する国土交通大臣の権限・事務の一部が平成27年度から都道府県知事に移譲され、法及び国の技術的助言に基づき県内の代行業者の指導・監督を行っていることであるが、認定や立入検査後に、事業者の罰則や保険料を申請し、法令で義務付けられている事項に係る必要経費を加味した適正料金を大幅に下回る料金を設定している業者が存在する。 【支障事例】 県及び県公安委員会では、事業者に義務付けられている事業者の設置、自動車保険への加入、運転従事者の研修等について、立入検査や講習会の実施など事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、自動車保険の支払い状況の報告が義務化されていないことや利用料金に関する具体的な規定がないことなどから、このような事業者の発見、指導・監督、罰金を等するに当たり限界が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyuu/2017/ceianbosyuu_jekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (9)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、薬剤師法(昭35法146)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び医能訓練士法(昭46法64)以下の資格の免許に係る申請の様式については、平成30年中に省令を改正し、厚生労働大臣の氏名を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・歯科医師 ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・衛生検査技師 ・薬剤師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・医能訓練士 			<p>【厚生労働省】薬剤師法施行規則の一部を改正する省令(平成30年9月28日付け厚生労働省令第118号)</p> <p>【厚生労働省】医師法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年11月9日付け厚生労働省令第131号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_243</p>	
<p>【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (xv)居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の見直しについては、関係する審議会の意見を聴いた上で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (iii)居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の対象となるサービス(平27厚生労働省告示95)については、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与とするよう、告示を改正する。 [措置済み(指定居宅サービスに係る費用の額に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号))]</p>		<p>【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(等の一部改正)について(平成30年3月22日付け老高0322第2号、老高発0322第1号、老老発0322第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_244</p>	
<p>【文部科学省】 (19)奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設けた地方創生に係る特別枠(地方創生枠)については、予約採用者も推薦対象とする。地方公共団体に平成29年中に通知する。 [措置済み(平成29年12月8日付け文部科学省高等教育局通知)]</p>			<p>【文部科学省】地方創生・奨学金返還支援制度における予約採用の導入について(通知)(平成29年12月8日付け文部科学省高等教育長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_245</p>	
<p>【内閣府】 (22)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ)新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ロ)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ハ)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					
<p>【環境省】 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (イ)廃棄物(2条1項)の該当性の判断については、浄水場において発生する土砂であっても直ちに産業廃棄物の汚泥に該当するものではなく、「行政処分指針について」(平26環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等で示されている、地方公共団体が物の性状、抽出の状況、通常の取扱態様、引取態様の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行うものであることを地方公共団体に平成30年度中に周知する。</p>		<p>廃棄物(2条1項)の該当性の判断について、浄水場において発生する土砂であっても直ちに産業廃棄物の汚泥に該当するものではなく、地方公共団体が総合的に勘案して判断するものであることを地方公共団体に周知した。</p>	<p>【環境省】全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議資料(平成31年1月25日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_247</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課</p>
<p>【国土交通省】 (22)自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平13法57) (イ)自動車運転代行業に係る損害賠償責任保険の保険料の支払状況に係る定期的な報告の義務化については、都道府県において条例で規定することが可能であることを明確化するため、地方公共団体、自動車運転代行業者及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 (ロ)自動車運転代行業に係る地域の実情に応じた最低利用料金の設定については、交通の安全及び利用者の保護の観点から、都道府県において条例で規定することが可能であることを明確化するため、地方公共団体、自動車運転代行業者及び地方運輸局に平成30年中に通知する。</p>			<p>【国土交通省】平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する措置について(技術的助言)(平成30年12月14日付け国自第報202号の1)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_248</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	249	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	千葉県	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第19条の3、5 内閣府、総務省、厚生労働省 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号別表第二 9、119	指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務で、以下の項目を収集可能としていただきたい。 ①保険情報 (加入情報(受診者等何の保険に加入しているの)に関する情報) ②収入情報 (障害年金関係情報)	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務で、以下の項目を収集可能としていただきたい。 ①保険情報 (加入情報(受診者等何の保険に加入しているの)に関する情報) ②収入情報 (障害年金関係情報)	①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	250	02.農業・農地	都道府県	千葉県	千葉県	B 地方に対する規制緩和	農山漁村地域整備交付金交付要綱	農山漁村地域整備交付金に係る交付決定の迅速化	農山漁村地域整備交付金に係る交付決定の迅速化	農山漁村地域整備交付金については、例年、国からの交付決定通知が6月以降となっている。交付金の制度上、交付決定前に事業着手することも可能となっているが、その時点で国費の担保が得られてはならない(交付決定前着手に対する国の保証も同様)。農山の財務規則上も国費の裏付けの無い予算の執行は困難であり、予算の早期執行の支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	251	02.農業・農地	都道府県	千葉県	千葉県	B 地方に対する規制緩和	農山漁村地域整備交付金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱	農山漁村地域整備交付金に係る軽微な変更について、「土地改良関係補助金交付要綱」と同様に変更してはしい。	「農山漁村地域整備交付金」に基づき事業において、落水・軟弱地盤など予期しない現場条件の変化等が原因で合計8回の変更承認申請を行った。これらの変更承認に際して、国との協議に約1か月を要しており、承認が得られるまで事業を進めることができないため、効率的な事業実施が困難となった。	なお、農政局が交付決定権者である農業競争力強化基盤整備事業については、農山漁村地域整備交付金とほぼ同時期に交付申請を行う旨に照らす、例年、4月中に交付決定が行われているところである。国の補助事業により実施されている農業農村整備事業は、「農山漁村地域整備交付金交付要綱(以下、「交付規則」という。))」に基づき補助金が交付され、交付規則第3条に補助金交付の条件が附されており、具体的には第3条の1のイにより、農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除き補助事業等に要する経費の配分の変更等を行う場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないとされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	252	06.環境・衛生	都道府県	千葉県	千葉県	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園の公園計画変更に関する事務権限の移譲	国立公園の公園計画の変更について、既に公園計画に位置付けられている施設の業態変更等軽微な変更の場合について、計画変更の判断権限を移譲していただきたい。また、国の関与を残すにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度構築を改めていただきたい。	本県の国立公園では、水俣湖(公園事業)として建設が認められた施設が経常の抜本的な見直しを余儀なくされ、修繕程度では利用者へ十分な見込みがなく、経営譲渡すらままならない状態にある。現行制度上、公園計画に記載された業態以外の施設の建設は規制があり、また、現行の公園計画に位置づけられていない他の公園事業を行う場合は、国の公園計画の変更が必要となる。そのため、本県において、民間事業者を補助し、水俣湖の業態変更を含め施設の再建を図ろうとしているが、施設の増築・建替や現行の公園計画に位置付けられていない公園事業への業態変更を視野に入れると、国の公園事業の変更のみならず、半年以上の時間を要する国の公園計画の変更が必要となることから、事業開始の可否が不定かつ、再建に興味を持った2社の民間事業者から、企画の段階で投資を断念されてしまった。計画変更により国の判断がそれぞれ必要とされ、機動的な対応が難しい現行のままで、経営危機にある施設を再建するための投資を呼び込むことが極めて難しく、最終的には当該建物が廃墟となって、国立公園の景観を損なう恐れもある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	253	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	千葉県	A 権限移譲	教育学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条、第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	認定こども園以外の認定こども園の認定事務、権限の中核市への移譲	認定こども園以外の認定こども園の認定事務、権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかる事務を一体的に進めにくい。 ・幼保連携型認定こども園の認可権限:知事、政令市、中核市 ・幼保連携型認定こども園以外の認定権限:知事、政令市(H30年4月～)	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html
H29	254	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	千葉県	A 権限移譲	教育学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条	認定こども園に関する情報提供の権限移譲	認定こども園に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条に基づく情報の提供について、変更前の受理(第29条)に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	情報の提供主体が知事となっているが、認可認定権限を有していないため、政令市中核市から情報提供を受けなければ公表できず、事務が煩雑である。29条に規定される変更前の受理が認可・認定権者と一致することになったため、情報の提供の主体についても認可・認定権者と一致させるべき。	—
H29	255	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	千葉県	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第31条第3項及び第32条第3項	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」について、「届出」に見直すこと、義務付けの緩和をすること。	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合は、都道府県知事への協議が規定されているが、そもそも利用定員の設定は市町村において必要性をふまえたうえで行われていることから都道府県において特段の判断を示す必要性が乏しい。届出制に変更することにより、事務の簡素化が実現できる。また、特定地域型保育事業における利用定員設定については、特定教育・保育施設と異なり、利用定員設定・変更における都道府県の協議義務はないことから、制度の整合性にも疑問がある。なお、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしており、当該計画においては、必要利用定員総数その他の教育・保育の進め方並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期について定めるものとして定められている。市町村が自ら定めた計画に従って行う利用定員の増減については、都道府県に協議することは不要ではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	256	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	千葉県	B 地方に対する規制緩和	安心こども基金管理運営要綱	安心こども基金の実施期間の延長	安心こども基金の実施期間を延長し2年事業を認めることにより、保育所等の整備を促進する。	保育所等の整備事業については、事業完了まで1年以上かかるものが大半である。しかも、地元との調整に予定より時間を要する場合や工事費の高騰による入札不調などにより予定どおり事業が進捗しないケースが発生している。しかし、平成29年度の安心こども基金管理運営要綱では、保育所等の整備関係事業の実施期間が平成30年3月31日とされており、2年事業を定める必要があった。実施期間を延長し2年事業を定める必要があった。安心こども基金では、基金を活用した保育所整備も認められている。また、安心こども基金であれば時機を得た事業実施が可能となり、市町村からも実施期間を延長し2年事業を求める声があがっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka_yosao.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣官房(1)】【内閣府(20)】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)児童福祉法(昭22法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表2の9)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に通知する。 なお、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員共済補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)による特定医療費の支給に関する事務(別表2の119)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に通知する。 なお、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律(平26厚生労働省令121)8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員共済補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜平30＞ 6【内閣官房(1)】【内閣府(13)】【総務省(14)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25 法27) (1)児童福祉法(昭22 法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表2の9)において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭23 厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員共済補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定め、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に2018年中に通知する。 (関係府省：内閣官房、内閣府及び総務省) 【措置済み(平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)】</p>	<p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務及び 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務について、医療保険給付関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務及び 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務において、情報連携の対象となっていない給付に係る情報について、照会様式を定めると申請手続を簡素化した。</p>	<p>【内閣府】総務省(令和2年6月改版後のデータ標準レアウトに基づく執行運用対象事務手続の本格運用開始日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び各務可能な年類等)について (令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【内閣府】総務省(令和2年6月改版後データ標準レアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び各務可能な年類並びに執行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等)について(令和2年6月8日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官・総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける医療費支給認定医療者に係る小児慢性特定疾病医療費の支給認定事務の取扱いについて(平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知) 【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける指定難病患者に係る特定医療費の支給認定事務の取扱いについて(平成30年8月1日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レアウトに基づく(情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び各務可能な年類並びに執行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等)について(令和2年6月11日付け厚生労働省健康局難病対策課事務連絡) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レアウトに基づく(執行運用対象事務手続の本格運用開始日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び各務可能な年類等)について(令和2年10月6日付け厚生労働省健康局難病対策課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_249</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省健康局難病対策課</p>
<p>6【農林水産省】 (11)農山漁村地域整備交付金 農山漁村地域整備交付金の交付申請の審査については、交付決定の迅速化を図るため、平成30年度の申請から、審査手順を見直し、農林水産省と地方農政局が並行して申請内容の審査を行うことにより、毎年度可能な限り早期に交付決定を行う。</p>					
<p>6【農林水産省】 (9)農地防災事業等補助金 農地防災事業等補助金交付要綱(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議のうち一定の場合については、同要綱を改正し、平成29年度中に農林水産大臣の承認を不要とする。</p>			<p>【農林水産省】農地防災事業等補助金交付要綱(平成30年3月30日付け29農振第2968号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_251</p>	
<p>4【環境省】 (1)自然公園法(昭32法161) 国立公園に関する公開計画の変更(8条2項)については、公開計画に基づく事業に係る既存施設の業態を変更する際にも、都道府県による機動的対応が可能な場合があるという問題点を踏まえ、全国の国立公園の事業等、都道府県の意向等を踏まえつつ、施行令1長各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公開計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公開事業となる施設の種別を公開計画においてどのように扱うかについて検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(5)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び8項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条3項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議(3条7項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の取次等(30条)</p>					
<p>【内閣府(2)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(6)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (1)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務(34条1項1号) ・教育・保育施設の確認の取扱い等(40条1第2号)</p>					
<p>6【内閣府】 (19)子ども・子育て支援法(平24法65) (2)特定教育・保育施設の利用定員の設定又は変更に係る市町村長から都道府県知事への同意を要しない協議(31条3項及び32条3項)については、届出とする。</p>			<p>【内閣府】自治体向けFAQ(第17版)(平成31年2月13日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_255</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H29	257	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等第95条及び96条認定とも関係	保育所等の人員配置基準の緩和	保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和三十二年四月二十九日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められるものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。	国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るため、平成26年4月の保育士配置要件の強化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisshin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html
H29	258	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設第45条第2項・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係法令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号)・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める令・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める令	保育所等の居室面積基準の緩和	第一次地方権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。	保育所等の面積基準については、すでに第一次地方権一括法及び関係政令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数100人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪府、豊中市及び吹田市以外でも22の市町村で待機児童が発生しているところである(1828年4月現在)。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisshin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html
H29	259	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府	内閣府、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第28条・建築基準法施行令第19条	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和三十五年五月二十日法律第201号)により、保育所等の採光基準施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	高層マンションの増設マンション等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、貸貸物件を併用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せつづく見つけ物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisshin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html
H29	260	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪府、神戸市、関西広域連合	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	安心こども基金管理運営要綱・認可化移行運営費支援助事業実施要綱	認可外保育施設に対する補助条件の見直し	認可外保育施設に対する補助条件の見直し	子ども、子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランにより、保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に待機児童は増加しており、今後の潜在需要も見込まれ、さらなる対策が必要な状況である。おたる待機児童対策である「認可保育所等」の整備には一定の期間を要するため、現行の「認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いづら財源を投入しても待機児童の増加に追いつかない状況にある。現在、府内の認可保育所等の利用児童数の10%程度の子どもたちが認可外保育施設を利用しており、保護者からは、認可外保育施設の利用より保育の受け皿の確保が機能的に実施できていない状況にある。認可化移行を前提とした補助事業(認可化移行運営費支援助事業、安心こども基金)は既にメニュー化されているが、府内では、認可外保育施設が設備基準を満たす場所へ転移等を希望する場合、設備基準を満たす土地や物件がない、近隣住民の理解が得れないといった事情により、質の高い保育を確保しているにもかかわらず認可化ができない事例が多数発生している。認可外保育施設であっても、自治体の責任において「安全確保」のための措置(研修・監視体制強化など)を講じることにより、一定の質が担保された運営を実施することは可能であり、このような優良な既存ストックを活用することで、効果的に待機児童を解消することができると考える。例えば、子どものための教育・保育費補助金から認可化移行運営費支援助事業においては、原則5年以内の認可化移行を前提としているが、例外として、地方単独保育施設加算の適用を受ける施設については、5年の要件が緩和されているため、地方単独保育施設加算の適用を受けない施設についても、一定の基準を満たしている施設を対象に利用者負担額を軽減することができるようにする。安心こども基金については、認可化移行を予定していない認可外保育施設に対する補助メニューがないため、一定の基準を満たしている認可外保育施設で利用できる見直しを行う等、認可外保育施設に対する補助金(子どものための教育・保育給付補助事業等)の補助条件の在り方について見直しを求める。(補助単価の増額を求めらるものではない。)	https://www.cao.go.jp/bunkensuisshin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka_yosan.html
H29	261	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、神戸市、関西広域連合	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特定教育・保育、特別利用教育、特別利用地域型保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第539号)により、公定価格として都道府県別に区分された貸借加算を実勢価格に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める	公定価格の貸借料加算の実勢価格に応じた改定	特定教育・保育、特別利用教育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第539号)により、公定価格として都道府県別に区分された貸借加算を実勢価格に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める	平成28年度に公定価格の貸借料加算が改定されたが、A地域(埼玉、千葉、東京都、神奈川県)と比較してB地域(大阪府、兵庫県、京都府など)の改定幅が低く、実勢価格に応じた改定になっていない。このため、貸借料の高いA地域では地域によっては(特に都市部)事業者の負担が大きい。特に、待機児童が多く発生している都市部では、事業者の保育所等の設置を妨げ、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保の支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisshin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka_yosan.html
H29	262	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪府、神戸市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育士修学資金貸付等制度実施要綱	就職準備金の貸付対象緩和など保育士確保施策の充実	保育士修学資金貸付等制度における就職準備貸付について、「離職後1年未満」等の潜在保育士へも貸付できるよう制度改正する。	保育士確保を図る保育士就職準備金貸付の貸付対象要件が、現在「保育士登録後1年以上かつ、「離職後1年以上」又は「勤務経験のない者」となっているため、離職後1年未満等の潜在保育士へは貸付できない制限となっており、喫緊の課題である保育士確保の目的には十分に活用できない。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisshin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html
H29	263	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、奈良県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪府、神戸市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第3項、第21条の9 児童福祉法施行規則第1条の2の6及び7、第1条の3、第1条の4 子育て短期支援事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成26年 雇児発0529第14号) 里親支援機関事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成20年 雇児発第0401011号)	子育て短期支援事業の実施施設に関する規制緩和	子育て短期支援事業の実施場所は、乳幼児、母子生活支援施設、児童養護施設その他保護を適切に行うことができる施設とされているが、里親のファミリー・マッチング・支援を行う里親支援機関を介して里親に委託した場にも、当事業を実施できるように制度の見直しを要している。	府内の子育て短期支援事業実施市町村の割合は、職災孤児の保護・収容を目的とした児童養護施設等が他府県と比べて充実していることから、全国水準を大きく上回る86%となっている。その一方で、大阪府では児童養護施設等の施設が全戸一多いため、児童養護施設等では虐待を受けた児童の措置入所等で常に負荷であり、子育て短期支援事業の利用者を受け入れることが困難となっている。府内における児童養護施設等の多くは里親のファミリー・マッチング・支援機能は広域的に発揮できる体制に欠け、施設として設置できる範囲は、施設近辺の関係性のある里親に対して登録を促していることが限度であり、仮に市町村を跨いだ施設を介して里親へ委託を行なったとしても、利用者は遠方まで児童を送迎しなければならず負担が強いられる。そもそも、府内の児童養護施設等には地域偏在があり、府内の市町村のおよそ半分は児童福祉施設等が存在しない。このような中、近隣に実施施設を持たない市町村が、市町村域を越えた形式で、里親に委託する事業の活用は、極めて困難である。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisshin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への対応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、配置基準等を満たさなかった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。</p>			【厚生労働省】「平成29年の地方から提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成30年1月19日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)		厚生労働省子ども家庭局保育課
<p>6【内閣府(18)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (イ)幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への対応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなかった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条)を「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域の基準(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四條の基準を定める省令(昭23厚生労働省令112))については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行っていても、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地画要件の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、本特例の適用期間(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係法令等の整備及び経過措置に関する政令(平23政令289))の延長についても併せて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【内閣府(9)】【厚生労働省(16)】【国土交通省(5)】 建築基準法(昭25法201) 居室の採光基準については、既存建築物から保育所への転用等を促進するため、保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化、土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入、一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (39)保育士修学資金貸付等制度実施要綱 保育士修学資金貸付等制度実施要綱(平28厚生労働事務次官)のうち、就職準備金貸付については、一層の活用を図るため、当該貸付制度の取組実績を公表するなどの取組を平成29年度中に行う。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (22)子育て短期支援事業(6条の3第3項)の実施施設については、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親(6条の4)を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (イ)子育て短期支援事業(6条の3第3項)については、市町村(特別区を含む。)が児童を里親(6条の4第1号又は2号)等に直接委託して実施することを可能とする。</p>	子育て短期支援事業について、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能とした。			厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H29	264	09_土木・建築	都道府県	大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪府、神戸市、関西広域連合	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法 第2条	空家等対策の推進に関する特別措置法に定める対象の拡大	一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸についても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象とされた。	【現状】府内では、区画所有されている長屋の一部が空き住戸となっており、長年放置されたことにより屋根や柱などの主構造部が腐食し住戸に悪影響を及ぼしている長屋が多数存在している。 【支障事例】空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」とい)は、対象となる空家について、第2条において、「建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」と規定しており、建築物単体で「空家等」と該当するものが補助するため、1棟に複数戸が連なる長屋は、一部の住戸に居住者がいれば、法的に定められる「空家等」とみなされない。法に基づき「固定資産税情報等の利用」ができず、後で簿籍帳と対照し住所者に対し文書送付を行っているが、転居や死亡されている事案が多く指導等に苦慮しているほか、税制上の措置(給付に伴う固定資産税後の住宅用地特例の適用除外)ができず、改善の働きかけの実性に支障をきたしている。 【制度改正の必要性】「提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)」において、各地方公共団体の取組事例等について、平成29年度中に情報提供を行う旨の対応方針が示された。府内でも、自主条例を制定し、法的に補助対象としない長屋の空き住戸に対する助言・指導等の措置規定を設けて、対応している自治体がある。区内、固定資産税情報等の利用や税制上の措置については、法への明記が必要である。	—
H29	265	09_土木・建築	都道府県	大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪府、堺市	個人情報保護委員会、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項	空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(3)空家の所有者等に関する情報を把握する取組	所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家法第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること。	【現状】所有者等を通知するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」とい)の第10条や空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下、「指針」とい)に基づき「支障事例」府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してもなおその所在の特定が困難となっている事例がある。その際、複数の市町村において、空家の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけられるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることと理由により提供困難の見解があった。 また、平成29年5月に総務省より、「郵便事業者分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とその解説書が発出されており、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的な事例に、空家の所有者を特定する場合は含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲内が定まていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku.html
H29	266	09_土木・建築	都道府県	大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築物の前装改修の促進に関する法律	建築物の前装改修の促進に関する法律における固定資産税情報の利用	戸別訪問やダイレクトメールでの前装化の普及と啓発を行う際、建物所有者や建築年数の特定が出来ない場合がある。普及啓発を容易にするため「空家等対策の推進に関する特別措置法」に併せて固定資産税情報の利用を「建築物の前装改修」に際して固定資産税情報の利用に位置づけること。	対象となる昭和56年以前の本道住宅の所有者に対し耐震化の必要性を確実に普及啓発を行うためには「建築年」と「所有者」特定が必要となるが、府内には対象となる住宅が351万戸あり、その特定に時間と手間を要する。 【支障事例】郵務事業者が利用する建築物物は府内に約5万棟あり、前装化の調査はその建築物の所有者に対しアンケートを郵送し耐震化の必要性を普及啓発しているが、宛所無しで所有者にアンケートが届いていない建築物が約2,000棟あり普及啓発ができていない。	—
H29	267	02_農業・農地	都道府県	富山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱 第3	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分方法の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の都道府県への配分について、整備交付金と推進交付金を一括して配分する。鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱を見直し、鳥獣被害防止総合対策交付金の配分方法を、鳥獣被害防止総合対策交付金の配分方法を、例として有害捕獲費が不足する地域に優先し、ハードとソフトが一体となった効果的取組みの推進に支障が出る。鳥獣被害防止総合対策交付金は、農林水産省の基礎整備において、都道府県単位で農業・農林・水産分野の予算配分が可能となっており、農山漁村地域の総合的な整備に効果を上げている。	鳥獣被害対策は市町村等が作成する被害防止計画に基づき、①侵入防止柵の設置等による被害防除(整備交付金対象)、②緩衝帯の設置等による生態環境管理(推進交付金対象)、③有害捕獲(推進交付金対象)の3つの取組を総合的かつ計画的に実施することで被害防止効果を発揮する。しかし、整備交付金(ハード)と推進交付金(ソフト)が個別に配分され、交付金種別において、相互間の利用もできないと規定されているため、計画に即した対策の配分が難しくなっている。例として有害捕獲費が不足する地域に優先し、ハードとソフトが一体となった効果的取組みの推進に支障が出る。鳥獣被害防止総合対策交付金は、農林水産省の基礎整備において、都道府県単位で農業・農林・水産分野の予算配分が可能となっており、農山漁村地域の総合的な整備に効果を上げている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku_yosano.html
H29	268	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市、三田市、京都市、大阪府、和歌山県、徳島県、京都府、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業等補助金交付要綱別添付放課後児童健全育成事業費等(1)イ.	放課後児童健全育成事業等補助金交付要綱別添付放課後児童健全育成事業費等(1)イ.	放課後児童健全育成事業の長時間間所加算(平日)の1日6時間を超過、かつ18時を超え時間、という要件のうち、「1日6時間を超過」という要件を「1日5時間を超過」と緩和すること。	【現状】平成29年4月28日に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。厚労省の「平成28年放課後児童健全育成事業の実施状況」によると、平日の終了時刻が19時以降の施設は全体の3.7%で減少した。 【支障事例】本県内の多くの放課後児童クラブでは、4時間目が12時半近くに終了することから概ね13時から開所し、保護者からのニーズに応え、18時から19時まで5～6時間開所している。特に、川西市や三田市はベッタクンであり神戸や大阪に通勤する者が多いため、放課後児童クラブの開所時間の延長に切り組んできたが、保護者からは更なる開所時間の延長を希望する声が多く、開所時間の延長に当たっては、指導員の確保が必要だが、指導員が不足しているため、長時間間所加算を受け賃金等の指導員の待遇を改善したいという地域があるが、「平日1日6時間を超過」という要件がネックとなっており、加算を受けることができない。今後とも、川西市・施設数:25施設、開所時間:下校(概ね13時)～17時(時間延長18時分まで)、三田市・施設数:30施設、開所時間:下校(概ね13時)～16時(時間延長19時分まで) 奈良県95施設のうち加算されている施設140施設(川西市と三田市は10)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku_yosano.html
H29	269	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、洲本市、京都市、大阪府、和歌山県、徳島県、京都府、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業(放課後児童健全育成事業)の委託費等事業、補助要綱 4 実施方法	放課後児童健全育成事業の委託費等事業、補助要綱 4 実施方法	放課後児童支援員等処遇改善等事業(「平日につき18時30分を超えて開所する又は開所している」という要件を、放課後児童クラブの原則開設時間である3時間を超過してに緩和すること)。	【現状】放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。また平成29年4月に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。放課後児童支援員等の処遇改善に当たっては、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」において、職員の賃金の改善に必要な経費を補助しているが、平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していることが要件となっており、長時間開所する場合に限られている。 放課後児童支援員は保育士、社会福祉士等の資格が必要とされているため、支援員の確保が困難な放課後児童クラブがあり、潜在的な資格者を起すため処遇改善が急務となっている。洲本市では10施設が平日13時から18時まで開所しており、定員393人に対し放課後児童支援員の総数は33人となっているが、週休日の代替職員の確保や研修を持つ児童への対応の必要性等を勘案する上十分な体制ではない。そのため、放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請を厳格化して、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず、回要件を要件を満たさずすると、支援員等に長時間労働を強いられることとなるが断念したい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku_yosano.html
H29	270	05_教育・文化	都道府県	兵庫県、洲本市、京都市、大阪府、和歌山県、徳島県、京都府、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	「学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金交付要綱」	「学校・家庭・地域連携協力推進事業補助要綱」	放課後子ども教室における教育活動サポーターに係る業務について、自宅から教室までの経費への補助は、原則上「原則」例外としているが、原則の例外として区域内で教育活動サポーターを確保できない場合は対象となることを明確化すること。	【現状】本市では、様々な学習や体験・交流活動を行うために、子どもたちにとって安全で健やかな場所を提供するため、教育活動サポーターとして地域住民の参画を得て、放課後子ども教室を運営している。放課後子ども教室の運営費については、財政支援措置が講じられているが、教室の様々な活動を行う教育活動サポーターに係る旅費・交通費については、「原則」補助対象とされていない。 事業の趣旨に即した地域住民の参画が重要と考えるが、地域によっては教室が設置されている小学校区内で教育活動サポーターを確保することが困難な場合があり、サポーターが自らの在住する小学校区を超えて遠隔地の教室に移動すると余念なくされている状況が懸念されている。そのため、1日1回開設している教室の実施に当たっては、本人の交通費が大きな課題となっている。区内においても放課後児童健全育成事業との一体的な放課後子ども教室の拡充を進めており、平成20年度には全国で20,000カ所の開設を目標としている。しかし、地域によっては、小学校区内で教育活動サポーターが確保できず、小学校区外に居住する人材に依頼している場合や、そもそも小学校区が広く、どうしても交通費がかかってしま地域もあると思われる。このような方向性と事業実施が困難な地域があることを踏まれば、「原則」の例外として認められるべきものであることから、原則の例外として当該事例が対象となることを明確化していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku_yosano.html
H29	271	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、沼津市、京都市、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成24年4月5日付 雇児第0405号第11号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第6	児童養護施設における看護師配置の基準の緩和	国において、児童養護施設の小規模化等を推進しているが、児童入所施設推進費等国庫負担金における看護師加算を受けようとするには、医療的ケアを必要とする児童が15人以上に上る必要がある。そのため、医療的ケアを必要とする児童が15人以上に上る施設において、医療的ケアの実施に支障が生じていることから、医療的ケアを必要とする児童が15人以上に上る要件を児童養護施設等の小規模化に対応できるように大幅に見直しすること。	【現状】児童養護施設では、児童被虐など不適切な療養による被虐の症状として、低身長、低体重、夜尿症をはじめ、攻撃性や衝動性をコントロールするための投薬管理や医療的ケアの指示助言等多様な行動上の障害に対するケアが必要となる児童が配置されている施設に入所するよう努めているが、本県の児童養護施設(19施設、地域小規模6施設)のうち、看護師が1施設のみであり、看護師の配置が大きな課題となっている。 児童養護施設等の小規模化が進んでいるが、医療的ケアを必要とする児童が15人以上に上る施設は施設の実情に合っていないことから、当該基準を緩和されなければ看護師の配置が進まず、多くの施設でこうした支障が発生することを強く懸念しており、現場の実態に合わせた見直し及び必要な支援を求めたい。 なお、兵庫県児童養護施設連絡協議会からも同様の要望がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku.html
H29	272	09_土木・建築	都道府県	兵庫県、沼津市、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱第6(③)地域住宅計画	空き家再生等推進事業における改修後の用途の拡充	古民家を含む活用可能な空き家等について、二地域居住や子育てに活用するための住居や事業としての活用できるように空き家再生等推進事業の改修後の用途を拡充すること。	【現状】空き家の増加は、防災・防災の面から居住環境に悪影響を及ぼし、地域コミュニティの希薄化や地域活気の低下を招く。そのため、空き家の防止や解消は地域の喫緊の課題であり、空き家の活用はより重要性を増している。 現行の空き家再生等推進事業では、空き家の活用のための改修経費を補助しているが、改修後の用途が、宿泊施設や交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に限定されているため、このような一時的な対応には対応できない。 【支障事例】本県では交入の拡大のため、二地域居住による都市農村交流や、人口の社会増対策として「カムバック東京ひびくセンター」による移住の促進(平成28年度末実績:相談者数1,445人)など、地方創生の取組を推進している。 中でも、資産価値の高い古民家等を含む活用可能な空き家等については、地域の資源として、安価で応じ住居を求めている子育て世帯や移住者、二地域居住を希望する世帯のための住居として、また、起業や第二創業を図る事業等として、地域や利用者のニーズにあった形で有効に活用したいと考えているが、空き家再生等推進事業では、これらの用途に係る改修は対象外となっている。 なお、兵庫県では、こうした状況を踏まえ、県独自「空き家活用支援事業」が「多自然地域における民間企業の振興支援事業」を実施し、空き家を住宅や事業所等へ改修する者を支援している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2017/teianbosyuu_jokoku_yosano.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【個人情報保護委員会(1)】【総務省(5)】【国土交通省(2)】 郵便法(昭22法165)、個人情報の保護に関する法律(平15法57)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空家等の所有者等の把握に必要と認められる郵便の転送情報を求めた場合の取扱いについては、当該情報の秘密への該当性に留意しつつ、当該情報提供の可否及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平20総務省)等の改正について、引き続き検討する。</p>		<p>市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき空家等の所有者等の把握に必要と認められる郵便の転送情報について、一定の条件を満たす場合に市町村への提供が可能であることを「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」において明確化された旨情報提供した。</p>	<p>【国土交通省】空家対策等における「郵便転送情報の取扱い」について情報提供(平成29年地方分権改革提案事項)(令和2年3月3日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_265</p>	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課 総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室</p>
<p>8【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)児童養護施設における看護師加算の要件については、提案の趣旨を踏まえつつ、児童福祉法等の一部を改正する法律(平28法63)や平成29年8月2日に新たな社会的養育の在り方に関する検討会において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等も踏まえて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

対応方針（閣議決定）記載内容 (従来年におけるもの)	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【総務省(16)】【法務省(2)】【国土交通省(24)】 空家等の廃止に関する特別措置法(平成26法127)</p> <p>(1)空家等の管理については、所有者等間の協議等を促すことにより空家等の自発的な適正管理を促進している事例、所有者等間の同意の下代表者を指定することで空家等の適正管理を行っている事例、空家等の保全行為について地方公共団体が確立している所有者等に助言等を行っている事例など、空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について、全国空き家対策推進協議会等の場を活用しつつ収集し、地方公共団体に平成30年度中に情報提供を行う。また、地方公共団体における空家等対策に関するよう、これらの取組事例に加え、法に基いた措置の事例等の知見の蓄積を踏まえて、空家等の所有者等による適切な管理の促進方策について、ガイドライン、通知等により地方公共団体に周知を図る。</p> <p>(2)空家等の管理の在り方については、空家等の所有者等の責務の在り方を含め、全国空き家対策推進協議会等における議論を踏まえて検討する。</p>		<p>空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について地方公共団体にに対してアンケートを実施。当該アンケート結果をとりまとめ、平成30年12月27日に国土交通省中にて公表し、地方公共団体に情報提供を行った。また、令和3年6月30日に「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(令和3年版総務省、国土交通省告示第一号)」 所有者等の管理責任について、特に所有者等の適正な管理に係る意識が希薄となりやすい場合も含めて所有者等が自主的に対応する責務があること等を明記した。</p>	<p>【国土交通省】平成29年度地方分権改革に係る地方からの提案を受けた情報提供 【総務省・国土交通省】空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(令和3年版総務省、国土交通省告示第一号) ・全文 ・新旧対照表 ・官報(令和3年6月30日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_273</p>	<p>総務省自治行政局地域振興室 法務省民事局民事第二課・参事官室 国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>
<p>6【国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183)</p> <p>(1)地域公共交通会議(施行規則9条の2、運賃等の合意(9条4項)等に係る協議を行う協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成15法59)6条、施行規則9条の3第1項2号から5号に掲げる者を構成員に含むものに限る。)を含む。以下この事項において同じ。)の協議事項については、道路運送法上合意する必要がある事項と同法上必ずしも合意する必要はないが合意することが望ましい事項について整理し、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年度中に通知する。</p> <p>(2)地域公共交通会議(地域公共交通会議又は運営協議会(施行規則51条の2)をいう。以下同じ。)における合意については、必ずしも全会一致を意味するものではなく、地域公共交通会議等の設置要綱等に定められた議決方法により決することで、道路運送法上協議が調い、関係者間で合意したこととなることを明確化するため、全国の地域公共交通会議等の設置要綱等における議決方法の定めの実態も含め、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年度中に通知する。</p>			<p>【国土交通省】「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について(平成30年12月28日付け国土交通省告示第212号) 【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国土交通省告示第212号) 【国土交通省】「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国土交通省告示第212号)」</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_275</p>	
<p>6【国土交通省(21)】【環境省(3)】 浄化槽法(昭58法43)</p> <p>(1)浄化槽における尿と合併して処理することができる雑排水(2条1号)の取扱いについては、「尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成12建設省)及び「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて(平成10厚生省)」(平成10厚生省)は、排水の性状及び特性から、雑排水として扱っても支障がないことが明らかである業種を技術的助言として通知したものであり、事業場からの排水が浄化槽において処理することができない特殊な排水(2条1号)に該当するものについては、地方公共団体が判断するものであることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p> <p>【措置済み(平成29年11月20日付け国土交通省住宅局建築指導課通知、平成29年11月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進浄化槽推進通知)】</p> <p>(2)あわせて、地方公共団体の判断に資するよう、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の業種について、浄化槽の処理性能や事業場からの排水の水质等のデータを収集し、技術的な検討を行った上で、浄化槽において処理しても支障がないことが明らかとなった場合には、その結果を地方公共団体に平成30年度中に通知する。</p>		<p>(1)浄化槽における尿と合併して処理することができる雑排水(2条1号)の取扱いについては、事業場からの排水が浄化槽において処理することができない特殊な排水(2条1号)に該当するものについては、地方公共団体が判断するものであることを、地方公共団体に通知した。</p> <p>(2)あわせて、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の業種について、事業場からの排水を浄化槽において処理しても支障がないことを地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成29年11月20日付け国土交通省住宅局建築指導課課長補佐(動力・設備担当)事務連絡) 【環境省】合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて(平成29年11月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進浄化槽推進課課長事務連絡) 【国土交通省】尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡) 合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡) 合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進浄化槽推進課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_277</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室</p>
<p>6【環境省】 (5)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14法88)及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 タカ、イノシシ等の鳥獣の捕獲等の許可(9条1項)については、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成28環境省告示100)に基づき、農林業被害等の防止を目的として、地方公共団体、農業協同組合等の法人が許可を受ける場合であれば、当該法人が開催する講習会の受講や地域との関係者との十分な調整を図ること等を条件に、狩猟免許を有する者の一定の監督の下、狩猟免許を持たない農林業者がたこひねを用いシカ、イノシシ等を捕獲できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>			<p>【環境省】狩猟免許を受けていない農林業者に対する鳥獣の捕獲許可の解釈について(平成30年1月31日付け環境省自然環境局野生生物課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_278</p>	
<p>6【厚生労働省】 (11)医療法(昭23法205) (1)無床への地診療所における管理者の常勤要件の在り方については、関係団体からの意見を踏まえて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜平成30＞ 6【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) 病院、診療所又は助産所の管理者については、都道府県知事等の許可を受けた場合は、医師が不足している地域内等に開設する診療所の管理者との兼務が可能であることを明確化する。 【措置済み(医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)】</p>		<p>【厚生労働省】医療法及び医師法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_279</p>	
<p>6【国土交通省】 (14)旅行業法(昭27法239) 災害ボランティアツアーについては、地方公共団体や社会福祉協議会が関与し、一定の要件を満たす場合には、旅行業の登録なく実施が可能であることを、都道府県に通知する。 【措置済み(平成29年7月28日付け観光庁参事官(産業政策担当)通知)】</p>					
<p>6【国土交通省】 (14)旅行業法(昭27法239) 災害ボランティアツアーについては、地方公共団体や社会福祉協議会が関与し、一定の要件を満たす場合には、旅行業の登録なく実施が可能であることを、都道府県に通知する。 【措置済み(平成29年7月28日付け観光庁参事官(産業政策担当)通知)】</p>					

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (23)小型船舶の登録等に関する法律(平13法102) 小型船舶の所有者に関する登録情報については、地方公共団体の意向を踏まえつつ、円滑な不法係留船対策の実施に必要な範囲内で、地方公共団体が当該情報を無償で取得できる仕組みを平成30年中に構築する。</p>	-	不法係留船対策の実施に必要な小型船舶の所有者に関する登録情報を地方公共団体に無償で提供することとした。	【国土交通省】不法係留船対策に使用する小型船舶の所有者に関する登録情報を無償で提供する仕組みについて(平成30年4月26日付け国海査第388号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tuuchi.html#h29_282	国土交通省海事局検査測度課
-	-	-	-	-	-
<p>【文部科学省】 (10)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144) 市町村が設置した特別支援学校の児童生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、支弁に係る事務負担の軽減策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (16)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 市町村が設置した高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金については、支給に係る事務負担の軽減策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【文部科学省】 (7)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144) 特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、当該事務手続に係る質疑応答集を作成し、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。 (11)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 高等学校等就学支援金の支給に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、個人番号を活用したシステムの運用を2019年度から開始する。</p>	特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務負担の軽減を図るため、質疑応答集を作成・周知した。 高等学校等就学支援金の支給に係る事務について、個人番号を活用したシステムを導入した。	【文部科学省】特別支援教育就学奨励費Q&A集の周知について(平成30年12月25日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tuuchi.html#h29_284	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
<p>【総務省】 (9)地方税法(昭25法226) (i)都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除(ふるさと納税)の申告特例通知書の送付(附則7条)については、地方公共団体における事務の簡素化等を図るため、地方税電子化協議会と協議を行い、地方税ポータルシステム(eLTAX)を活用して電子的送付を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>【内閣府】 (22)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (i)新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ii)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (iii)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>	-	-	-	-	-
<p>【国土交通省】 (4)測量法(昭24法188) 四等三角点等の測量標については、異状があった場合(21条3項)の円滑な復旧及び地方公共団体による公共測量の円滑な実施に資するよう、異状があった場合や災害等が発生した場合の復旧に向けた対応及び必要となる手続、廃棄する場合(23条)の具体的な手続等について、地方公共団体に平成30年中に周知する。</p>	-	-	【国土交通省】平成29年度地方分権改革に関する提案募集に係る閣議決定について	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tuuchi.html#h29_288	-
<p>【文部科学省】 (9)博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【文部科学省】 (6)社会教育法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。</p>	公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館等)について、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とした。	【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について(令和元年6月7日付け文部科学省総合教育政策局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tuuchi.html#h29_289	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H29	290	03_医療・福祉	都道府県	和歌山県、福本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、青田川町、京都府、大塚市、徳島県、徳島市、神戶市、関西広域連合	内閣府	B_地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第19条、第21条、第24条第4項	子ども・子育て支援法における支給認定の職種変更事務の簡素化	子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職種変更認定のポイントを、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設定。	子ども・子育て支援法第19条第3項第3号に係る認定から同項第2号に係る認定に切り替わる場合には、同法第23条第4項により市町村は職種で変更認定をすることができる。しかし、現行制度では子どもが満3歳になるまでに支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩瑣となっている。事務の簡素化のため、上記の職種変更においては、第2号認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を取り上げ改められない。 なお、支給認定事務は、保護者の申請による変更と職種変更を合わせ、毎月相当件数の事務が発生している。そのような状況で職種変更の手続きだけで毎年回数に集約できれば、事務の遅れも少ななり負担軽減となる。4月の事務量が増加することは考えられるものの、毎月の職種変更事務がなくなることで負担減の方が市町村にとってのメリットが大きい。 (参考)平成28年度の職種による変更認定件数 ○和歌山市・・・約1,300件 ○御坊市・・・177件 ○岩出市・・・247件 ○かつらぎ町・・・75件	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyujokka.html
H29	291	03_医療・福祉	中核市	船橋市	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	生活困窮者自立支援法施行規則第5条	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間の延長	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間は、生活困窮者自立支援法施行規則第5条によって、「一年を超えない期間」となっている。同条第9号を創設し、「前号に該当する者に該当する者として当該就労準備支援事業による支援が必要と認める者であること」を加えることで、利用期間の延長を認めようとしている。	生活困窮者就労準備支援事業の対象者は、「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまく取れないなど、直ちに就労が困難な人であるため、支援期間が一年で終わらない場合がある。就労準備支援事業が一年以上使えない場合には、自立相談支援事業による就労支援に引き継ぎたいが、就労準備支援事業のプログラムにあるグループワークや実習体験等を利用できず、個別支援のみになってしまった。利用者にとって効果的な支援を行うことができない。 また、制度開始後2年間の稼働データ(平成24年4月1日～平成29年3月31日)については、就労準備支援事業の利用者数65名のうち、利用期間1年で一般就労とならなかった利用者数は、約3割の21名。そのうち、自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数は8名で、その他は、自立相談支援事業による就労支援に移行せず生活保護を受給することとなった7名、障害福祉サービスの就労移行支援を受けることとなった6名であった。自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数8名のうち7名は、現在も支援中であり、一般就労にはなっていない。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyujokka.html
H29	292	03_医療・福祉	中核市	船橋市	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	介護保険法第七十条の二 他	介護保険指定居宅サービス及び障害福祉指定居宅サービスの指定に際しては、柔軟な運用が可能となるよう見直しを求め、有効期間の定めについて弾力的な運用	現在は、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者においては、サービスに係る指定を更新を6年ごとに行う必要があると規定されていることから、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期間が異なる場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となっているため、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyujokka.html	
H29	293	01_土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A_権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画区域は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画、区域区分の決定、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	-
H29	294	02_農業・農地	町	多可町	農林水産省、国土交通省	B_地方に対する規制緩和	市民農園整備促進法特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律	市民農園を開設できる者の要件の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。	現在、本市においては、特定農地貸付に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行うつもりを考えている。 しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付等ができず、市民農園の開設主体となることができない。この解決策としては、任意団体の法人化が考えられるが、集落にとっては法人化手続きが高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyujokka.html
H29	295	08_消防・防災・安全	中核市	豊橋市	内閣府、国土交通省	B_地方に対する規制緩和	防災のための集団移転促進法に関する法律施行令第1条	防災のための集団移転促進法に関する法律の対象者の緩和	防災のための集団移転促進法に関する法律の対象者として、要配慮施設等移転促進の対象となる。	防災のための集団移転促進法として国庫補助を受けるためには、その区域が10以上の規模である必要がある。ところが、本市南部に位置する津波浸水被害が予測されるエリアにおいて、老人福祉施設・特別養護福祉施設が存在するものの、周囲に住宅等が存在しないため、集団移転事業としての要件を満たさず措置対象とならない。 ※南海トラフ地震に備えるため、集団移転に際しては、移転が必要と認められる高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために特に配慮を要する者が利用する施設(要配慮施設)の用に供する土地も当該補助の対象として認められている。	-
H29	296	03_医療・福祉	中核市	和歌山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年3月8日自治体向けFAQ【第15版】1206	認定こども園等の子ども・子育て支援事業及び地域子育て支援拠点事業の実施の事後評価	地域子育て支援拠点事業の委託を受けた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に、地域子育て支援拠点事業と子ども・子育て支援事業の実施の事後評価	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」によれば移行前の保育園(又は幼稚園)時代に委託していた「地域子育て支援拠点事業」をやることもないよう強くお願している。市町村に対して事実上義務付けがされている。また、認定こども園(幼稚園)保育所、地域子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業は、相互に独立した事業であることが示されているが、認定こども園の子育て支援事業と「地域子育て支援拠点事業」は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わらない。外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。 認定こども園に対し、「地域子育て支援拠点事業」を委託する際に、重複があるため、今後本市の地域子育て支援拠点事業を保育所・認定こども園で実施する場合には、本園と別施設にて実施することを求めることで、重複が発生するが、併せて考えられているため、FAQによる事実上の義務付けについて見直しを求めるとともに、認定こども園等の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」それぞれが要件・効果等違いについて、明確化されたい。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyujokka.html
H29	297	12_その他	中核市	郡山市	総務省	B_地方に対する規制緩和	マイナンバーカード申請受付の条件緩和	通知カードに付属するマイナンバーカード申請書について、氏名・住所等の記載事項に変更があった場合、同申請書の上記事項の申請はLISで受付できなくなりますが、これを受付可能にする。また、手続きの申請書を用いてマイナンバーカードを申請する際、12枚のマイナンバーを書き替える申請が受付できないという住民への連絡が行われていたため、混乱が生じていることから、申請を受け付ける又は、不備の連絡を住民に行うようにする。	【制度改正の経緯】 転居等により通知カードの記載事項に変更があった場合、通知カード付属の申請書等最新でない申請書IDが記載された申請書で、住民が申請を行うとマイナンバーカードが作成されない。 申請時にマイナンバーを書き替える等により、カードが作成されない。 市町村を跨ぐ移動後に、転入前に通知カードとともに入付された最新でない申請書IDが記載された申請書で申請を行ったため、マイナンバーカードが転入前市町村へ送付され、転入前市町村が転入前市町村へ、当該カードを返送する必要があるが生じている。 等事務が煩瑣となっている。 また、外国人住民による在留期間更新の交付申請について、在留期間更新前に作成された通知カード付属の申請書を用いた申請については受付可能である。しかし、在留期間更新を迎え在留期間を更新した後、既に送付されている申請書で交付申請を行い、かつ、同時期に市区町村が当該住民の申請書IDを更新した場合は、LISから当該住民の情報提供を受け、市区町村がLISへ在留期間等満了に伴う申請依頼を行ったとしても、当該住民の申請が受け付けられず、同通知のサービスが利用できない。 【支援事例】 (住民側) 上記よりカードを申請したが作成されない住民が出ている。(月10件程度) (市区町村側) 住民が氏名・住所の変更手続きを行う際に、新しい申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担が発生している。 外国人住民が入国管理局等で在留期間更新の手続きを行った際、市区町村窓口を経由しないため、通知カードに付属するマイナンバーカード申請書が使用不可になったことを口頭で伝えるタイミングが存在しない。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyujokka.html	
H29	298	03_医療・福祉	中核市	郡山市	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	生活保護法第78条の2	生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整の中で定められている上限について、保護金品等の調整の取扱いに関する事務負担を軽減するための運用	生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整においては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保第0723号)厚生労働省社会・援護局保金品等との調整の中で定められているが、保護受給者が上限以上の金額を返還する意思がある場合でも、保護金品等との調整を行うことができず、納付書等によって取組むことはならない。この場合、高齢世帯、障害世帯、高齢世帯が別個に定める生活保護受給者がむだな負担をして毎月定額を金融機関へ納付書を持参の上で納付することなどとともに、福祉事務所において、納付書の作成や送付の事務が発生するなど、市民に大きな負担が生じている。 また、納付書が滞り、新たな業務が発生するほか、当初の計画通り以上に借入金が発生するほか、期間が長期化するなど、さらには複数世帯の場合、世帯員数により一律の上限が表示されているため、多人数世帯の場合であっても1万円を超える徴収については納付書によるざるを得ない。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2017/teianbosyujokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (従来年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府】 (1) 子ども・子育て支援法(平24法65) (ロ) 子どものための教育・保育給付の認定(19条1項)については、以下のとおりとする。 ・平成29年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。 ・子ども・子育て支援法附則2条(項)に基づき、府令の施行後6年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>	---	3号認定から2号認定への職権による区分の変更について、区分が切り替わること(満3歳の誕生日を迎える児童が発生すること)に対象者に対して通知が必要であったものを年度の末日までに通知をすれば良いこととする見直しを行った。	【内閣府】子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成30年内閣府令第21号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_290	内閣府子ども・子育て本部
<p>6【厚生労働省】 (33)生活困窮者自立支援法(平25法105) (1)生活困窮者就労準備支援事業(2条4項)の1年間という利用期間の制限については、短期間で集中的に支援を行い、不安定な状態を継続させないよう配慮がある一方で、長期にわたってひきこもりの状態が続いている者など、少しずつステップアップしていく者もいることを考慮した上で、改めてアセスメントを行い、再度、個々人の自立を支援するための計画に当該事業による支援を位置付けることは実行可能であることも含め、その取扱いを明確にする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (34)生活困窮者自立支援法(平25法105) (1)生活困窮者就労準備支援事業(3条4項)の1年間という利用期間の制限については、改めてアセスメントを行った上で、個々人の自立を支援するための計画に当該事業による支援を再度位置付けることにより、当該事業を再び利用することは実行上可能であることを明確化するため、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」を改訂し、その旨を都道府県、指定都市及び中核市に2018年中に通知する。 【措置済み(平成30年10月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知)】</p>	-	【厚生労働省】生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について(平成30年10月1日付け社援発1001第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_291	-
<p>6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (ロ)指定居宅サービス事業者の指定の更新(70条の2第1項)、指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(78条の12において準用する70条の2第1項)、指定居宅介護支援事業者の指定の更新(79条の2第1項)、指定介護老人福祉施設(86条の2第1項)、介護老人保健施設(94条の2第1項)、指定介護予防サービス事業者の指定の更新(115条の11において準用する70条の2第1項)、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(115条の21において準用する70条の2第1項)及び地域支援事業の第1号事業(第1号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。)の指定の更新(115条の15(ロ)第1項)については、指定有効期限が異なっている場合にも指定有効期限を合わせて更新することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (4)指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設(41条1項)、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新(51条の21第1項)並びに指定自立支援医療機関(60条1項)については、指定有効期限が異なっている場合にも指定有効期限を合わせて更新することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。</p>	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【農林水産省】 (7)特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律(平元法58)及び市民農園整備促進法(平2法44) 市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき団体が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその団体を代表して市民農園の開設の申請を行うことができること及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続きを完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>	-	-	【農林水産省】法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について(平成30年3月27日付け29農振第2990号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_294	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【内閣府(3)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法59条9号及び児童福祉法6条の3第6項)を委託している幼稚園や保育所が認定子ども園に移行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援事業(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律2条12号)の要件・効果等の違いを明確化することを含め、「FAQ」の内容を見直し、地方公共団体に平成29年度中に周知する。</p>	-	-	-	-	-
<p>6【総務省】 (15)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ロ)氏名(住所等)の記載事項変更時に、通知カードに付属する交付申請書を利用して個人番号カードを申請した場合については、変更後の情報申請者が明記することを前提として、受付を可能とする方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、手書き用申請書を利用して個人番号カードを申請した場合であっても、当該申請書の記載に不備があった場合については、不備と判断する理由を明記し、書面等により地方公共団体情報システム機構から住所地市町村(特別区を含む。)へ情報提供を行うこと等により、両者が連携して申請受付事務を円滑に行えるよう対応方法の改善に努める。</p>	-	-	-	-	-
<p>6【厚生労働省】 (15)生活保護法(昭25法144) (ロ)費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収については、保護の実施機関が生活状況等について個別に把握した上で、生活の維持に支障がないと判断できる場合には、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平24厚生労働省)に記載されている保護金品と調整する金額の上限に扱われない柔軟な対応が可能となるよう、当該通知を平成30年度中に改正する。</p>	-	-	【厚生労働省】生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平24通知) (平成30年9月28日付け社援発0928第2号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_298	-

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【内閣府】</p> <p>(14)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付利率については、条例により市町村(特別区を含む。)の判断で設定できるものとし、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	<p>災害援護資金の貸付利率について、市町村の判断により、条例で3%未満に設定することを可能とした。</p>		<p>【内閣府】(都道府県知事宛)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正について(平成30年6月27日付け府政防第847号内閣府政策統括官(防災担当)通知)</p> <p>【内閣府】(指定都市市長宛)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正について(平成30年6月27日付け府政防第847号内閣府政策統括官(防災担当)通知)</p> <p>【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について(平成31年4月30日付け府政防第81号内閣府政策統括官(防災担当)通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_299</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164) (4)一時預かり事業の職員配置(児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)36条の35)については、1日の子どもの受入れ数がおおむね3名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かる場合の職員配置等の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(令和2年3月26日厚生労働省令第41号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_300</p>	
<p>【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164) (4)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。</p>					
<p>【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164) (4)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参照すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_303</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 障害児及び障害者の相談支援については、相談支援の体制の充実や質の向上に向けた検討の中で相談支援専門員の確保の方策について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (1)障害児及び障害者の相談支援については、相談支援専門員の確保の観点から、専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する行動障害支援体附加算等を創設する。 〔措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する法律の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第102号))〕</p>			<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_305</p>	
<p>【法務省(4)】【厚生労働省(35)】</p> <p>外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、保護の実施機関が、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に対する事務処理を行うに当たり、地方入国管理局に対して当該外国人が在留資格の取得の際に提出した立証資料の提供を求めた場合において、地方入国管理局では行政機関の保有する個人情報に関する法律(平15法58)8条2第3号に基づき当該資料の提供が可能であることについて、地方入国管理局及び地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>			<p>【法務省】【厚生労働省】外国人からの生活保護の申請に関する地方入国管理局への情報照会の取扱いについて(平成29年12月28日事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_306</p>	
<p>【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164) (4)医療型児童発達支援(6条の2の2第3項)の医師の配置については、以下のとおりとする。 ・医師等の員数を算出する際の労働換算の方法等の具体的基準を明示し、必ずしも常勤医師が確保できなくても医療型児童発達支援の運営が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 ・医師の配置要件の緩和については、医師不足が深刻な地域の状況を踏まえ、医療の確保や診療所における管理者の常勤要件等との整合性を考慮しつつ検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【厚生労働省】</p> <p>(1)健康保険法(大11法70) (4)障害児(者)のリハビリテーション料の施設基準については、提案の趣旨を踏まえつつ、限られた医療資源の有効活用などを考慮し、障害児に対する適切なリハビリテーションの提供を確保していく観点から、常勤医師の配置に関する施設基準の在り方について、中央社会保険医療協議会において検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	309	03.医療・福祉	一般市	日田市、大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、鞆島村、日出町、九重町、玖珠町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第61条 国民健康保険法第67条 船員保険法第51条 国家公務員共済組合法第48条 地方公務員等共済組合法第51条 高齢者の医療の確保に関する法律第62条 平成26年12月5日付厚生労働省通知(保国初1205大1号)	保険者間調整の義務化	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、平成27年より保険者間において直処理できる措置が講じられたが、いまだ多くの保険者で調整ができていないため、これを義務付け、そして被保険者からの書類の提出を待たずに調整ができるように、関係法令の改正を、平成26年12月5日付厚生労働省通知(保国初1205大1号)において、当該過誤調整について保険者間調整で処理することを義務付けるものではなく、過誤調整の手で保険者から要望があった場合において、当該要望に応えることを義務付けることである。	【支障事例】 健康保険加入(脱退)の届出の遅れにより、旧保険で医療機関を受診した際の保険者負担医療費の調整について、国民健康保険以外の保険(協会けんぽや共済など)では、資格取得から保険証交付までにかかりの日数を要する。新しい保険証が届くまでの間、市民は国民健康保険証を使って受診することがあり、後日国民健康協会を経由した医療機関からの請求により無資格での受診が判明する。この場合、保険者から医療機関に対して、レセプトの差し替え(返戻)を依頼して、医療機関から新保険者に提出していたが、全てには対処できていない。そのため、被保険者からの同意を得て保険者間調整を行うこととなるが、この場合も調整に応じない保険者があり、被保険者に保険者負担分全額を一旦負担してもらわなければならない。請求手続きも煩雑な上、時間を要する。さらに、通って資格の異動があった場合には、被保険者は多額の費用を準備する必要も生じる。また、被保険者からの同意書の提出がない場合は手続きを進めることができない。	—
H29	310	01.土地利用(農地除く)	一般市	中津川市	内閣官房、総務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探査・利活用のためのガイドライン	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和	公共事業に係る用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探査や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着手に至るまでに大きな事務的な負担があった。 また、着手が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 因は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探査・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利活用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を踏襲した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい、事業も存在している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html	
H29	311	05.教育・文化	一般市	塩尻市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条、25条、行政不服審査法第4条	教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化	教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にする。 一方で平成26年7月17日文部科学省初等中等教育長通知では「…教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にある…教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない」とし、指揮監督権が残っているのにも関わらず、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にある…教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない」としている。	【経過】 行政不服審査法(逐条解説)では、審査請求の審査庁とは「指揮監督権を有する行政庁」としているが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、改正前の第17条「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に…」の部分が削除され、改正後の第13条のとおり教育長は教育委員会の代表となった。このため、教育委員会が教育長に委任した事務の審査請求についての審査庁が不明瞭となっている。 【支障事例】 教育委員会が教育長に委任した学校教育法施行令第8条の指定校変更許可や教育施設の使用許可申請等について、申請を棄却する際の行政不服審査法第82条の告示が困難になるなど業務に支障があり、処分を受けるまでは市民も審査庁が不明瞭な状態であるなど、国民のための行政救済制度が十分に機能していない。 また、教育長が審査庁となる場合、教育委員会が審査庁となる場合には不要の審理員指名等の事務が新たに発生するため、事務の効率化のための委任により別の事務が生じるという矛盾が生じる。 【全国状況】 全国の教育委員会のHPを見ると、新教育長制度に移行しているにもかかわらず、教育長の処分の審査庁を教育委員会にしている例や教育長にしている例が見受けられ、同じ法律を根拠としながら統一されていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2017/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【内閣官房(2)】【総務省(17)】【法務省(5)】【農林水産省(16)】 【国土交通省(25)】 所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために取用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。</p>					
<p>6【文部科学省】 (12) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化については、当該審査請求の手続の在り方も含めて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【文部科学省】 (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) (i) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁については、教育長が審査庁である旨を、都道府県教育委員会等に周知する。 [措置済み(平成30年3月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)] (ii) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査請求の手続に関する地方公共団体からの相談については、適切に対応するとともに、地方公共団体から当該審査請求に係る具体的な支援事例が示された場合には、改めて必要な検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>	<p>教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁については、教育長が審査庁である旨を、都道府県教育委員会等に周知した。</p>	<p>【文部科学省】教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分に係る不服申立ての審査庁について(平成30年3月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h296_tsuchi.html#h29_311</p>	<p>文部科学省初等中等教育企画課</p>